第６次藤枝市総合計画
（後期計画）

藤枝市
Fujieda City

はじめに

1 第６次藤枝市総合計画の構成

第６次藤枝市総合計画と藤枝市新総合戦略（地方版総合戦略）は、基本方針や重点プロジェクト、施策の一部は共通しており、重点戦略を明確化するとともに、進捗管理や効果検証等を一元化することで実効性の確保と合理化を図ります。

総合計画は、「基本構想」「土地利用構想」「基本計画」で構成します。この計画に基づく各年度における具体的な戦略や取組などは、毎年度「次年度戦略方針」として定めます。

①基本構想【10 年間】

基本構想は、2030 年度を目標年次として、本市が将来目指す姿や都市像、ビジョンなどを示すもので、これを実現させるために、目的別に７つの目標を定めます。

併せて、人口動態を踏まえて、将来的に目指す「人口ビジョン」も示します。

②土地利用構想【10 年間】

土地利用構想は、2030 年度を目標年次として、本市の土地利用に関する基本方針や戦略的な土地利用の方針、地区別の土地利用構想などを示すものです。

③基本計画【前期5年間、後期5年間】

基本計画は、基本構想で示した目指す姿などを実現するために、10 年間を前期・後期に分けています。後期計画では、2030 年度までの５年間（後期基本計画）の政策・施策の方針を体系的に示すとともに、総合戦略とその重点プロジェクトを示すものです。

④次年度戦略方針

次年度戦略方針は、基本計画で示した政策・施策の方向性を受け、毎年度、これを実行するための具体的取組を予算・組織・人事の三位一体で構築するものです。

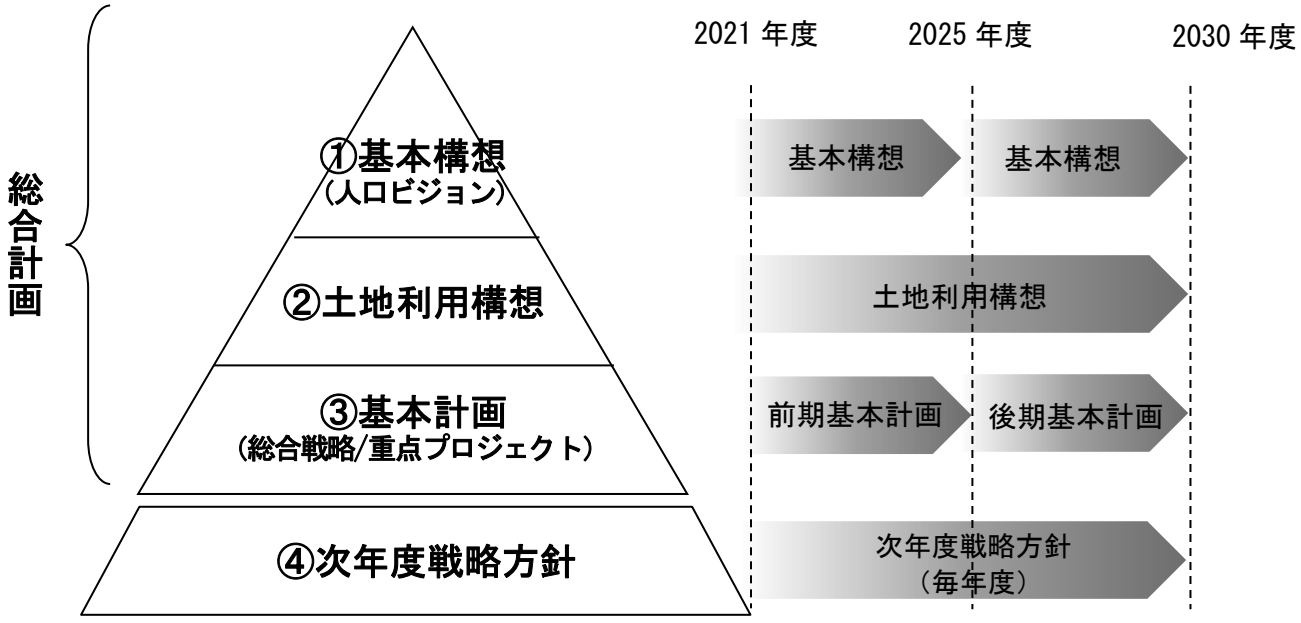

2 これからのまちづくりに向けて

本市のこれからのまちづくりの方向性は、社会構造の変化や国内外の社会経済情勢、環境の変化や社会全体で取り組むべき課題などを踏まえるとともに、まちの強みや価値、魅力を再認識し、多様な主体との協働により最先端のデジタル技術も活用しながら高めていきます。

（1） 本市を取り巻く環境変化

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2019 年から 2050 年の約 30 年間で日本の総人口は約 2,400 万人減少するとされています。本市においても中心市街地の活性化や生活環境、教育環境の充実により人口は増加していましたが、2015 年度をピークに減少に転じており、人口構造においても国と同様、2040 年頃に高齢者人口がピークになると予測されます。

本市においても、少子高齢化による人口減少が急激に進行していく中、消費の低迷による経済規模の縮小が危惧されます。また、生産年齢人口も大きく減少することが見込まれており、労働力人口の不足、現役世代の社会保障負担の増加、介護人材の需給ギャップが懸念されます。

また、本市の事業所の９割以上を占める中小企業及び小規模事業所は、担い手の高齢化や減少が進んでおり、技術や経営の継承も含めた人材と持続力の確保が喫緊の課題となっています。

併せて、人口減少により、空き家等の増加も見込まれ、防災・防犯機能の低下や、衛生環境・都市景観の悪化といった問題の発生も懸念されます。また、都市基盤として市民生活を支える橋梁やトンネル、上下水道等の多くは、高度経済成長期の拡散的な都市づくりに伴い建設され、これらの老朽化が進展する中で、人口減少により経営効率が低下し、その維持管理・更新への対応も難しくなっています。

さらに、地球温暖化が要因とされる気候変動により超大型の台風や突発的な集中豪雨が頻発化し、洪水や内水氾濫、土砂災害等をもたらすだけでなく、地域産業や市民の暮らしなど、あらゆる面に影響を与えています。

一方で、ＡＩをはじめとするデジタル技術が急速に進化する中、行政手続きや生活サービス、企業の生産性向上に加え、社会インフラの効率的な維持管理等、多様化する地域課題の対応には、デジタル技術の活用が欠かせないものとなっています。

このような少子高齢化・人口減少であっても、誰もが安心して健康に暮らし、希望を持てるまちの実現に向け、市民一人一人が安全で快適に生活できる環境の整備や自己実現できる多彩なフィールドづくり、新たな成長産業づくりなど、現下の状況を切り拓くとともに、次の時代に希望をつなぐ取組を進めてまいります。

（２） 藤枝市の強みや魅力

○コンパクト＋ネットワークのまち

少子高齢化・人口減少社会において、効率的で利便性が高く、持続力あるまちを実現するため、中心市街地では都市機能を集約した「コンパクトシティ」の形成を先駆的に進め、交通結節点を中心とした徒歩生活圏の形成や民間活力を導入した再開発等を進めてきたことから、広域から人・モノが集い、相乗効果を発揮する「しずおか中部の生活・交流都心」づくりが進み、国から「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市に選ばれています。

さらに、この中心市街地を核として、各地域の個性や特性を活かした旧市街地や中山間地域など、多極型の拠点形成と拠点相互を公共交通や人の交流で有機的につなぐ、独自の都市プラットフォーム「ふじえだ型コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりを進め、多彩な魅力を放つ付加価値の高い都市として「選ばれるまち」が実現しています。

これによって、都会の便利さを感じられる中心市街地と、豊かな自然あふれる中山間地域など、本市の特性を最大限に発揮した「ほどよく都会。ほどよく田舎。」を魅力として、新たな産業やビジネスを生み出す環境、市民の多様なライフスタイルやワークスタイルに対応する環境、安全・快適・便利な質の高い生活環境を充足しています。

○豊かな自然

本市は、市内の７割を中山間地域が占め、温暖な気候と、暮らしや営みに様々な恵みをもたらす山や川など豊かな自然あふれる、心地良く、潤いと品格のあるまちです。

市の中央を流れる瀬戸川は、春には約２㎞に渡る東海地区最大級の桜トンネルが続き、多くの人の目を楽しませてくれます。また、市のほぼ中央にある「花・水・鳥・笑顔」をテーマとした蓮華寺池公園は、四季を通じて、多くの市民や来訪者で賑わい、市民とともにこれらの資源を活かした「ふじえだ花回廊」づくりが進んでいます。瀬戸川・朝比奈川・大井川流域の良質かつ豊富な水資源は、日々の生活や地場産業の振興を支えています。

中山間地域には、豊かな自然に恵まれた美しい景観が広がり、農林業の場として日本三大玉露の産地の一つである朝比奈玉露をはじめとするお茶やみかん、しいたけなどが生産されています。こうした環境を活かした拠点が各エリアに立地し、「ふじえだ陶芸村構想」や「朝比奈まちづくり構想」など、各地域の食文化や芸術、文化などの地域資源を活かした賑わいと活力ある地域づくりが進められており、観光、交流、地域の働く場、住民の拠り所となっています。

〇広域交通ネットワーク

東京と名古屋の中間、そして静岡県のほぼ中央に位置する本市は、ＪＲ東海道本線や東名高速道路、新東名高速道路、国道１号藤枝バイパスなどが市内を東西に貫き、また、富士山静岡空港にも隣接するなど、陸・海・空に開けた交通の要衝となっており、中心市街地からは、１時間強で東京にアクセスが可能です。

広域アクセス性の良さを活かした市内各所への産業拠点形成と、企業的経営体による農業など新たな産業の誘導、中心市街地の利便性を活かしたスタートアップ企業などの誘導が進んでいます。

東名高速道路大井川焼津藤枝スマートＩＣや新東名高速道路藤枝岡部ＩＣの活用、国道１号藤枝バイパス４車線化の推進、富士山静岡空港とＪＲ藤枝駅を結ぶアクセスバスの運行、都市間ネットワークを充実させる道路整備により、海外や大都市を含む広域との連携を強化し、広域観光周遊ルートの形成や都市間ネットワークの充実などを図り、交流人口・物流を増大させ、活力と賑わいを生み出していきます。

○４Ｋ（健康・教育・環境・危機管理）を柱とした暮らしの環境

市民が生き生きと暮らす、持続可能で活力ある健全な都市を目指し、市民の暮らしに直結する４Ｋ（健康・教育・環境・危機管理）施策を重点的に進めてきました。その結果、がんの死亡率の低さやごみ排出量の少なさなどが全国上位にランクインし、安全・安心で豊かな暮らしができるまちとして、子育て世代の人口増加にもつながっています。

健康分野では、「守る健康」「創る健康」を柱に、従来からの強みである予防活動や早期発見・早期治療に向けた取組を強化するとともに、健康意識の向上と健康行動の促進、がんの予防や治療の高度化なども進めています。また、産業まちづくりへの展開により、健康寿命の延伸を目的とした重点プロジェクト「藤枝ＨＡＬＥバレー構想」も進めています。

教育分野では、小中一貫教育や英語教育、ＩＣＴ教育、科学教育など次代につながる独自の教育に先導的に取り組むとともに、思いやりの心を育む道徳教育や「個」に応じた特別支援教育などにより、学校教育に関する市民満足度は高くなっています。また、「いつからでも学び、チャレンジできるまち」をつくるため、「藤枝市民大学」による生涯教育やリカレント教育など、全世代型教育都市づくりが進んでいます。

環境分野では、“もったいない”都市宣言を行い、藤枝市環境衛生自治推進協会を中心に市民の意識を高め、６Ｒの推進や生ごみの資源化など資源循環型のまちづくりを先駆的に取り組むとともに、地域共生型まちづくりの拠点として新たなクリーンセンターの整備を進めています。

危機管理分野では、大規模災害の発生に備え、建築物の耐震化や防災訓練をはじめ、住民や企業・行政が一体となり、また、最先端のデジタル技術の活用も含めた積極的な危機管理対策に取り組んでいます。

これまでの強みである各施策の価値を高め、深化させることで、「選ばれるまち」として市民のウェルビーイングと都市のブランド力を高めるとともに、ＳＤＧｓの実現にも積極的に寄与していきます。

○最先端のデジタル技術の活用、スマートシティの形成

本市では、ＩＣＴの先端技術を積極的にまちづくりに取り入れ、「産業競争力向上」「人材育成」「働き方改革」を３本柱とした産学官一体によるまちづくりやスマートシティの形成を進めてきました。

こうした取組を支えるため、産学官の連携により「藤枝ＩＣＴコンソーシアム」を組織し、地域産業のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）推進の支援を行うほか、学校教育におけるＩＣＴ機器導入等による地域を担う人材づくりや新しい働き方を提供するコワーキングオフィスの整備を進めるとともに、災害対策や防犯対策など、多領域にわたってデジタル技術を活用し、国の「スマートシティ」の先行モデルに選定されました。

さらに、「４Ｋ施策」をはじめとする各種施策や「コンパクト＋ネットワークのまちづくり」に、ＡＩ等の最先端のデジタル技術やビッグデータを戦略的に活用してＤＸを推進することで、市民一人一人の安心・快適・便利な暮らしと、未来につながる持続的なまちの発展を実現する都市モデル「スマート・コンパクトシティ」の構築を目指しています。

本市が地方都市のモデルとしてスマートシティを確立し、その成果を横展開することで、国全体の創生にも貢献していきます。

○芸術・歴史文化、スポーツ

本市には、国指定史跡「志太郡衙跡」をはじめ、「田中城下屋敷」や「大旅籠柏屋」などの日本遺産にも認定されている旧東海道の「街道文化」や、「藤枝大祭り」、「朝比奈大龍勢」などの貴重な民俗文化や伝統芸能が数多く残されています。

また、本市は、「蹴球都市」「サッカーのまち」として 100 年の歴史と伝統を誇り、数々の全国大会で輝かしい成績を収め、サッカー界に多くの優秀な人材を輩出してきました。サッカーだけでなく、スポーツ全般が盛んで、スポーツが市の文化として根付いており、市内全域をフィールドに国内外からスポーツ交流を呼び込む「藤枝シティ・トレセン構想」などの取組も進めています。

加えて、「お茶」、「地酒」、「乾しいたけ」などの特産品、「花火」、「雛人形」を生み出す職人技など、先人から受け継いだ豊富な地域資源は本市の大きな魅力です。

こうした歴史や伝統を受け継ぐとともに、音楽や陶芸など、独自の文化芸術の浸透も図り、これらを関係人口づくりにもつなげる「ふじえだ陶芸村構想」などの地域づくりも進んでいます。市民が心豊かに生き生きと過ごせる魅力あるまちづくりを推進し、さらには本市の個性、観光資源としてのまちづくりへの活用により文化の価値を高め、発展させていきます。

第６次藤枝市総合計画

ＳＤＧｓの推進

1 ＳＤＧｓのゴールに貢献する 17 の目標

第６次藤枝市総合計画と同じ 2030 年を目標年次とするＳＤＧｓの実現に寄与するため、本総合計画の推進により本市として取り組むべき目標を、ＳＤＧｓの 17 のゴールに貢献する「本市独自の 17 の目標（ローカルＳＤＧｓ）」として設定し、地方創生の一層の充実・深化とともに、その達成を目指します。

2 ローカルＳＤＧｓの実現

市民の暮らしに直結する「４Ｋ（健康・教育・環境・危機管理）」施策と本市独自の都市戦略である「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりに「ＩＣＴ（情報通信技術）」を掛け合わせることで、安全・快適・便利な「スマート・コンパクトシティ」を形成し、独自の Society5.0 を推進することにより、力強い経済、安全・安心な社会、優しい環境の三方良しの持続可能なまちづくりを進め、国際社会のＳＤＧｓのゴールに貢献します。

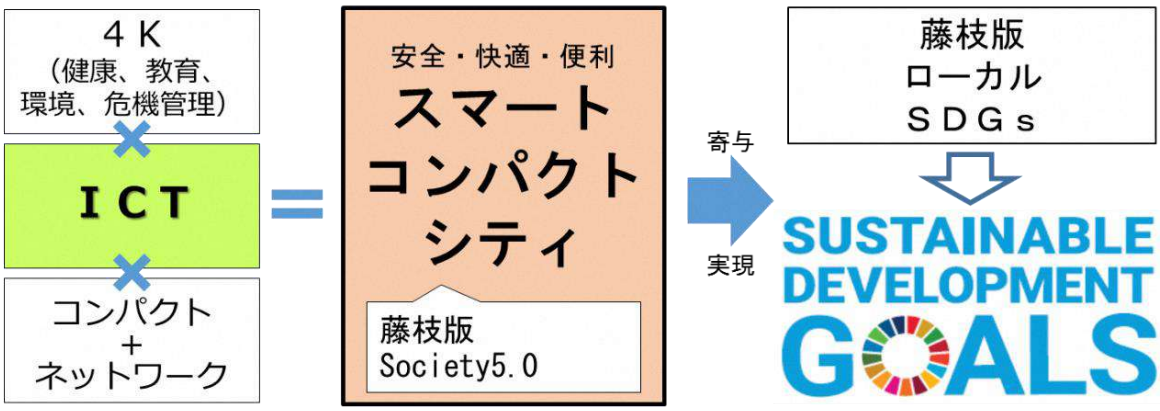

第６次藤枝市総合計画

基本構想

1 基本理念

藤枝に関わる全ての人と共有する、将来の本市の目指す姿、都市像を次のとおり掲げます。

“幸せになるまち”藤枝づくり
～まち・自然・文化と共生　未来へ飛躍～

全ての市民が「幸せ」になるためには、市民が安全・安心で健康に暮らし、希望が叶うまちを実現していくことが必要です。

先人から継承した豊かなまちと自然、文化を本市の大切な資源として守り、さらに価値を高め、未来に向けてこれらが融合し発展したまちを築くこと、また、市民、企業、行政、大学などの多様な主体が想いを共有し、力を結集することで、全ての市民がこのまちで暮らし、働き、活動することで“幸せになるまち”を創造します。

２基本目標

社会構造や価値観が大きく変わり、かつ技術革新も急速に進み、課題やニーズが多様化する中で、基本理念を実現させるために、目的別に７つの目標を定め、それぞれの政策・施策の方向性を示します。

目標１　市民の命と安全・安心を守る藤枝づくり

市民が災害や疾病、交通事故、犯罪など様々なリスクから命と暮らしが守られ、安全で安心して快適に暮らせるまち・藤枝を創ります。

＜政策・施策の方向性＞

- 地震や水害、感染症など様々な災害やリスクから、市民の命と財産を確実に守るまちを創ります。
- 地域の中核となる総合医療体制を整え、地域住民の命を守る高度な医療を提供します。
- 市民や企業と協働で犯罪や交通事故から市民を守り、また、起こさせない安全で安心なまちを創ります。
- 安全で人に優しい住まいや都市空間を築き、安心して暮らせる環境を創ります。

目標２　市民の健康で豊かな暮らしを実現する藤枝づくり

市民が住み慣れた地域で助け合い、生きがいを持って活動し、健康で元気に活躍できるまち・藤枝を創ります。

＜政策・施策の方向性＞

- 全ての市民が住み慣れた地域で助け合い、安心して暮らすことができるまちを創ります。
- 誰もがその人らしく生き生きと社会参加できるまちを創ります。
- 市民が生きがいを持ち、楽しみながら健康づくりを行い、生涯にわたって元気に活躍できるまちを創ります。
- 居心地が良く美しい街並みの中で、多様な交通手段が整い、市内を円滑かつ快適に移動できるまちを創ります。
- 市民の交流活動が各地域で生まれ、市民主体のまちづくりが進み、誰にでも出番があるまちを創ります。
- 市民が様々なスタイルで生涯学び続けられ、人材が育ち活躍できるまちを創ります。

目標３　こどもが健やかに学び、育つ藤枝づくり

市民が結婚や出産の希望を叶え、楽しく子育てができ、健やかで思いやりがあり、たくましく生き抜く力があるこどもを育むまち・藤枝を創ります。

＜政策・施策の方向性＞

- 結婚や出産､仕事の希望が叶い､楽しく安心して子育てができるまちを創ります。
- 学校と地域、家庭が一体となり、地域への愛着を育み、思いやりのあるこどもが健やかに育つまちを創ります。
- 変革する社会の中でも誰ひとり取り残されず、たくましく生き抜く力を育み、安心して楽しく学べる教育環境を創ります。

目標４　力強い地域産業を育み、安心して働ける藤枝づくり

市民が様々なスタイルで安心して働くことができ、新しいビジネスや賑わいが湧き上がり、地域産業が持続し発展するまち・藤枝を創ります。

＜政策・施策の方向性＞

- 大学を中心とした産学官金の協働により、人と産業を育て、つなぎ、幅広い人材が活躍できる環境を創ります。
- 先端技術を活用しながら、中小企業の成長や新しいビジネス創出が進み、持続し発展する地域経済を創ります。
- 経済活動の地方分散に対応した幅広い企業誘導により、地域産業の発展につながる相乗効果を生む環境を創ります。
- 地域コミュニティを育み新しい価値観に対応する商業環境を創ります。
- 地域の特性を活かしながら、次世代技術を取り入れた生産性と収益性の高い持続的に発展する農林業を創ります。

目標５　魅力と活力、持続力ある地域がつながる藤枝づくり

市民が本市ならではの文化に触れ、幅広い交流が生まれる舞台となる、固有の豊かさや価値が輝く地域がつながり、多彩な魅力あふれるまち・藤枝を創ります。

＜政策・施策の方向性＞

- コンパクトで広域求心力の高い中心市街地と、地域特性を活かして多彩な魅力を放つ多極ネットワーク型のまちを創ります。
- 歴史文化資源や中山間地域などの地域資源の価値と地域ブランド力が高まり、観光・交流が盛んで、訪れ活動する人と地域の人のつながりが生まれるまちを創ります。
- スポーツや芸術文化がさらに市民の暮らしに根付き、生きがいや豊かさを育み、未来に向けて新たな価値を生み出すまちを創ります。

目標６　豊かな自然環境と資源を守り、次代につながる藤枝づくり

市民が豊かな自然環境と共生し、限られた資源を大切にして地球環境を未来へつなげる持続可能な循環型のまち・藤枝を創ります。

＜政策・施策の方向性＞

- 資源の循環や地域資源の活用、気候変動への適応を図り、地域循環共生圏を形成します。
- 再生可能エネルギーの活用や省エネルギーを推進し、スマートなまちづくりを通じて、地球温暖化の抑制に取り組み、地球環境を守るまちを創ります。
- 地域の自然環境を保全・活用し、市民が学び、支える仕組みをつくり、未来へ継承します。

目標７　夢と希望にあふれ、未来につながる藤枝づくり

市民が質と価値の高いサービスを享受でき、未来に期待を持てる、いつまでも住みたい場所として選ばれるまち・藤枝を創ります。

＜政策・施策の方向性＞

- 「新たな日常」における市民本位のサービスを提供するデジタル自治体を構築します。
- 市民に質と価値の高いサービスを提供するため、人材を育て、安定した行財政基盤を整えます。
- 都市ブランド力を高め、住む場所、企業活動を行う場所として選ばれるまちを創ります。
- 力強い地域づくりと本市の経済発展に向け、国内外の都市交流と周辺自治体との広域連携、共生を推進します。

３取組の基本姿勢

社会情勢の急激な変化とともに、地域の課題も多様化・複層化・複雑化しており、行政だけでなく、多様な主体と協働・連携して対応していくことが必要です。

そのため、基本目標を達成し、基本理念を実現するために、計画全体を通して、次の３点を基本姿勢として政策・施策を実行します。

１　市民とコミュニティが主役のまちづくりの推進

市民は、自らのまちのことを「自分に関わること」として主体的に考え、行動し、性別や国籍などの垣根を超えて様々な人がつながることで、「支え合い」「助け合い」の絆、コミュニティの力を発揮しながら取り組み、行政は、市民の活躍やコミュニティの環境づくりとともに、市民と一体となってまちづくりを進めます。

２　多様な主体との協働・連携のまちづくりの推進

市民と行政をはじめ、自治会、市民活動団体、企業・事業所、大学などが想いを一つにし、対等な立場で、それぞれの特性を活かしつつ、お互いの社会的な役割を踏まえ、双方の利益を基本に相互に協力し、連携してともに課題の解決に取り組みます。また、社会構造が大きく変わる中、生活圏、経済圏を一つにする周辺自治体との共生、連携により課題解決を図り、将来に向け地域力を高めていきます。

３　まちづくりを支える持続可能な行財政経営

行政は、地方政府としての自覚と自己責任により、将来にわたり市民が安全・安心に暮らし、まち、地域が繁栄・発展するよう安定的かつ戦略的に都市経営を進めていく必要があります。自立的な政策形成能力の向上を図るとともに、将来を担う人材を育て、堅固な行財政基盤を構築します。

4 横断的な視点

全ての政策・施策の構築・推進にあたり、社会の動きを先取りし、人口減少社会を切り拓くため、次の４つの視点で横断的に実行します。

１　誰もが安心できるまちづくり

災害や事故、犯罪、孤立など様々なリスクに備え、年齢や性別、障害の有無などに関わらず、市民が住み慣れた地域で、心身ともに健康で安全・安心に暮らせるよう、不安や心配事に寄り添ったきめ細かな取組を推進します。

２　未来に向けて成長するまちづくり

地域を取り巻く環境や社会構造が大きく変化する中でも、活力ある地域経済を実現し、ヒトやモノ、投資が集まり、持続的に発展し、地域の中で存在感を放つ中核都市づくりに向け、教育や産業、環境など多方面の施策を連携させ、本市の強みや地域資源、特色を最大限に活かして新たな価値を生み出す取組を推進します。

３　ＤＸによる安全・快適・便利なまちづくり

デジタルテクノロジーを活用して健康予防や教育、環境、危機管理をはじめ、交通、生活サービスなどを高度化することで、公平で効率的かつ安全で快適な環境を提供するとともに、利便性を高め、市民が質の高い生活を送れる環境づくりと持続可能な社会・地域経済づくりを一体的に推進します。

４　若者、女性、高齢者が活躍できるまちづくり

人口減少社会においても、地域の活力を維持・向上させるとともに、誰もがそれぞれの能力や経験を活かして自分らしく暮らし、働き、自己実現できるよう、多彩なフィールドづくりとその基盤となる生活や就業・社会参画の環境づくりを推進します。

5 将来のまちの姿（人口ビジョン）

ここでは、将来の総人口等について国勢調査（2020 年）をベースに推計します。

1　総人口・年齢階層別人口

本市の人口は、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の減少が進行しており、2000 年以降は特に生産年齢人口の減少が顕著になっています。一方で老年人口（65 歳以上）は急速に増加しており、本総合計画の目標年度である 2030 年には 33.2%に達するものと推計されます。

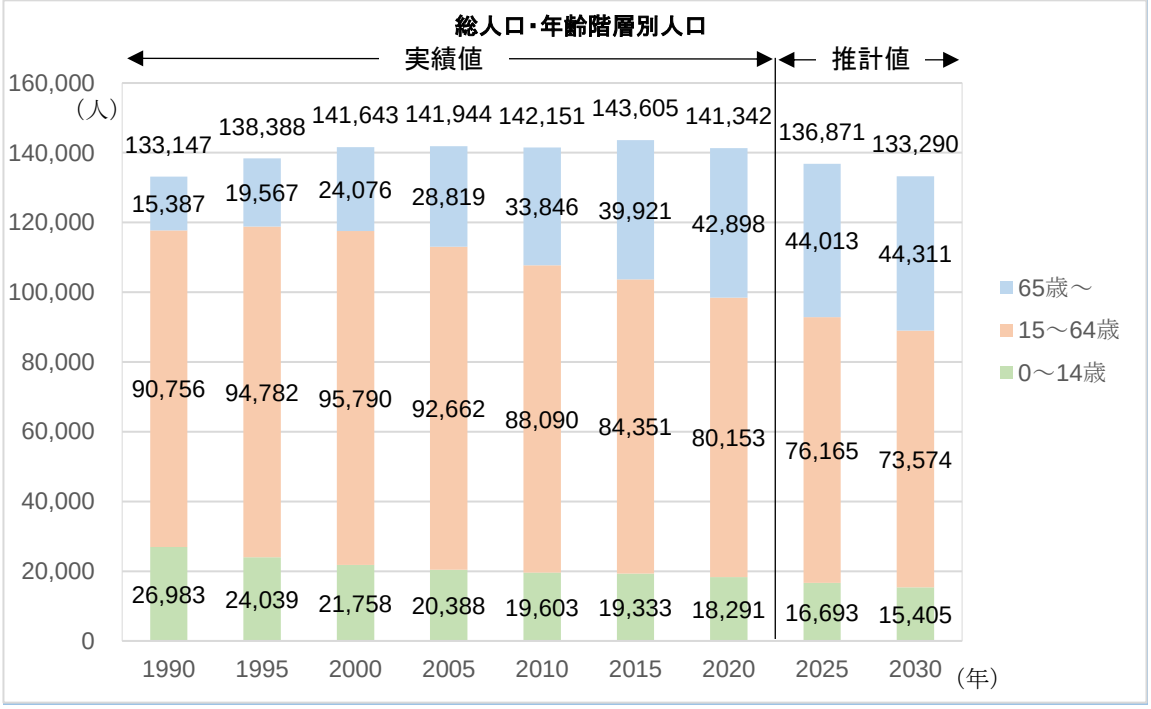

■年齢別構成比の見通し（上段：人口、下段：構成比）

	実績値							推計値	
	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年
65 歳～	15,387	19,567	24,076	28,819	33,846	39,921	42,898	44,013	44,311
（人）	11.6%	14.1%	17.0%	20.3%	23.9%	27.8%	30.4%	32.2%	33.2%
15～64 歳	90,756	94,782	95,790	92,662	88,090	84,351	80,153	76,165	73,574
（人）	68.2%	68.5%	67.6%	65.3%	62.2%	58.7%	56.7%	55.6%	55.2%
0～14 歳	26,983	24,039	21,758	20,388	19,603	19,333	18,291	16,693	15,405
（人）	20.3%	17.4%	15.4%	14.4%	13.8%	13.5%	12.9%	12.2%	11.6%
合計	133,147	138,388	141,643	141,944	142,151	143,605	141,342	136,871	133,290

※1990～2020 年は実績値（国勢調査）。1990、1995、2000、2005、2010、2015、2020 年の合計には年齢不詳（年齢別構成比で按分）を含むため、年齢階層別人口等と総人口の合計が一致しない場合がある。

年齢別構成比の値は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が 100%とならない場合がある。

２　世帯数

本市の世帯数はこれまで一貫して増加してきました。これは、核家族化の進行や単身世帯の増加によるものと考えられます。

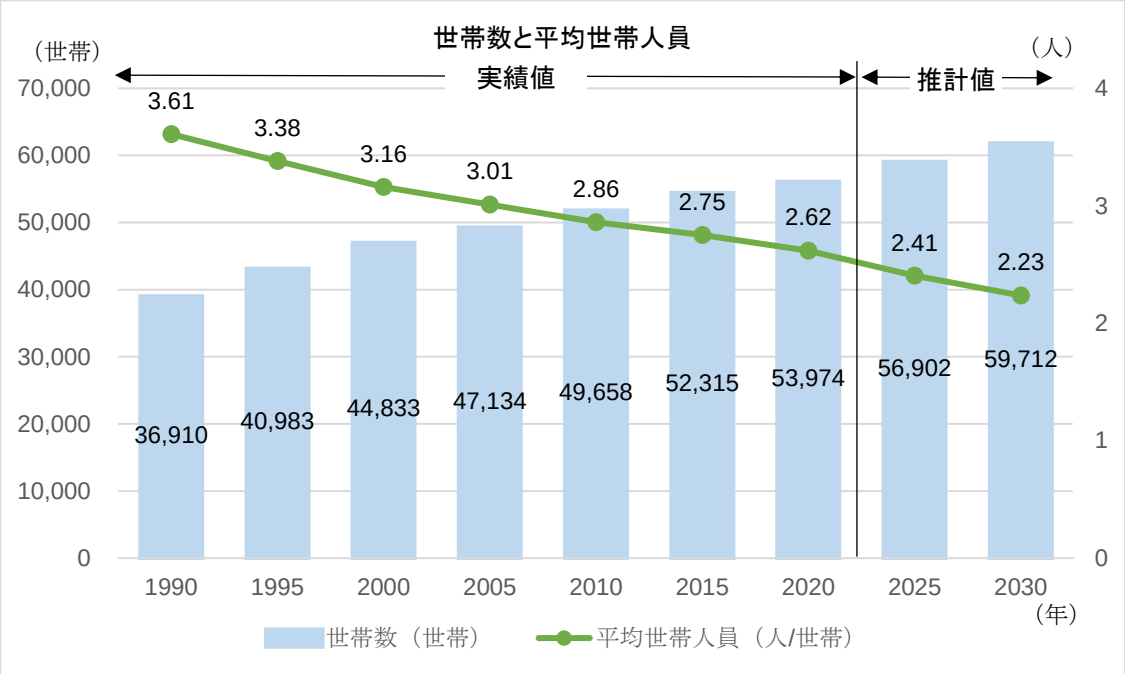

■世帯数と平均世帯人員の見通し

	実績値							推計値	
	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年
世帯数（世帯）	36, 910	40, 983	44, 833	47, 134	49, 658	52, 315	53, 974	56, 902	59, 712
平均世帯人員（人/世帯）	3. 61	3. 38	3. 16	3. 01	2. 86	2. 75	2. 62	2. 41	2. 23

※世帯数は、1990 年～2020 年の世帯数（国勢調査）の推移が継続するものとして推計した。
※平均世帯人員は、人口（推計人口）を世帯数で除して求めた。

３　産業別人口

本市の就業人口は、2015 年まで増加傾向にありましたが、人口減少に伴い、本総合計画の目標年度である 2030 年には 65,978 人と減少が予想されます。

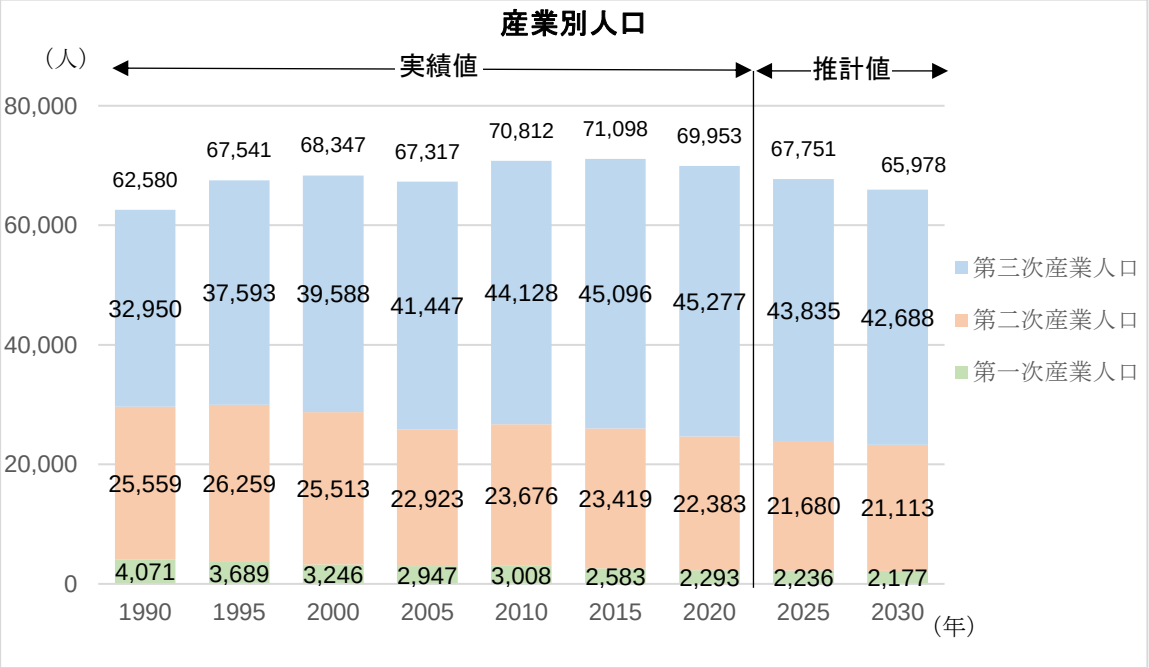

■産業別人口の見通し（上段：人口（人）、下段：構成比）

	実績値							推計値	
	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年
第三次産業人口	32,950	37,593	39,588	41,447	44,128	45,096	45,277	43,835	42,688
	52.7%	55.7%	57.9%	61.6%	62.3%	63.4%	64.7%	64.7%	64.7%
第二次産業人口	25,559	26,259	25,513	22,923	23,676	23,419	22,383	21,680	21,113
	40.8%	38.9%	37.3%	34.1%	33.4%	32.9%	32.0%	32.0%	32.0%
第一次産業人口	4,071	3,689	3,246	2,947	3,008	2,583	2,293	2,236	2,177
	6.5%	5.5%	4.7%	4.4%	4.2%	3.6%	3.3%	3.3%	3.3%
就業人口	62,580	67,541	68,347	67,317	70,812	71,098	69,953	67,751	65,978
総人口に占める割合	47.0%	48.8%	48.3%	47.4%	49.8%	49.5%	49.5%	49.5%	49.5%

※1990～2020 年は実績値（国勢調査）。1990、1995、2000、2005、2010、2015、2020 年の合計には不詳を含まない。
産業別人口比は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が 100%とならない場合がある。
2025 年以降は、2020 年の産業別人口比が変化しないと仮定し、これを将来推計人口に乗じて推計。推計値は十の位を四捨五入した概数を示している。

４　人口の長期的な将来展望

■将来展望（目標）人口

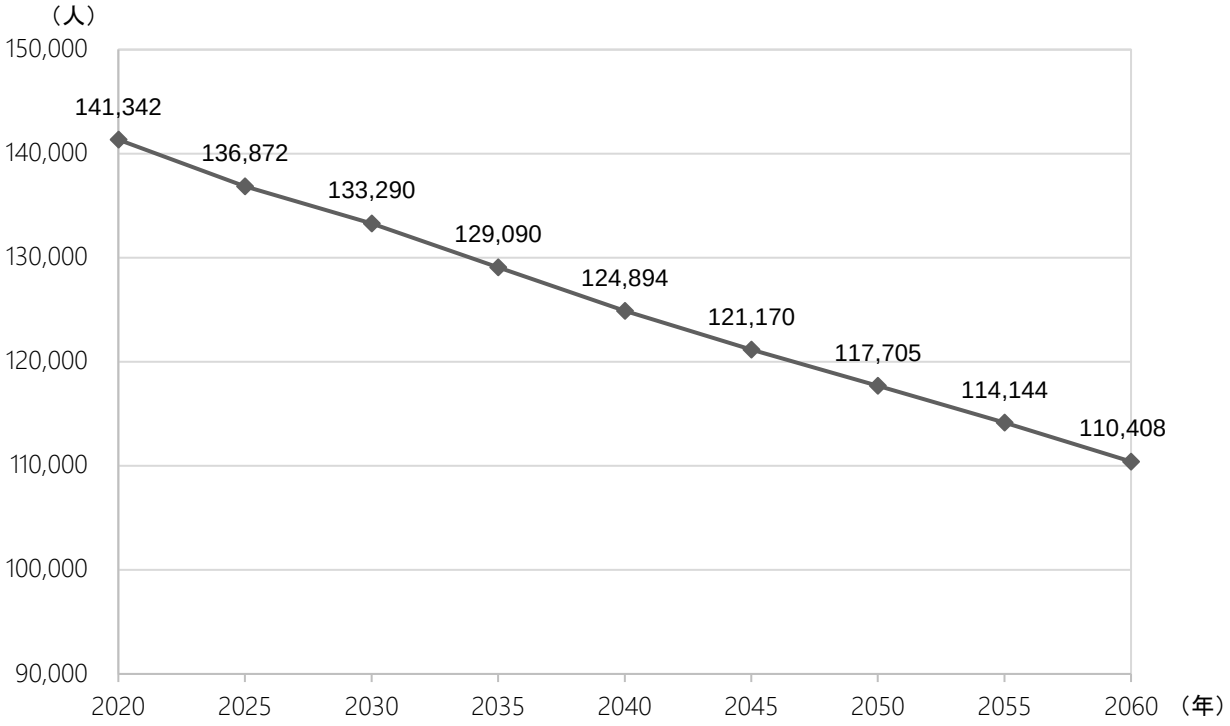

■年齢３区分別人口の将来展望（目標）

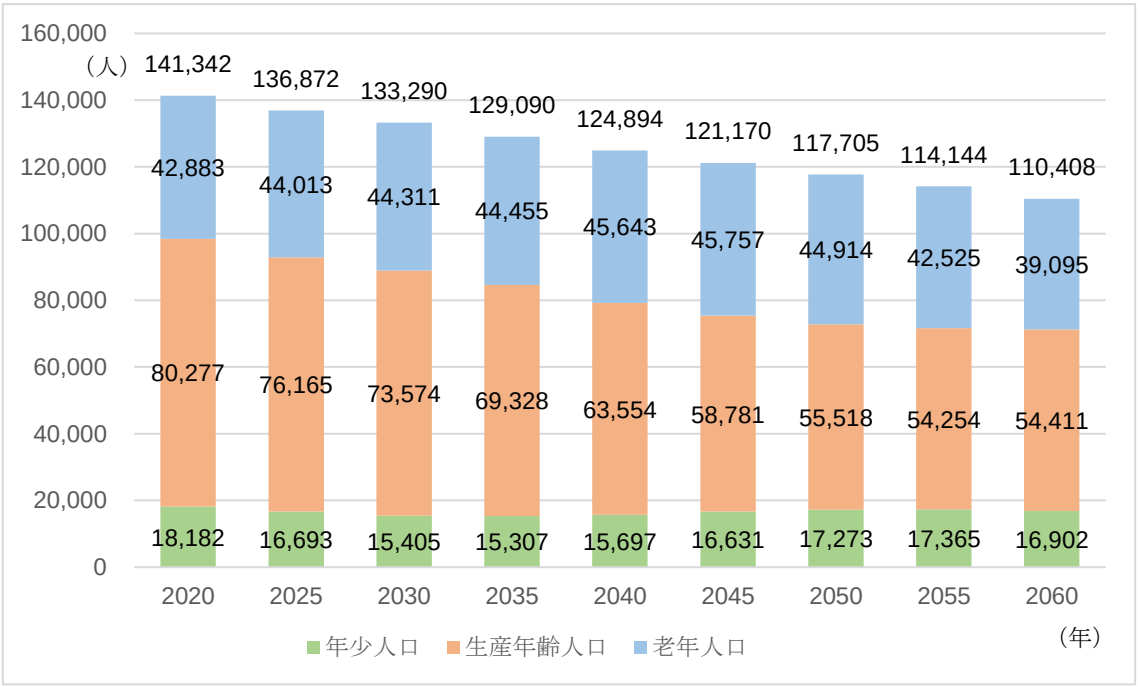

※小数第一位を四捨五入しているため、年齢３階層別人口等と総人口の合計が一致しない場合がある

第６次藤枝市総合計画

土地利用構想

土地利用構想について

土地利用構想は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第２条に定められた国土利用の基本理念を踏まえ、同法第８条の規定に基づき、藤枝市の区域における土地の利用に関する基本的事項を定めるものです。

本構想は、静岡県国土利用計画(第５次)を基本とし、第６次藤枝市総合計画基本構想に基づく、土地利用の基本方針として位置づけるものです。

なお、本構想は将来における社会・経済情勢の変化に応じて、適切に見直しを行うものとします。

1 土地利用構想

1－1 基本的条件の変化

本市の人口は、ここ数年間ほぼ横ばいで推移していますが、少子高齢化、生産年齢人口の減少がさらに進展し、2060 年の総人口は 2020 年の約 78%まで減少すると推計されており、将来の人口規模に見合ったコンパクトな都市構造への転換が求められます。

一方で、東名高速道路スマートＩＣ[1]や新東名高速道路ＩＣの開設、国道１号藤枝バイパスの４車線化、富士山静岡空港へのアクセス向上等、陸・海・空の広域交通ネットワークが整い、周辺エリアでの土地のポテンシャルが飛躍的に高まっています。また、中心市街地において志太榛原地域の広域都心としての役割や機能充実がさらに求められており、土地利用の進展により利用可能な土地が不足するなど、土地利用を取り巻く環境や需要が変化しています。このような中で、農地の保全・活用とのバランスを取りながら新たな土地利用を戦略的に行い、行政サービスの展開や民間投資の呼び込みに必要な人口規模を維持するため、政策的に人口誘導を図る必要があります。

一方、南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害への懸念が高まる中で、人口減少や少子高齢化の進行による地域の持続性の確保も喫緊の課題となっています。このため、必要な機能の誘導により市民が安全かつ安心して暮らせる環境の創出により、誰もが快適に質の高い生活ができるまちづくりへの期待が一層高まっています。

さらに、近年の地球温暖化や気候変動等の環境課題を背景に、自然環境との調和や限りある資源の適切な保全・活用と土地利用がますます重要となっており、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

経済環境は急速に変化しており、米国の関税措置や国際的紛争に加え、半導体やエネルギー等のサプライチェーンの混乱、物価上昇といったグローバルな課題が、地域経済にも影響を及ぼしており、本市においては持続可能な地域経済の確立に向け、新たな産業の創出に着手しており、この実現に向けて戦略的な土地利用による関連産業の集積が求められます。

こうした社会・経済情勢の変化を踏まえるとともに、本総合計画に定めた基本構想に即した新たな成長基盤となる土地利用が必要です。

[1]高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるＩＣ（インターチェンジ）であり、通行可能な車両を、ＥＴＣを搭載した車両に限定している。

1－2 基本方針

本市では、前述した土地利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえるとともに、本市の持つ特性や各地域固有の個性・資源を活かし価値を高める、適正かつ戦略的な土地利用を展開します。

（1）「ふじえだ型コンパクト＋ネットワーク」の形成

・人口減少社会に対応した持続可能な都市づくりである“拠点集約型”都市構造への転換と、各拠点をつなぐ交通ネットワーク、また各地域におけるローカル交通の確立による、利便性が高く、効率的で脱炭素な独自の「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりを進めます。

・各拠点づくりにおいては、森林や丘陵地、河川など多様な自然環境、茶畑や田園の緑豊かな景観資源を保全し、地域独自の歴史的・文化的資産、産業等、各地域が有する資源を最大限に活かした、戦略的かつ相乗性の高い土地利用を進めます。

（2）分散型社会における拠点都市づくり

・東京一極集中リスクの回避から、人口や経済が地方に分散する社会への転換に向け、その受け皿となるまちづくりや高度な土地利用を進めます。

（3）広域連携による力強い地域経済の確立

・人口減少社会の中、地域経済力を高め広域でヒト・モノの流れを呼び込むため、広域的視点に立ち、周辺自治体とともにそれぞれの特性を活かした役割分担や、広域交通インフラを活用した機能の適正配置により、新たな産業を誘導する土地利用を進めます。

（4）自然環境との共生

・農地や森林、緑地、河川等の環境や多面的機能を守り、次世代へと継承するとともに自然災害にも強いまちを創るため、都市的土地利用と農用地の保全、自然環境が調和・共生する土地利用を進めます。

1－3 重点地区の設定

・将来に向けた活力と持続力の向上や政策人口の誘導に向け、本市の新たな成長基盤として、「ふじえだ型コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりをさらに高める土地利用を、農地とのバランスを図りながら、下記地区において推進します。

（１）中心市街地周辺地区

中心市街地と一体的に「広域都心エリア」を形成する地区として、ヒト・モノを呼び込む持続可能な次世代都市づくりを進めます。

（２）東名高速道路スマートＩＣ周辺地区

（３）東名高速道路ＩＣ・新東名高速道路ＩＣを結ぶ地区

広域交通インフラを活用した「新産業・交流誘導エリア」として、新産業や大規模農業経営体の参入促進、地域交流・商業等の立地を図り、ヒト・モノを呼び込む拠点づくりを進めます。

１−４　利用区分別の基本方針

土地の利用区分は、「農用地」「森林」「原野」「水面・河川・水路」「道路」「宅地」「その他」とし、利用区分別の基本方針は、次のとおりです。

（１）農用地

・農用地については、農産物の供給の機能に加えて、農業生産活動を行うことによってもたらされる国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を発揮していくため、優良農用地の保全や遊休農地の活用を進めます。

・農業生産基盤の整備や農地の集積・集約化と担い手の経営規模の拡大、スマート農業の導入など様々な対策によって、農業の生産性を高めながら農用地の保全・活用につなげていくとともに、担い手の確保を進めて適正な維持・管理を図ります。

・荒廃農地については、新たな発生の抑制を図るとともに、地域に適した新たな作物の導入や市民農園・体験農園による新たな活用など、多様な手段を通して、農地としての再生・活用を進めます。

・都市的土地利用への転換については、地域農業の振興や周辺農地への影響等に十分留意します。

・農用地の保全を図りながら、集落の維持等、生活圏としての持続性を高めるため自然と調和した住宅の整備を推進します。

（２）森林

・森林については、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、木材生産、温室効果ガスの吸収等の多面的機能を有しており、これらの諸機能が発揮できるように、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進と併せ鳥獣害対策や竹林対策等、適正な管理による保全と整備を進めます。

・市街地周辺の森林や里山については、市民の暮らしに多くの恵みをもたらすよう、レクリエーションや保養、環境学習・教育の場として、適正な管理の下で自然特性を踏まえつつ、保全と活用を図ります。

（３）原野

・適正な土地利用を図り、原野の荒廃を防止します。

（４）水面・河川・水路

①水面・河川

・水面・河川については、治水安全性の確保、安定した水供給、良好な水辺空間の提供、生物多様性の確保などの多面的機能を有しており、流域全体を考慮する広域的視点のもと、計画的な整備と適切な維持管理を進め、持続的な利用を図ります。

・整備にあたっては、多様な生態系の生息・生育環境の向上、水質の改善、河川緑地等の良好な景観の創出を図り、市民に親しまれる水辺空間づくりを進めます。

②水路

・水路については、周辺の内水排除、農業生産性の向上、水資源の有効利用を図るため、適切な維持・管理を進めます。

（５）道路

①一般道路

・一般道路については、広域での交通ネットワーク確立の視点のもと、都市間・地域間の交流・連携の促進、各地域の特性に応じた将来への持続性、都市活動・経済活動の円滑化、市民生活の利便性の向上等を図るため、目的や優先度等を踏まえた計画的な道路交通網の形成を図ります。また、既存道路の適切な維持・管理や更新を行い、長寿命化を図ります。

・道路の整備にあたっては、障害者やこども、高齢者の安全確保やユニバーサルデザイン[2]の導入、歩行者や自転車、自動車交通相互の安全性や快適性の向上、都市防災機能の向上等に配慮しつつ、良好な沿道環境の保全・整備を進めます。

②農道・林道

・農道・林道については、農林業の生産性の向上と農地及び森林の適正な管理を図るため、自然環境の保全に配慮しながら、計画的な整備を進めます。また、既存農道・林道の適切な維持・管理や更新を行い、持続的な利用を図ります。

[2]施設や製品等については新しい障壁が生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方。

（６）宅地

①住宅地

・住宅地については、定住人口の減少抑制に向け、世帯数の増加や高齢化の進行、都市化の動向等を踏まえた上で、低・未利用地や空き家等の既存ストックの有効活用、流通促進等、多様な住宅ニーズへの柔軟な対応を図ります。また、無秩序な市街地拡大を防止しながら、中心市街地及びそれ以外の市街地において、民間開発等による必要な住宅整備を誘導します。

・道路や公園などの生活関連施設の整備を進めながら、住宅地内の緑化や街並み景観への配慮により、安全性の向上とゆとりある良好な住環境づくりを進めます。

②工業用地

・工業用地については、既存工業用地の効率的な利用と新たな工業用地の確保を進め、新たな企業の立地や既存の住工混在地区にある工場の移転を促します。工場等が立地する際には、周辺の住環境や自然環境に与える影響を最小限にするよう、緑地や調整池の確保等の必要な環境対策・治水対策を講じます。

・地域経済の活性化と雇用拡大を図るため、東名高速道路スマートＩＣや新東名高速道路ＩＣ周辺については、産業の高付加価値化や企業の立地動向を踏まえ、周辺の住環境や自然環境、治水対策に配慮し、広域アクセス性を活かした新たな産業拠点形成を推進します。

③その他の宅地

・商業・業務地については、魅力と利便性、付加価値の向上を図るため、特に中心市街地やこれを強化・補完する周辺地区における再開発等による土地の高度利用などにより、商業・業務機能や暮らしを支える機能等の集積を進めます。また、各々の特性を活かして役割に応じた特色ある商業・業務地拠点を形成し、賑わいの創出を図ります。

・流通業務地については、富士山静岡空港や東名高速道路、新東名高速道路等の高速交通網の広域アクセス性を活かしながら、既存の地域産業及び周辺の土地利用との調和に配慮した計画的な土地利用による新産業や商業等の集積を図ります。

・観光関連施設については、観光の動向や旅行者のニーズを踏まえ、観光資源の魅力向上を図るとともに、既存施設や新たな観光拠点の整備とネットワーク化を推進します。また、地域の魅力を再発見し、新たな観光資源化を推進します。

（７）その他

・教育、文化、福祉、環境等の公共公益施設については、市民ニーズの多様化を踏まえ、地域のコミュニティ活動や交流の拠点として、機能の充実及び広域的な施設間の連携を図りながら活用します。

・公園・レクリエーション施設については、地域バランスや地域住民の生活環境の向上、地域間交流、災害時の活用や自然環境等に配慮しながら、地域特性に応じた施設の計画的な整備と活用を図ります。

・歴史的・文化的資産については、本市の歴史を継承していく上で貴重な財産であるため、地域の個性を創出する資源として再認識し、その保存とともに、観光資源としてこれらを活用したまちづくりを展開します。

・低・未利用地は、居住用地や事業用地、公共用施設用地、防災用地等として再利用するなど、居住環境の向上や地域の活性化に向けて積極的な活用を図ります。

・旺盛な住宅ニーズや企業の進出意向に対応するため、開発による影響を検討したうえで、広域幹線道路の沿線や鉄道駅、高速道路ＩＣの周辺地区、人口集中地区（ＤＩＤ地区）に隣接する地区については、弾力的な土地利用により住宅や産業の立地誘導を検討します。

2 土地利用の目標

2－1 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

（1）目標年次

構想の目標年次は 2030 年とし、基準年次は 2018 年とします。なお、2025 年を中間年次とします。

（2）将来人口・世帯数

土地の利用に関する基礎的な条件となる人口と世帯数については、目標年次において人口：133,290 人、世帯数：59,712 世帯と想定します。

（3）利用区分ごとの規模の目標

土地の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の現状と推移に基づき、将来人口、各種将来計画等を踏まえて設定します。

利用区分別の土地利用の方針に基づく 2030 年の規模の目標は次表のとおりです。なお、数値については、今後の社会動向の変化等を踏まえて、弾力的に取り扱われるべきものです。

＜土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標＞

	A.2018 年		B.2025 年		C.2030 年		増減率（%）		増減面積（ha）	
	面積（ha）	構成比（%）	面積（ha）	構成比（%）	面積（ha）	構成比（%）	B／A ×100	C／A ×100	B－A	C－A
（1）農用地	2,600	13.4%	2,564	13.2%	2,514	13.0%	98.6%	96.7%	△37	△86
農地	2,510	12.9%	2,474	12.7%	2,424	12.5%	98.5%	96.6%	△37	△86
採草放牧地	90	0.5%	90	0.5%	90	0.5%	0.0%	0.0%	0	0
（2）森林	9,229	47.6%	9,229	47.6%	9,229	47.6%	100.0%	100.0%	0	0
（3）原野	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%	0	0
（4）水面・河川・水路	449	2.3%	447	2.3%	446	2.3%	99.4%	99.2%	△3	△4
水面	9	0.0%	9	0.0%	9	0.0%	100.0%	100.0%	0	0
河川	366	1.9%	366	1.9%	366	1.9%	100.0%	100.0%	0	0
水路	74	0.4%	72	0.4%	71	0.4%	96.6%	95.2%	△3	△4
（5）道路	938	4.8%	964	5.0%	972	5.0%	102.7%	103.6%	26	34
一般道路	813	4.2%	837	4.3%	845	4.4%	102.9%	103.9%	24	32
農道	92	0.5%	94	0.5%	94	0.5%	101.6%	101.6%	1	1
林道	33	0.2%	33	0.2%	33	0.2%	100.6%	100.6%	0	0
（6）宅地	2,315	11.9%	2,375	12.2%	2,431	12.5%	102.6%	105.1%	60	116
住宅地	1,461	7.5%	1,509	7.8%	1,554	8.0%	103.3%	106.4%	49	93
工業用地	218	1.1%	223	1.1%	234	1.2%	102.3%	107.3%	5	16
その他の宅地	636	3.3%	643	3.3%	644	3.3%	101.0%	101.3%	7	8
（7）その他	3,875	20.0%	3,828	19.7%	3,813	19.6%	98.8%	98.4%	△47	△62
合計	19,406	100.0%	19,406	100.0%	19,406	100.0%	100.0%	100.0%	0	0
人口集中地区	1,560	8.0%	1,560	8.0%	1,560	8.0%	100.0%	100.0%	0	0

注：構成比は端数を四捨五入しているため、合計及び各地目の計が一致しない場合がある。

3 規模の目標を達成するために必要な措置

3－1 法律等の適切な運用

・土地利用に関しては、国土利用計画法、都市計画法、都市再生特別措置法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、文化財保護法、森林法及び自然公園法等の土地利用関連法の適正な運用、並びに関連の要綱などに基づく指導の徹底を図ります。

・本総合計画や都市計画マスタープラン[3]、立地適正化計画[4]の推進により、総合的かつ計画的な調整を行い、適正で調和のとれた土地利用への誘導を図ります。

・地価の動向や土地取引の状況、民間開発計画等を的確に把握し、国土利用計画法に基づく土地取引規制制度などの運用により、適正な土地利用の確保と地価の安定を図ります。また、本構想に適合した適正かつ合理的な土地利用を図ります。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係行政機関との適切な調整を図ります。

3－2 安全性及び快適性の確保･維持

（1）安全性の確保･維持

・農用地や森林の保全、河川改修、開発等に伴う必要な治水対策など、流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う流域治水の考えに基づいた対策の実施により、水害に対する安全性の維持・向上を図ります。また、土砂災害（特別）警戒区域等における土砂災害、さらには洪水や浸水などの水害に備えて、減災の観点から施設整備のハード対策と警戒避難体制整備のソフト対策の両面で地域と連携した対策を進めます。

・市街地の整備にあたっては、道路整備や河川改修、建築物の耐震化・長寿命化、オープンスペース[5]の確保等、適正かつ計画的な土地利用を図り、都市防災に配慮した市街地の整備を進めます。

・予想される南海トラフ巨大地震に備え、災害に強い強靭で安全な土地利用を図ります。特に、地盤が軟弱な地域や液状化の発生の可能性が高い地域については、災害の防止に十分配慮します。

---

[3] 個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿を具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする基本計画。

[4] まち全体を見渡し、住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業などの利便施設が身近に立地するよう誘導を図りながら、公共交通と連携し、人口減少社会に対応するまちづくりを進めるための基本計画。

[5] 都市の中で、建築物などがない緑地空間。公園、ポケットパーク（中高層ビルが建ち並ぶまちの一角などに設けられる公園）、河川空間など。

（２）快適性の確保･維持

・安全で良好な環境を持つ市街地を形成するため、地区計画制度の活用等により快適な住環境等の形成や住工混在の解消、密集市街地の改善等を図りながら、住居系、商業系、工業系等の目的に応じた適正な土地利用への誘導を積極的に進めます。

・安全・安心で快適かつ健康的な、ウォーカブルな市街地を形成するため、道路空間のバリアフリー[6]化やユニバーサルデザイン化、オープンスペースの確保等とともに良好な景観形成を推進します。

・既存集落地における、防犯対策や水の安定供給、基幹道路の整備や交通手段の確保、地域住民の憩いの場の整備等を進め、居住環境の改善を図ります。

・地域資源を活かした景観づくりによる藤枝らしさの創出を図るとともに、市民、事業者、行政が一体となった美化活動・緑化活動等の取組を展開します。

・人口減少や高齢化が進行する中で、多様化するライフスタイルや価値観、環境やまちづくりへの関心の高まりなど、市民意識の変化に対応するとともに、全ての人がともに暮らせるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた公共公益施設の充実を図ります。

・生活サービス機能等の低下が見込まれる地域では、新たな居住の誘導や「小さな拠点」[7]の形成を推進するとともに、公共交通等により他地域とつなぐなど、必要な機能を享受できる仕組みづくりを進めます。

・デジタル技術を活用したＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を通じて、スマートシティの形成に向けた安全・快適・便利で豊かな暮らしの実現や地域産業の競争力、持続力を高めるための土地利用を促進します。

---

6 物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的な全ての障壁に対処するという考え方。

7 小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所などの生活サービスや地域活動の場をつなぎ、人、モノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい集落地域の仕組みをつくり、人口が減少しても人々の生活が守られ、地域に住み続けられることを目指す取組。

３−３ 環境の保全

（１）良好な自然環境の保全・活用

・市域の多くを占める農用地や森林の緑、瀬戸川、葉梨川、朝比奈川をはじめとする河川等の自然的土地利用は、本市のかけがえのない地域資源であるため、保全を図るとともに、地形・地質・生態系等の特性を十分に把握し、土地利用の規制及び適正な誘導を図ります。

・自然とのふれあいや環境教育、市民の憩い・レクリエーション、エコツーリズム等、自然環境との共生を進めます。

・既存集落地周辺の里山や小河川、屋敷林等の身近な自然環境については、多様な動植物が生息する重要な場所であり、その自然環境の保全・再生を図ります。

・環境問題に対する市民意識の高揚を図り、市民、事業者、行政が一体となった環境保護活動により、地域の環境負荷低減を進めます。

・ゼロカーボンシティの実現に向け、民間企業と連携してカーボンオフセットの推進や再生可能エネルギーの創出に取り組むとともに森林資源の保全と有効活用を図ります。

・ごみの減量に向けた取組をはじめ、廃棄物の処理施設適正な運営や不法投棄対策、リサイクル等を推進し、循環型社会の形成を図ります。

（２）地域資源の保全・活用

・地域固有の資源の価値や魅力を再発見し、さらに高めることで歴史や文化に対する市民意識の高揚を図り、歴史的・文化的資産の保存・活用を進めるとともに、観光資源としての新たな活用により、地域ブランド向上と観光交流の推進を図ります。

・旧東海道の歴史や連続性に配慮した魅力ある景観の形成、地域のイメージ向上に寄与する主要幹線道路の沿道の修景等、良好な景観の保全と創出を図ります。

３－４　多様な主体の参画と連携の強化

・まちを支える多様な主体（市民、事業者、行政等）の連携のもとで効率的かつ計画的な土地利用を展開していくため、土地利用に対する企画、計画段階から市民、事業者の参画を進めます。

・市町の区域を超えた広域的視点から周辺自治体との連携のもと、広域交通ネットワーク等を活用した都市間、地域間の交流・連携機能の強化を図り、主要幹線道路や新たな拠点の整備、適正配置に基づく機能分担等、計画的な土地利用を展開します。

３−５ 土地利用転換の適正化

（１）農用地・森林の利用転換

・農用地や森林の土地利用転換については、農林産物の供給、国土の保全、保水機能の確保、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、多面的機能の維持・向上に十分に配慮しながら無秩序な転用を防止するとともに、計画的な都市的土地利用を図ります。

（２）その他の大規模な土地利用の転換

・大規模な土地利用の転換については、その周辺地域及び河川の下流域等に及ぼす影響が大きいため、市民生活の安全性の確保、生活環境や自然環境の保全に十分配慮して、土地利用及び環境保全に関する関係諸法令等に基づき、適正かつ計画的な土地利用を図ります。

・大規模太陽光発電施設等の再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、関係法令を遵守し、周辺の土地利用や自然環境・景観への影響、防災対策、撤退時の対応等に十分に配慮します。

（３）地域特性に応じた土地の活用

・「ふじえだ型コンパクト＋ネットワーク」による地域固有の特性を活かした土地利用や新たな戦略的土地利用を進めるとともに、土地取引の状況や民間開発計画等を的確に把握し、地域特性に応じた土地の活用の促進や利用転換の適正化を図ります。

３−６ 利用区分別の措置

農用地、森林、宅地等、個々の土地利用については、自然地形、地質的・歴史的・文化的条件を十分に考慮し、農用地や森林等の「自然的土地利用」と宅地等の「都市的土地利用」との調整及び各土地利用の市域全体におけるバランスに留意します。

（１）農用地

・ 地域計画・目標地図を実現するため、農地の集積・集約化等、地域の実情に応じた農用地の利用を進めるとともに、次世代型農業[8]の導入や農産物の高付加価値化による農業振興を図り、農用地区域を中心とした優良農地の確保・保全を進めます。

・ 傾斜地における樹園地や平坦地における水田は、市民に潤いを提供する緑地として保全・活用を進めます。また、河川流域ごとに雨水の貯留機能や地下水かん養機能も発揮しうるよう遊水池としての水田の保全を進めます。

・ 認定農業者を核として諸制度を活用しながら、経営改善の支援を図り、経営感覚に優れた農業者の育成を進めます。

・ 農業体験の機会の提供や教育・関係団体との連携、農業指導、就農支援などにより、次世代の担い手となる新規就農者の確保を進め、農用地の適正な維持・管理を図ります。また、法人や集落営農等、多様な主体による担い手の確保を図ります。

・ 用排水施設等の整備や改修、山間部におけるほ場の面的整備等、農業生産基盤の整備を進め、農作業の効率化と生産性の向上を図ります。

・ 農用地の集積・集約化や農作業の受委託の促進等により、農用地の遊休化の抑制、営農の集団化、経営規模の拡大を進め、農用地の効率的かつ総合的な利用を進めます。

・ 地域農業の振興を目指し、農業関連の総合的事業・制度等の活用や市民農園・体験農園等、新たなニーズへの対応を進め、都市住民との交流を通じて、農用地の効果的な活用及び快適な農村環境の整備を図ります。

・ 中心市街地周辺地区や東名高速道路スマートＩＣ、新東名高速道路ＩＣ周辺の「重点地区」は新たな経済活動を創出するため、地区計画等を考慮したうえで、土地利用の転換を検討します。

・ 市街地の縁辺部や集落地周辺の農用地においても、農用地としての利用を基本とし、都市的土地利用の需要に対しては、周辺環境と調和のとれた計画的な土地利用を図ります。

---

[8] ロボット技術やＩＣＴを活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進している新たな農業。

（２）森林

・静岡県地域森林計画及び藤枝市地域森林計画に基づき、社会的要請や自然的条件等を勘案しつつ、森林の持つ各機能が総合的かつ高度に発揮されるよう、計画的かつ効果的な森林施業を進めます。

・長期的に森林の適正な維持・管理を図るため、森林環境譲与税等の活用による施業の集約化、官民一体となった森林施業、生産基盤の整備、林業後継者の育成、高性能林業機械の導入、木材流通・加工体制を整えるなど、林業施業の合理化を進めます。併せて、林業被害や自然植生に影響をもたらす野生鳥獣対策を進めます。

・森林の有する温室効果ガスの吸収機能の活用と連携した、適切な間伐と一体の木材の流通等の林業の活性化を進めます。

・市民の森や東海自然歩道、市街地に隣接した里山等は、市民のリフレッシュや環境教育の場として、散策路の整備、広葉樹林の育成、森林利用施設や周辺環境の整備・充実を図るとともに、里山での荒廃竹林の拡大を防止するため、適正な管理や整備を進めます。

・市民の価値観は多様化し、森林づくりに対する関心が広がる中で、ボランティア団体を中心に保全・管理活動への参加が増えていることから、こうした活動を支援します。

（３）原野

・生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本としながら、原野の荒廃を防止するために地域の自然環境に配慮した適正な利用を図ります。

（４）水面・河川・水路

①水面

・治水及び利水の機能を確保しながら、ため池等の水辺とその周辺の自然環境を活かし、憩いの場として施設整備、景観整備を図り、親しみやすい水辺環境づくりを進めます。

②河川

・水害対策としての河川改修や土砂災害対策を段階的かつ確実に進めるとともに、近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化に備えるため、県や近隣市など流域のあらゆる関係者と連携し、また土地利用計画と整合を図りながら流域治水を計画的に推進します。

・良好な河川環境を維持するため、公共下水道、農業集落排水の整備や加入促進のほか、合併処理浄化槽の普及等による生活排水及び事業所排水対策の推進により、水質の浄化を進めます。

・河川の保全、整備にあたっては、多様な水生動植物の保護とともに地域の風土と文化の形成に配慮しつつ、「自然環境とのふれあいや体験学習の場」や「散策路のネットワーク化」等の整備を図り、親しみのある水辺空間の創出を進めます。

③水路

・都市下水路、河川、道路側溝等の適切な管理や改良により、内水排除能力の維持・向上を図るとともに、農業生産における安定した水供給を行うため、農地の利用状況に合わせ、適切な維持・管理を進めます。

（５）道路

①一般道路

・効率的な広域交通体系の構築を図るため、富士山静岡空港、東名高速道路及び新東名高速道路等へのアクセス道路となる幹線道路の整備を計画的に進めます。また、国道１号藤枝バイパスの４車線化を促進し、市内で発生する慢性的な交通渋滞の緩和を進めます。

・重点地区のまちづくりや新産業拠点の形成等と合わせ、円滑な交通処理とアクセス向上に向けた道路の整備・改修を進めます。

・生活道路の整備については、地域住民の安全性・利便性の向上のため、幅員拡幅や歩道整備等の道路新設改良事業により、計画的かつ効果的な整備を進めます。

・良好な景観への配慮や歩行者の安全確保のために、無電柱化やバリアフリー化等、ユニバーサルデザインを取り入れた、安全で快適な道路整備を進めます。

②農道・林道

・農林業の生産性の向上、農用地及び森林の適正な維持・管理、生活環境の向上等を図るため、幅員拡幅や舗装改良、橋梁の定期的な点検等、計画的かつ効果的な農道・林道の整備を進めます。

（６）宅地

①住宅地

・今後、需要に適切に対応した計画的な住宅地供給を図るため、人口や世帯数の動向を踏まえ、地域的配置及び周辺環境の保全に配慮した計画的な住宅整備を誘導します。世帯増加等に伴う住宅需要への対応や市内外の若い世代の定住促進に向けては、民間による宅地開発を誘導するとともに、空き家を含め既存住宅ストック等の有効活用を図ります。なお、中心市街地においては街なか居住を促進し、それ以外の市街地内では、地域の持つ魅力をストックとして捉え、活用を図ります。

・公営住宅の集約、民間活力を導入した整備をはじめ、住宅の省エネルギー化、長寿命化やユニバーサルデザイン化を後押しし、人に優しい住宅地を形成します。

・住宅地の整備にあたっては、良好な住環境の形成を図るため、多様な居住ニーズを踏まえ、地区計画制度や建築協定、緑地協定等の住民主体のまちづくりを進めます。

・住生活基本計画等を推進し、居住環境の向上を図るとともに、住工の混在や建築物の密集化など市街地が抱える課題の改善に向け、住環境の整備手法について検討を進めます。また、居住環境の向上のため、都市災害に対応した公園等のオープンスペースの確保や公共下水道、農業集落排水の整備を進めます。

・集落地では、スプロール[9]を招く開発を防止しつつ、人口の維持やコミュニティの活性化のため、優良田園住宅等の整備を進め、農住共存の良好な住宅地の形成を図ります。宅地開発に当たっては治水対策を十分考慮し、下流域への安全を確保します。

②工業用地

・工業用地については、企業立地推進ビジョンのもとに、新たな工場の誘致や既存の住工混在地区にある工場の移転に向けて、工業系の土地区画整理事業や市街地内の既存工業用地における未利用地の活用等により、その受け皿づくりを進めます。

・新規工業用地については、富士山静岡空港、東名高速道路及び新東名高速道路へのアクセスの優位性を活かし、地域環境との調和を図りつつ、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進め、新規産業の誘致による地域の活性化と雇用の拡大を図ります。また、新規工業用地整備の際は、治水対策を十分考慮し、下流域への安全を確保します。

・地域環境と調和した良好な工業用地を形成するため、幹線道路沿い等の工場敷地内の緑化、排水・ばい煙等の改善、生活道路の安全確保など環境整備を進めます。

9 計画的なまちが形成されず、虫食い状態で宅地が進むこと。

③その他の宅地

・商業・業務地については、商業振興戦略や中心市街地活性化基本計画等を推進し、各商業・業務地の特性に応じた魅力向上、個性化を図ります。特に、中心市街地及びこれを補完する周辺地区や藤枝地区の旧市街地については、都市の魅力と活力を創出する上で重要な地区であることから、商業・業務機能の集積・強化・再生を図ります。また、都市的サービスの提供のための文化施設や交流拠点の整備、空き店舗のリノベーションによる活用等の活性化対策を進めるとともに、高度利用型地区計画等による誘導、市街地再開発事業や土地区画整理事業、市有地の活用や景観の形成、ウォーカブルなまちづくり等、居心地が良く賑わいのある空間形成のための環境整備を進めます。

・ 市中心部の県道島田岡部線沿道は、中心市街地を補完する地域として、商業・サービス機能の充実を図ります。

・ 流通業務地については、東名高速道路及び新東名高速道路の高速道路網への広域アクセス性を活かし、県道焼津森線周辺、東名高速道路スマートＩＣ周辺、新東名高速道路ＩＣ周辺、都市計画道路志太中央幹線沿道へ計画的な土地利用による新産業等の集積を検討し、機能の充実を図ります。

・ 観光関連施設については、既存の資源・施設の充実や連携を進めるとともに、自然や歴史・文化資産を活用した広域連携による観光利用を図ります。

（７）その他

・ 教育・文化・福祉・環境等の公共公益施設については、多様化・高度化する市民のニーズを踏まえ、各施設の機能分担の充実及び広域的な施設間の連携を進め、施設の活用を図ります。また、施設の整備にあたっては、使用されていない施設やスペースといった既存ストックの有効利用を図ります。

・ 公園については、こどもから高齢者まで様々な世代の利用を促すため、都市計画マスタープランや緑の基本計画に基づき、各地域における都市公園やふれあい広場の充実を図るとともに、地域の特性に応じた公園の利活用を検討します。整備にあたっては、災害時における避難地、防災拠点としての役割に配慮しながら、各地域の自然や歴史・文化資産を活かした特色ある公園整備を進めます。

・ レクリエーション施設については、健康の増進や地域住民との交流の拡大、自然環境の保全に配慮し、規模や施設内容等を十分に検討した上で、計画的に整備を進めます。

・歴史・文化資産については、市民の共有財産、地域資源として保存・継承していくため、志太郡衙跡、田中城下屋敷、花倉城跡等の文化財の調査・研究及び保存対策を進めるとともに、特に日本遺産構成文化財である東海道宇津ノ谷峠越や岡部宿大旅籠柏屋等については、観光資源や学習の場として整備、活用を図ります。

・広域幹線道路の沿線や鉄道駅、高速道路ＩＣの周辺地区、人口集中地区（ＤＩＤ地区）に隣接する地区については、弾力的な土地利用により、良好な住宅用の形成や工業用地の確保を図ります。

3－7 地域別整備施策の概要

土地利用の特性等を踏まえ、市域を７つのゾーンに区分し、特徴ある土地利用の展開を目指す範囲を「エリア」として設定します。

（１）山間地ゾーン

①豊かな自然資源の保全・活用

・農用地や森林を保全し、これらが持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、多面的機能の維持を図ります。

・豊かな自然と共生するゆとりある暮らしや働き方の提供に向け、自然資源を有効に活用したふれあいや環境教育、市民交流、またビジネスの場として整備を図り、交流の充実を進めます。

②農林業の振興

・農地の集積・集約化と新たな担い手の参入促進、次世代型農業の導入等により、生産性向上を図るとともに、荒廃農地については、諸制度を活用した耕作再開や市民農園・体験農園の開設等、効果的活用を進めます。

・農林業を担う新たな人材や経営体の育成と確保を進めるとともに、必要な地域における面的整備、農道等の生産基盤整備を進め、農林業の生産性や効率性の向上を図ります。

③集落地の定住環境の形成

・豊かな自然に囲まれた集落環境を保全していくとともに、人口減少の歯止めに向けて、「小さな拠点」の形成や地域交通の見直しによる移動手段の確保、地域の特性を活かした産業の育成、自然と共生した居住志向への対応、空き家を含め既存住宅ストックや優良田園住宅等の整備を有効活用した移住促進を図り、若者をはじめ地域住民が自立的に安心して住むことができる生活環境の創出を進めます。

中山間地域振興エリア

・中山間部における瀬戸谷地区、葉梨地区、稲葉地区及び岡部地区の一部集落地については「中山間地域振興エリア」と位置づけます。

・自然環境の保全に向けた農林業の再構築を進めるとともに、地区の生活を支える拠点の機能充実、優良田園住宅等の整備による新たな居住地の形成、地域コミュニティの維持を図り、都市からの交流人口・関係人口の拡大や移住者の受入れ環境を整えます。

・各地区固有の資源を活用したローカルツーリズムの推進に資する観光・交流の拠点づくりや、交通アクセスの向上、中山間地域の各振興エリア相互の交流・ネットワーク化、市民の憩いの場や工芸・アートの創作活動の場としての機能の充実により、自然豊かで活気あふれる交流の場を形成します。

（２）周辺緑地ゾーン

①良好な都市環境の形成

・新東名高速道路以南の市街地を取り囲む農地や森林については、生活環境の保全機能等を有する緑地空間であり、良好な都市環境の形成のため、都市的土地利用とのバランスを取りながら緑地としての保全及び整備を図ります。

・歴史・文化資産を保存・活用し、観光・交流の場、市民の地域学習の場としての機能を高めます。

（３）田園集落地ゾーン

①農住の良好な関係の維持

・緑豊かな田園景観の中に、農業生産の場と居住の場が共生した調和の取れた土地利用を図ります。

・農業生産基盤の整った農用地の適切な保全を基本とし、都市的土地利用の需要に対しては、保全すべき農地を明確にし、計画的な土地利用を図ります。

・既に宅地化などの都市的土地利用が進行している集落地については、環境を阻害しないよう、適正な建築行為等の誘導により、良好な集落地環境の維持、向上を図ります。

（４）市街地ゾーン

①秩序ある土地利用の誘導

・快適な都市空間を確保し、良好な居住環境を形成するために、地区計画等により区域の特性にふさわしい土地利用の誘導や住工混在地区における工場の移転や農地の都市的土地利用への転換など、用途区分に応じた適正な土地利用を誘導します。

・宅地の整備・開発は、民間の宅地開発の誘導を進めるとともに、社会・経済情勢を見据えながら需要に適切に対応するよう計画的に誘導します。

・宅地化の進行がみられる地区や市街地のスプロールがみられる地域については、地区計画等の制度の活用により、無秩序な開発を抑制するとともに、地区環境を阻害しないよう、建築行為等を適正に規制・誘導し、計画的な市街地の形成を図ります。

②安全で住みやすい市街地の形成

・岡部支所や各地区交流センター周辺等の「地区拠点」には、生活に必要な施設を集積し、生活交通等を確保・ネットワーク化させ、生活の利便性を確保します。

・道路、河川、公園、下水道等の生活基盤の整備を計画的に進めるとともに、生活利便の向上に資する機能の立地、空き家対策の推進等、良好な居住環境づくりに取り組みます。併せて、景観、交通、防災上の諸問題の解消を図り、定住性の高い住宅や宅地の供給を進めます。

・密集市街地の改善や生活道路の整備、急傾斜地崩壊危険箇所の対策による通学路等における歩道や自転車通行空間の整備、災害時の避難地となる防災公園の整備等による、安全性の向上を図ります。

・金比羅山緑地等の市街地内にある緑地を保全、活用していくとともに、公園や街路樹、河川敷を活かした緑地、住宅地における生垣整備の普及を進め、市民、行政が一体となって、緑豊かな潤いある居住環境の形成を図ります。

・空き家への居住や低・未利用地の活用に対する支援を充実させ、 空き家や低・未利用地の有効活用や流通促進を図ります。

旧東海道歴史文教エリア

・日本遺産の構成文化財である大旅籠柏屋をはじめとする東海道の宿場町（岡部宿・藤枝宿）の面影を残す街並みや田中城とゆかりのある社寺、そして、松並木等の歴史・文化資産が点在する旧東海道沿道の一帯は「旧東海道歴史文教エリア」として位置づけます。

・地域特性を踏まえた美しく良好な街並み景観を計画的に形成します。また、歴史・文化風土の保存、文化財の保護等を図るため、必要に応じて開発行為等の規制を行います。

・旧東海道の歴史・文化や周辺の学校、郷土博物館等の教育文化施設、既存商店等と連携を図り、歴史景観を楽しみながら散策できる環境づくりを進め、日本遺産の構成文化財等、旧東海道の歴史・文化を観光資源として活用・発信することで、新たな魅力と回遊・交流の創出を図ります。

（５）商業集積ゾーン

①魅力ある商業地づくり

・多様化する消費者ニーズを踏まえ、地域の特性に応じた活性化策や賑わいのある空間形成のための環境整備を進めるとともに、商業エリアと大型店との共存を図り、集客力や回遊性のある魅力ある商業地づくりを進めます。

中心市街地活性化エリア

・ＪＲ藤枝駅を中心とする中心市街地区域を「中心市街地活性化エリア」と位置づけます。

・中心市街地としての都市機能の集積を進めるため、土地利用制限の見直し等による土地の高度利用を推進し、市街地再開発事業等による商業や業務機能等の立地促進、生活利便施設、働く場、学びの場等の充実を図ります。

・交通結節点であるＪＲ藤枝駅を中心に公共交通等による、他の様々な拠点へのネットワーク化を推進し、アクセスの利便性の向上を図ります。

・駅周辺のまちなかを居心地が良く歩きたくなるような人中心の空間に再編し、多様な人々による交流・滞在・回遊を促進し、賑わいの創出を図ります。

広域都心エリア

・中心市街地活性化エリアとこれに近接する周辺地区を「広域都心エリア」と位置づけます。志太榛原地域の広域都心としての主要な役割を担うため、適正な都市基盤整備により、有効かつ高度な土地利用を推進し、商業や業務・居住機能等の誘導を図ります。

旧市街地総合再生エリア

・藤枝地区の旧東海道藤枝宿を由来とする商業エリア、市役所周辺地区と藤枝堀之内線沿道の住宅地一帯を「旧市街地総合再生エリア」と位置づけ、蓮華寺池公園の拠点性や旧東海道周辺の歴史文化資源、既存ストックを活用した分散型のまちづくりや、住宅地の暮らしの環境の総合的な再生を図り、観光・交流や移住・定住を促進します。

（６）工業集積ゾーン

①適正な土地利用の誘導

・住工混在地区にある工場の移転や新たな企業誘致のための受け皿として、新たな工業用地の確保を図ります。また、既存工業用地の未利用地の活用等による工業用地の確保を進め、工場の集積を図りながら、適正に土地利用を誘導します。

②良好な工業地環境の形成

・工場敷地内の緑化、排水・ばい煙の改善等の周辺環境に配慮した環境づくりを進め、地域環境と調和した良好な工業地の形成を図ります。

（７）新産業地ゾーン

①新たな産業の育成

・富士山静岡空港や東名高速道路、新東名高速道路等の交通の優位性を活かした工業・流通業務施設に加え、研究開発、情報処理等の分野を含めた先端産業の誘致を図ります。

・新規産業の誘致により地域の活性化と雇用の拡大を図るとともに、工業用地整備の際は治水対策を十分考慮し、下流域への安全を確保します。

新産業・交流誘導エリア

・県道焼津森線の沿道周辺は「新産業・交流誘導エリア（東部地区）」と位置づけ、隣接する焼津市との土地利用の整合を図りながら、交通利便性を活かしたヒトやモノが行き交い賑わいを創出するエリアとして効果的な土地利用を行い、新産業や地域交流・商業等の立地を推進します。

・東名高速道路スマートＩＣ周辺地区は「新産業・交流誘導エリア（南部地区）」と位置づけ、隣接する焼津市との土地利用の整合を図りつつ、優れた交通環境と工業地に隣接した環境、豊かな水や土壌等の資源を活かしながら、新たな産業用地の確保を進め、工業流通業務の立地誘導、研究開発や情報処理等の先端産業、スマート農業の拠点の立地や農商工連携による新たな産業の創出を図るとともに、生活利便機能の立地を進めます。

新産業集積エリア

・仮宿地区の農地一帯及び新東名高速道路ＩＣ周辺については、「新産業集積エリア」として位置づけます。

・仮宿地区は、交通の利便性を活かし、大規模農業や食関連産業の集積、農業振興に資する施設の立地促進、非常時の防災拠点づくりを進めます。

・高田地区は、広域アクセス性を活かし、工場や広域物流施設等を集積させ、地域経済の活性化を図ります。

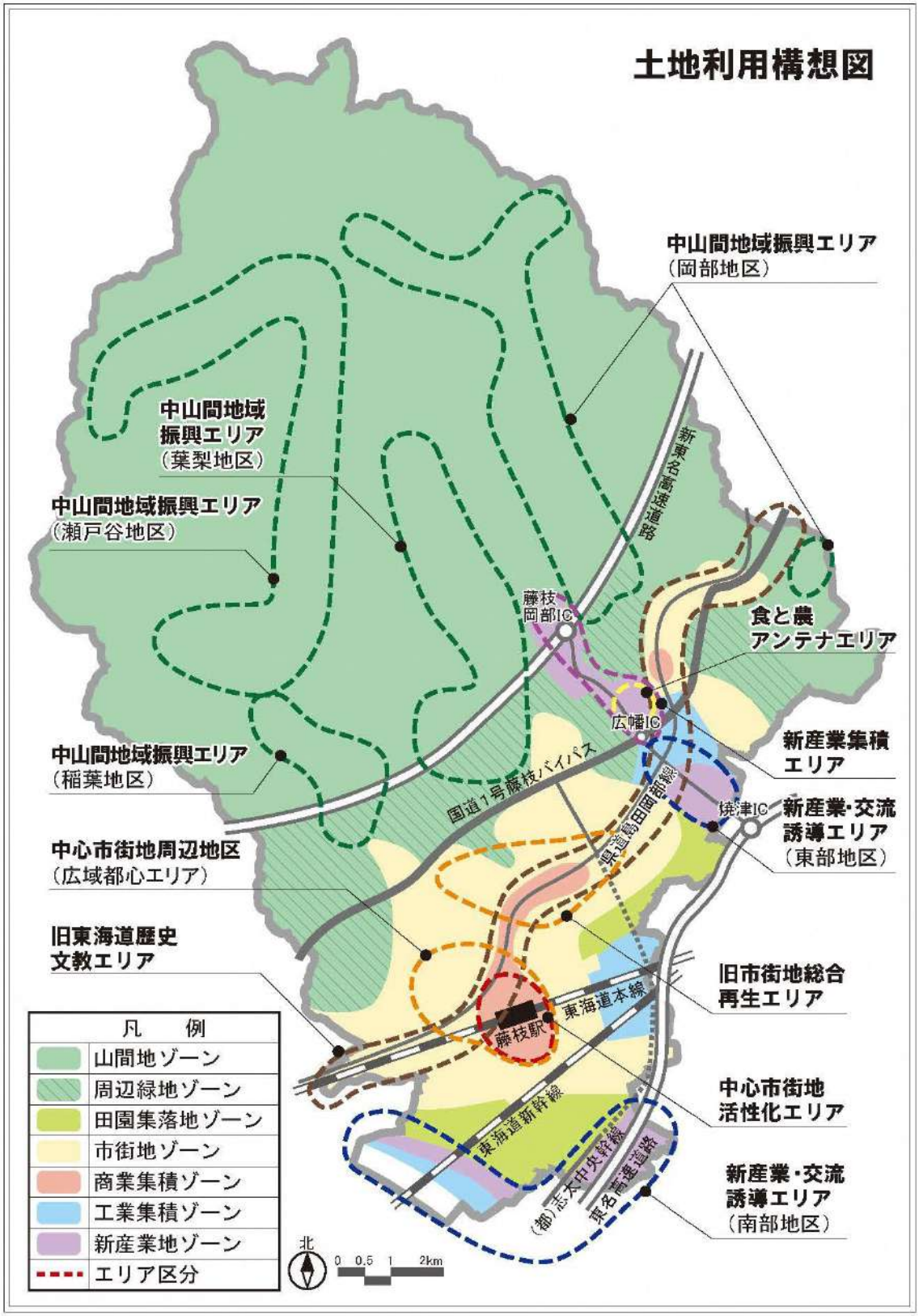
土地利用構想図
中山間地域振興エリア
（岡部地区）
中山間地域
振興エリア
（葉梨地区）
中山間地域振興エリア
（瀬戸谷地区）
中山間地域振興エリア
（稲葉地区）
中心市街地周辺地区
（広域都心エリア）
旧東海道歴史
文教エリア
新東名高速道路
藤枝
岡部IC
広幡IC
焼津IC
国道1号藤枝バイパス
県道島田岡部線
東海道本線
藤枝駅
東海道新幹線
(都)志太中央幹線
東名高速道路
食と農
アンテナエリア
新産業集積
エリア
新産業・交流
誘導エリア
（東部地区）
旧市街地総合
再生エリア
中心市街地
活性化エリア
新産業・交流
誘導エリア
（南部地区）
凡　例
山間地ゾーン
周辺緑地ゾーン
田園集落地ゾーン
市街地ゾーン
商業集積ゾーン
工業集積ゾーン
新産業地ゾーン
エリア区分
北
0 0.5 1 2km

３−８ 本構想の適切な管理

・土地利用の総合的な把握を一層充実するため、国土調査等、土地の利用に関する基礎的な調査を進めるとともに、その総合的な利用を図ります。

・土地利用分級評価の活用を図り、土地利用を適正に誘導していくとともに、土地利用に関する施策の実施状況及び変化を的確に把握し、実態の把握と評価を行いながら、本構想の適切な管理を図ります。

4 地区別土地利用構想

市域を 10 地区に区分し、自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件などを考慮して、各地区の特性に応じた将来への持続性を高める土地利用を推進します。

（１）瀬戸谷地区

・瀬戸谷地区交流センターを「地区拠点」と位置づけ、日常生活を安全・快適・便利に送ることができるような機能の充実を図ります。

・陶芸村拠点施設（道の駅ゆとりえせとや）周辺を「文化観光交流拠点」と位置づけ、陶芸等の地域の文化資源を活かした滞在型の観光まちづくりとともに、多様なアーティストの創作の地としての地域づくりを進めます。

・大久保キャンプ場・グラススキー場やスポーツパル高根の郷、びく石ふれあい広場、市民の森、宇嶺の滝等が立地するエリアを「観光レクリエーション拠点」として位置づけ、自然環境を活かした滞在型のレクリエーションづくりを進めます。

・県道藤枝黒俣線や県道焼津森線沿道の集落地については、本地区の特色にあった生活利便機能等の居住環境の向上を推進するとともに、空き家を含め既存住宅ストックや優良田園住宅等の整備を有効活用した移住や二地域居住の推進、あるいは職住近接を実現する産業立地を促進します。

・農地については、農業生産基盤の整備や農地集積・集約化を推進し、農業の生産性を高めながら農用地の保全とともに、集落の維持等に向けた活用を進めます。

・森林については、多面的機能を発揮できるよう、森林環境譲与税等を活用し、竹林伐採・間伐等の適正な管理を行い、保全及び整備を進めます。

瀬戸谷地区

凡　例
山間地ゾーン
拠点
主要道路
河川
位置図
藤枝駅
瀬戸川
宇嶺の滝
市民の森
大久保
グラススキー場
スポーツ・パル高根の郷
大久保
キャンプ場
(県)蔵田島田線
観光レクリエーション拠点
(県)藤枝黒俣線
文化観光交流拠点
陶芸村拠点施設
(道の駅ゆとりえせとや)
(県)伊久美藤枝線
地区拠点
瀬戸谷地区
交流センター
(県)焼津森線

（２）稲葉地区

・稲葉地区交流センター周辺を「地区拠点」として位置づけ、日常生活を安全・快適・便利に過ごすことができるよう機能の充実を図ります。

・国道１号藤枝バイパス谷稲葉 IC 周辺は、「新産業・研究拠点」と位置づけ、周辺環境に配慮した工場等の立地や環境、健康の研究拠点づくりを進めます。

・地区北部の工業機能等が立地する地区を「工業・業務拠点」として位置づけ、周辺の自然的環境と調和に配慮した開発の誘導を進めます。

・地区南東部の集落地は、生活利便機能など居住環境の向上を図るとともに、空き家を含め既存住宅ストックや優良田園住宅等の整備を有効活用した移住促進と集落地の維持を図ります。

・藤枝総合運動公園周辺エリアにスポーツ施設を補完する施設等の立地を検討します。

・森林については、多面的機能を発揮できるよう、森林環境譲与税等を活用し、竹林伐採・間伐等の適正な管理を行い、保全及び整備を進めます。

・農地については、農業生産基盤の整備や農地集積・集約化を推進し、農業の生産性を高めながら農用地の保全とともに、集落の維持等に向けた活用を進めます。

稲葉地区

凡　例	
	山間地ゾーン
	周辺緑地ゾーン
	市街地ゾーン
	拠点
	主要道路
	河川

位置図

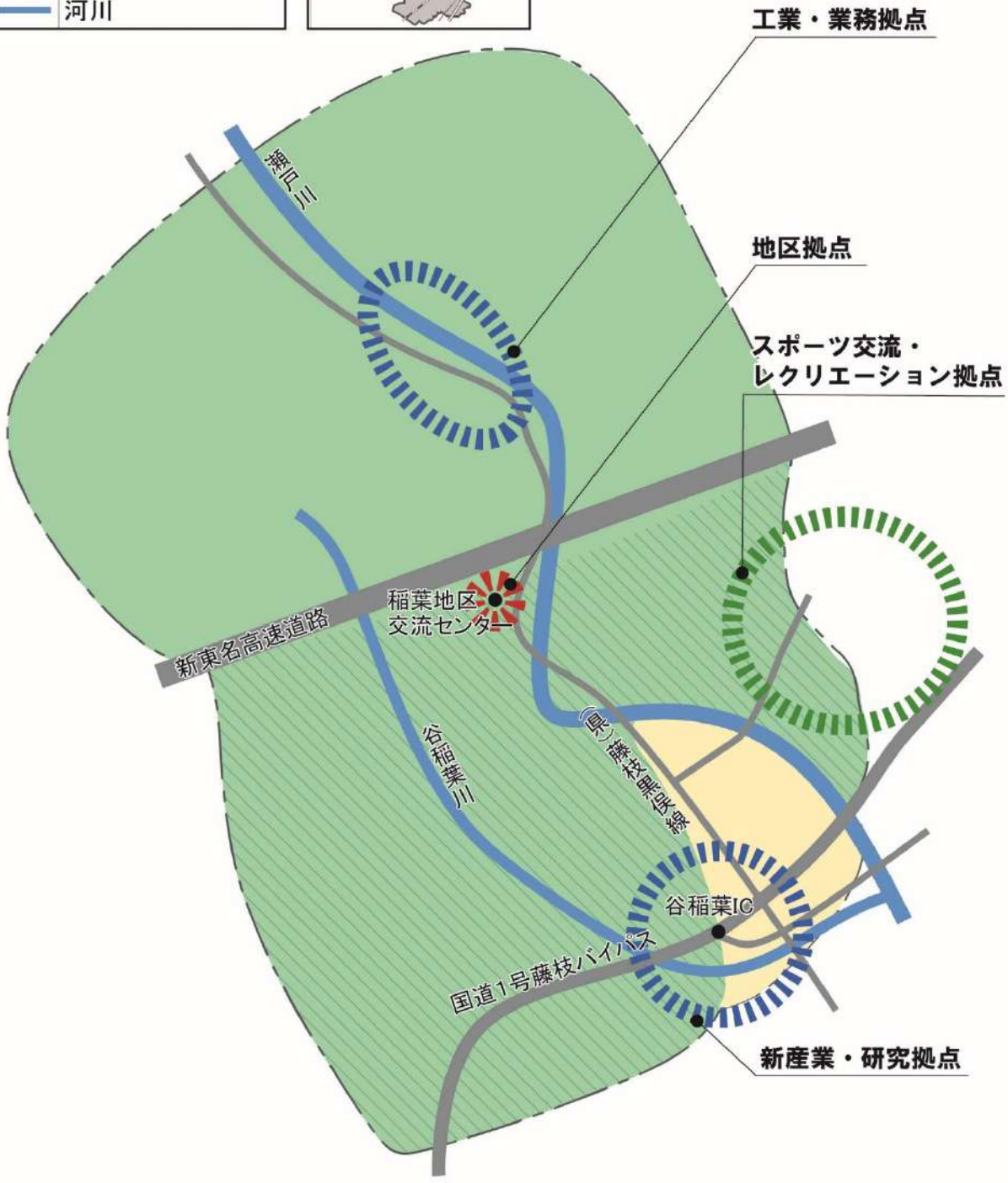

（３）葉梨地区

・葉梨地区交流センター周辺を「地区拠点」として位置付け、日常生活を安全・快適・便利に過ごすことができるよう、機能の充実を図ります。

・新東名高速道路ＩＣロングランプ周辺を「新産業集積エリア」に位置づけ、広域アクセス性を活かした、環境と調和した良好な工業地の形成を進めます。

・新東名高速道路藤枝パーキング周辺エリアや葉梨西北活性化施設から白藤の滝を結ぶエリアは、「観光交流拠点」と位置づけ、中山間地域の特性を活かした観光や交流の場、市民の憩いの場としての機能の充実を図ります。また、新東名高速道路藤枝パーキングエリアについては、さらなる広域アクセス性の向上とともに、これと一体的な産業系の土地利用を検討します。

・清里地区の住宅団地は、生活利便に資する機能の立地等の良好な居住環境づくりを行います。

・清里北部地区は、「レクリエーション拠点」として、地域の自然環境を活かしてエコツーリズムを展開するなど、交流機能の向上を図ります。

・葉梨川沿いに集積する集落地については、本地区の特色にあった居住環境の向上を図るとともに、空き家を含め既存住宅ストックや優良田園住宅等の整備を有効活用した移住促進を図ります。

・地区の北部に広がる森林については、多面的機能を発揮できるよう、森林環境譲与税等を活用し、竹林伐採・間伐等の適正な管理を行い、保全及び整備を進めます。

・農地については、農業生産基盤の整備や農地集積・集約化を推進し、農業の生産性を高めながら農用地の保全とともに、集落の維持等に向けた活用を進めます。

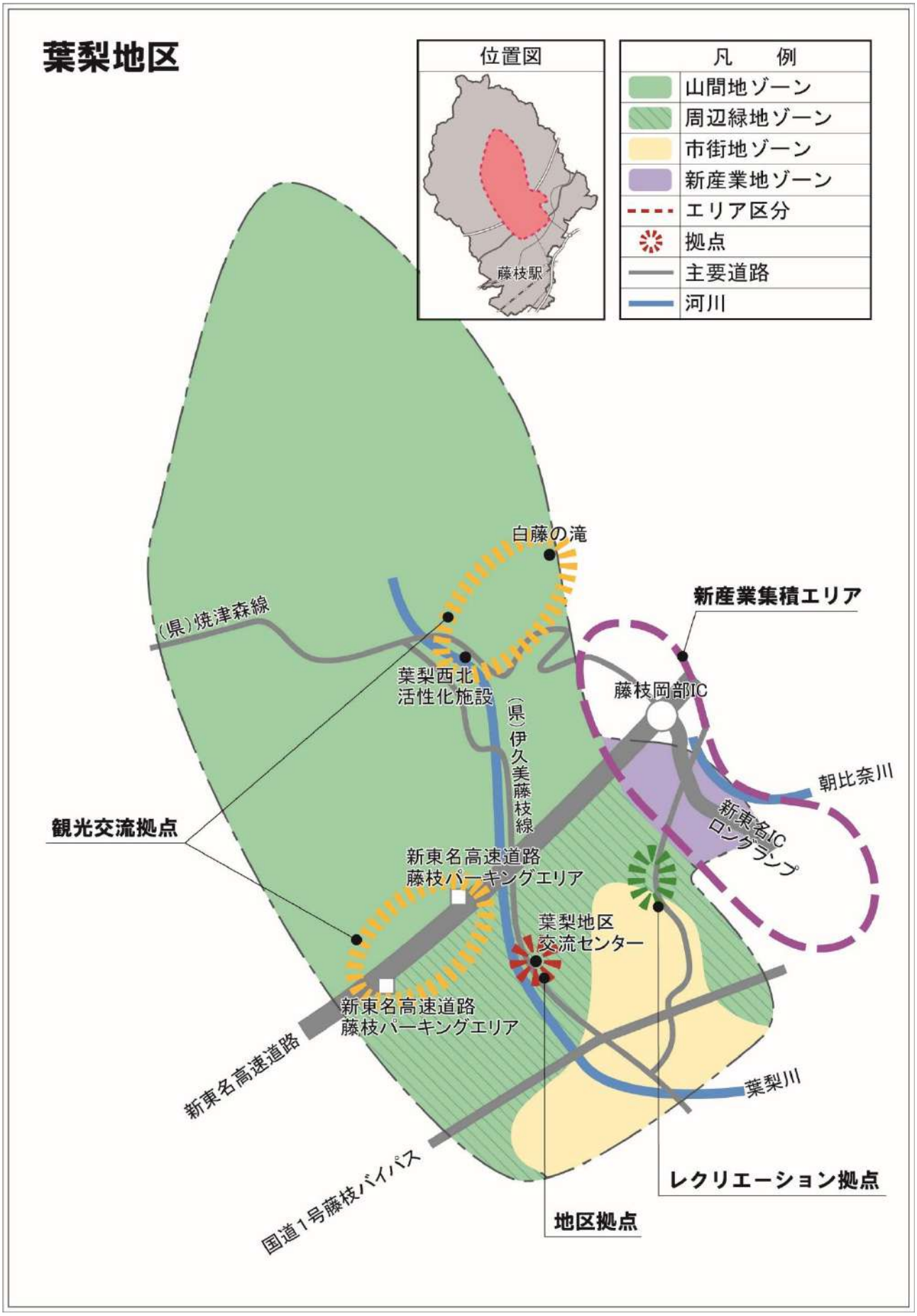
葉梨地区
位置図
藤枝駅
凡　例
山間地ゾーン
周辺緑地ゾーン
市街地ゾーン
新産業地ゾーン
エリア区分
拠点
主要道路
河川
白藤の滝
新産業集積エリア
(県)焼津森線
葉梨西北
活性化施設
藤枝岡部IC
(県)伊久美藤枝線
朝比奈川
新東名IC
ロングランプ
観光交流拠点
新東名高速道路
藤枝パーキングエリア
葉梨地区
交流センター
新東名高速道路
藤枝パーキングエリア
新東名高速道路
葉梨川
国道1号藤枝バイパス
レクリエーション拠点
地区拠点

（４）広幡地区

・広幡地区交流センター周辺を「地区拠点」と位置づけ、日常生活を誰もが安全・快適・便利に過ごすことができるよう、機能の充実を図ります。

・仮宿地区の「新産業集積エリア」は、「食と農アンテナエリア」と位置付け、環境に配慮しながら交通の利便性を活かした道の駅の設置や効果的な土地利用、農地の集積・集約化を行い、新たな農業の産地化や市民農園・観光農園、農作物直売所、宿泊施設等の立地により、にぎわい創出、交流人口の拡大を図ります。

・県道焼津森線の沿道周辺を「新産業・交流誘導エリア」に位置付け、広域アクセス性を活かした土地利用により、工場や物流機能や新産業と一体的な観光商業機能、地域交流機能等の立地誘導を進めます。

・水守地区土地区画整理事業を施行した住宅地は、地区計画等により機能的で周辺と調和したゆとりある居住環境を維持します。

・農地については、農業生産基盤の整備や農地集積・集約化を推進し、農業の生産性を高めながら農用地の保全とともに、集落の維持等に向けた活用を進めます。

広幡地区

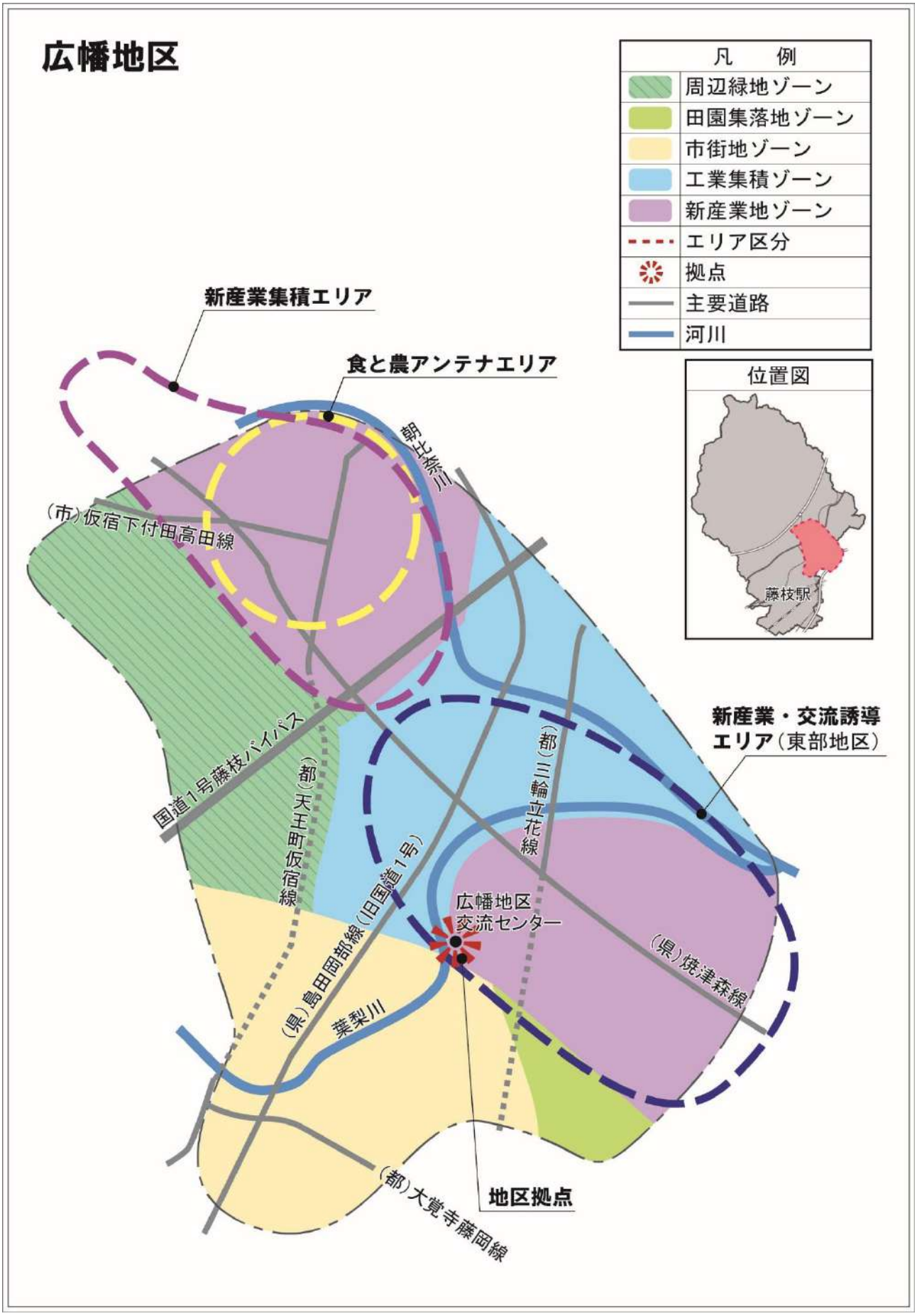
凡　例
周辺緑地ゾーン
田園集落地ゾーン
市街地ゾーン
工業集積ゾーン
新産業地ゾーン
エリア区分
拠点
主要道路
河川
位置図
藤枝駅
新産業集積エリア
食と農アンテナエリア
(市)仮宿下付田高田線
畔土紫川
国道1号藤枝バイパス
(都)天王町仮宿線
(都)三輪立花線
新産業・交流誘導
エリア(東部地区)
広幡地区
交流センター
(県)焼津森線
(県)島田岡部線(旧国道1号)
葉梨川
地区拠点
(都)大覚寺藤岡線

（５）西益津地区

・西益津地区交流センター周辺を「地区拠点」として位置づけ、日常生活を安全・快適・便利に過ごすことができるよう、機能の充実を図ります。

・田中城跡、田中城下屋敷周辺を「文化・観光交流拠点」として位置づけ、藤枝地区の「歴史文教・観光交流拠点」と一体的に、歴史・文化資源を活かして交流人口を呼び込む観光のまちづくりを進めます。

・地区東部の既存住宅団地は、生活利便に資する機能の立地や空き家対策の推進等、良好な居住環境づくりを行います。

・県道島田岡部線沿い等は、周辺の生活環境を高める商業・サービス施設等の立地を計画的に誘導します。

・地区東部及び西部の一団の農用地については、農業生産基盤の整備や農地集積・集約化を推進し、農業の生産性を高めながら農用地の保全活用を進めます。

・都市計画道路志太中央幹線の沿線エリアや県道島田岡部線や葉梨高洲線に面する低未利用地について、弾力的な土地利用を検討します。

西益津地区

凡　例	
	田園集落地ゾーン
	市街地ゾーン
	工業集積ゾーン
	商業集積ゾーン
	拠点
	主要道路
	河川

位置図

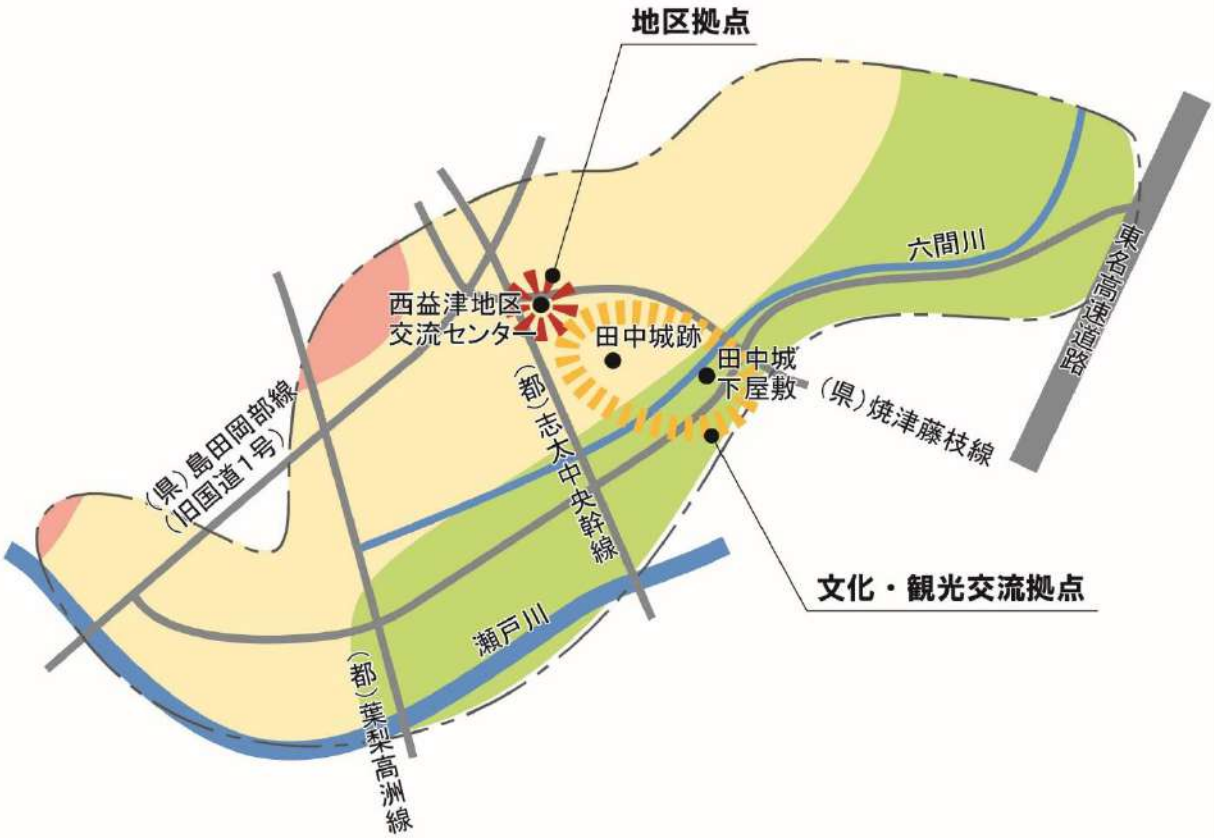

（６）藤枝地区

・藤枝市役所の一帯を「地域拠点」として位置づけ、行政サービスや社会福祉機能等の集積及び充実を図ります。

・藤枝地区交流センター及び藤枝地区交流センター西館（生涯学習センター）周辺を「地区拠点」と位置づけ、日常生活を安全・快適・便利に過ごすことができるよう、機能の充実を図ります。

・市役所や蓮華寺池公園・岡出山公園、旧東海道沿いの商店が立地する「旧市街地総合再生エリア」は、「都市機能誘導区域（文化交流拠点）」に位置づけ、居住誘導と一体的に暮らしを支える都市機能の誘導と地域独自の歴史と文化を活かした回遊性のある観光まちづくりを進めます。

・旧東海道沿いを「地域商業拠点」として位置づけ、地域の生活利便とコミュニティを創出する商業エリアづくりを進めるとともに、生涯学習センターや蓮華寺池公園周辺と一体的に「歴史文教・観光交流拠点」と位置づけ、同公園や岡出山公園を核に周辺の歴史文化資源や街道筋の商業エリアとの回遊を創出する観光のまちづくりを進めます。

・藤枝総合運動公園周辺は、「スポーツ交流・レクリエーション拠点」として市民グラウンドと一体に、プロスポーツのホームタウン拠点づくりや滞在型のスポーツ活動・交流拠点づくりを進めます。また、発生が危惧される南海トラフ巨大地震等の災害時における広域支援に対応した防災拠点としての機能の充実を図ります。

・地区北東部の既存住宅団地や地区西部の住宅地は、生活利便の向上に資する機能の立地や空き家対策の推進等、良好な住環境づくりを行います。

藤枝地区

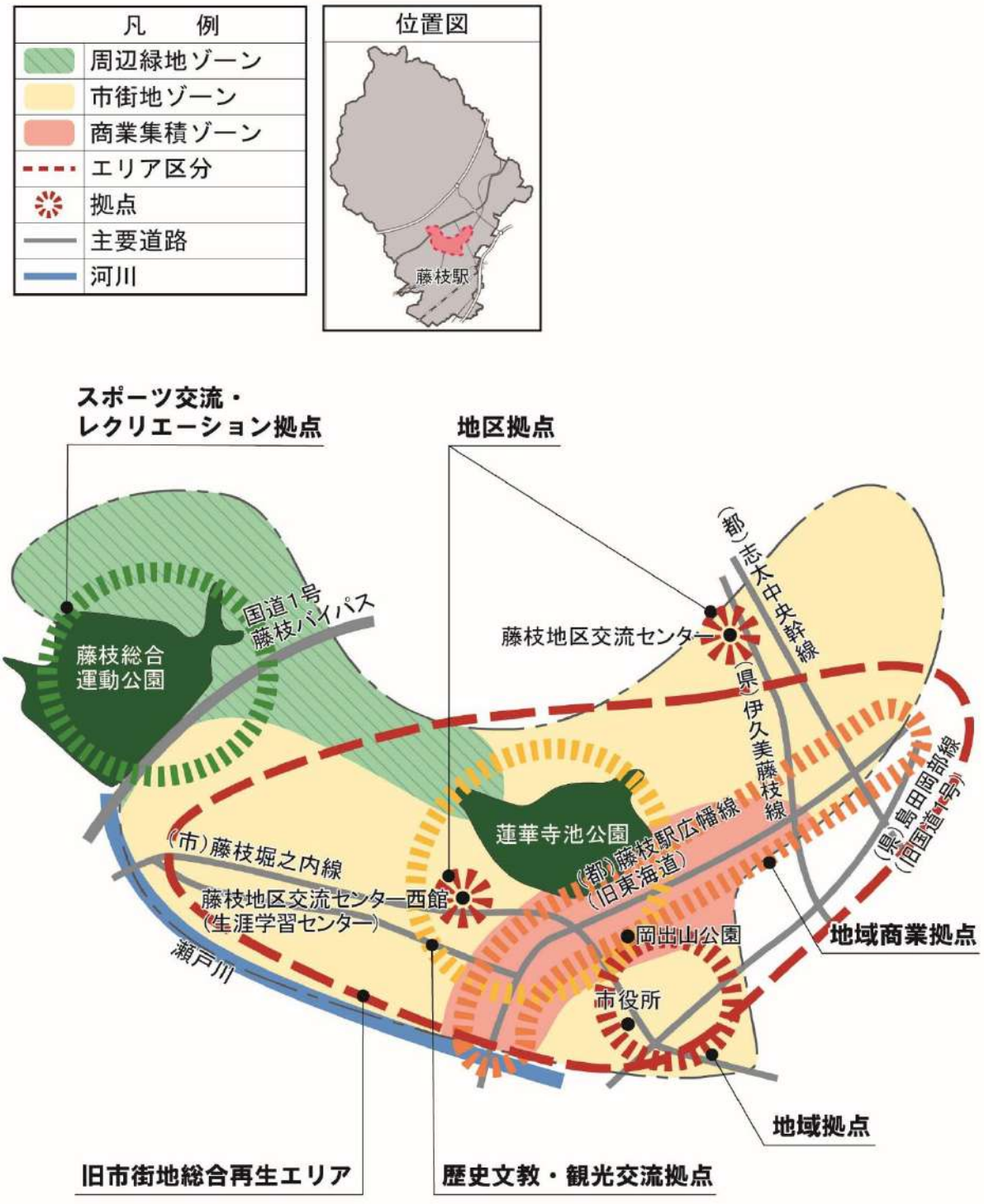
凡　例
周辺緑地ゾーン
市街地ゾーン
商業集積ゾーン
エリア区分
拠点
主要道路
河川
位置図
藤枝駅
スポーツ交流・
レクリエーション拠点
地区拠点
藤枝総合
運動公園
国道1号
藤枝バイパス
藤枝地区交流センター
(都)志太中央幹線
(県)伊久美藤枝線
(都)藤枝駅広幅線
(旧東海道)
(県)島田岡部線
(旧国道1号)
蓮華寺池公園
(市)藤枝堀之内線
藤枝地区交流センター西館
(生涯学習センター)
瀬戸川
岡出山公園
市役所
地域商業拠点
地域拠点
旧市街地総合再生エリア
歴史文教・観光交流拠点

（７）青島地区

・青島北地区交流センター及び青島南地区交流センターを「地区拠点」として位置づけ日常生活を安全・快適・便利に過ごすことができるよう、機能の充実を図ります。

・ＪＲ藤枝駅周辺の「中心市街地活性化エリア」は、「都市機能誘導区域（都市拠点）」に位置づけ、広域求心力を高める商業や観光、オフィス機能、医療や福祉、子育て支援、行政サービス、文化娯楽機能等の徒歩生活圏を形成する高度な都市機能の集積を図るとともに、本市の玄関口にふさわしい良好で品格ある景観を形成します。

・中心市街地に隣接する周辺地区を中心市街地と一体的に「広域都心エリア」とし、都市的土地利用により人・モノを呼び込む持続的な次世代都市づくりを進めます。

・志太郡衙跡及び日本遺産の構成文化財である松並木一帯や志太・金比羅山（九景寺古墳）周辺を「文化・教養レクリエーション拠点」の一部として位置づけ、地域資源を活かした交流の促進や市民の憩いの場として、機能の充実を図ります。

・地区西部の島田市との市境に隣接するエリアは「新たな交流・賑わい拠点」として生活利便の向上を図る付加価値の高い土地利用を検討します。

・県道島田岡部線の沿道周辺は、「中心市街地活性化エリア」を補完する商業・サービス施設や住宅等の立地を計画的に誘導します。

・中心市街地に近接する地区内の低未利用地については、弾力的な土地利用を検討します。

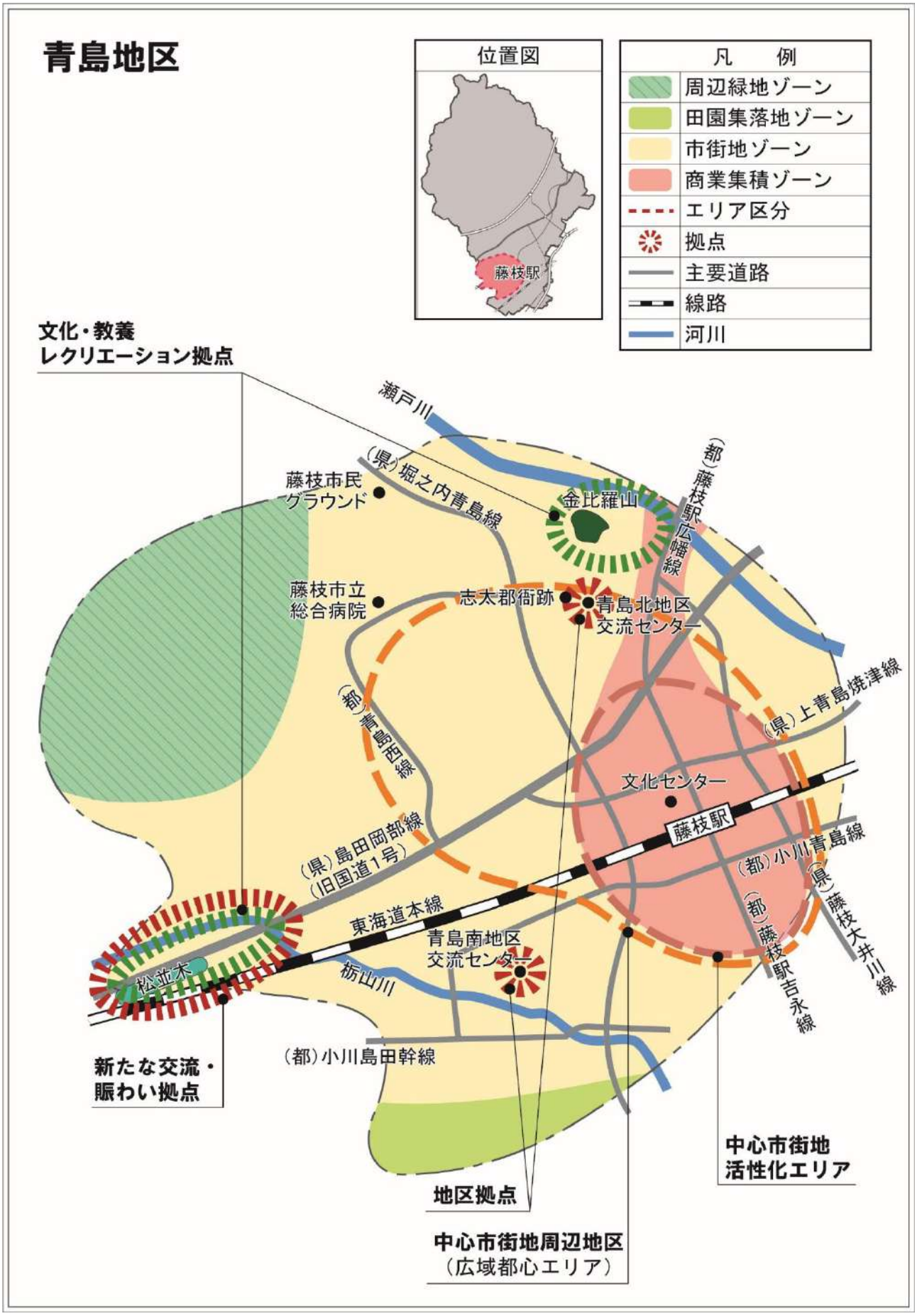
青島地区
位置図
藤枝駅
凡　例
周辺緑地ゾーン
田園集落地ゾーン
市街地ゾーン
商業集積ゾーン
エリア区分
拠点
主要道路
線路
河川
文化・教養
レクリエーション拠点
瀬戸川
(県)堀之内青島線
藤枝市民
グラウンド
金比羅山
(都)藤枝駅広幡線
藤枝市立
総合病院
志太郡衙跡
青島北地区
交流センター
(都)青島西線
(県)上青島焼津線
文化センター
藤枝駅
(県)島田岡部線
(旧国道1号)
(都)小川青島線
(県)藤枝大井川線
東海道本線
青島南地区
交流センター
松並木
栃山川
(都)藤枝駅吉永線
(都)小川島田幹線
新たな交流・
賑わい拠点
中心市街地
活性化エリア
地区拠点
中心市街地周辺地区
（広域都心エリア）

（８）高洲地区

・高洲地区交流センター周辺を「地区拠点」として位置づけ、日常生活を安全・快適・便利に過ごすことができるよう、機能の充実を図ります。

・都市計画道路小川島田幹線の沿道は将来的な道路整備と一体的に周辺の新たな土地利用を検討します。

・地区北部の既存工業地区は、「産業拠点」として位置づけ、引き続き産業機能の強化を図るとともに、環境と調和した良好な工業地を形成します。

・東名高速道路スマートＩＣ周辺地区一帯を「新産業・交流誘導エリア」に位置づけ、広域アクセス性を活かした土地利用により、工場や物流機能等の産業立地や生活利便に資する機能の誘導を進めます。

・都市計画道路志太中央幹線と県道上青島焼津線が交差する地域は、商業や業務等の立地を誘導するため、地区計画等による計画的な土地利用を進めます。

・地区内の農地については、多面的機能を有する貴重な空間であることから、それらの機能が発揮できるように、農地の保全や集積・集約化により農用地の適正な維持、管理を進めます。

・都市計画道路である志太中央幹線や小川島田幹線の沿線の低未利用地については、弾力的な土地利用を検討します。

高洲地区

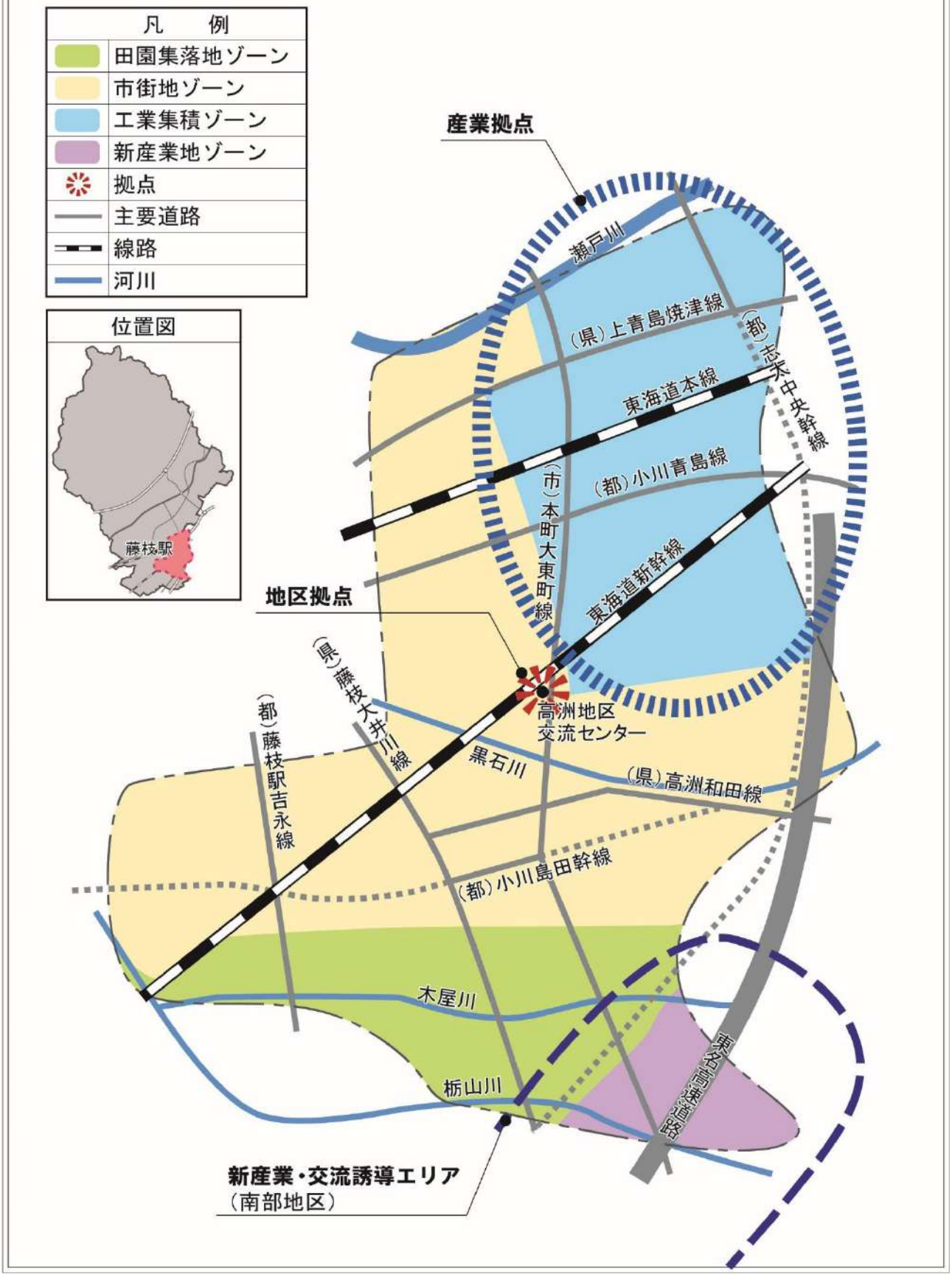
凡　例
田園集落地ゾーン
市街地ゾーン
工業集積ゾーン
新産業地ゾーン
拠点
主要道路
線路
河川
位置図
藤枝駅
産業拠点
瀬戸川
(県)上青島焼津線
(都)志太中央幹線
東海道本線
(都)小川青島線
(市)本町大東町線
東海道新幹線
地区拠点
(県)藤枝大井川線
高洲地区
交流センター
(都)藤枝駅吉永線
黒石川
(県)高洲和田線
(都)小川島田幹線
木屋川
栃山川
東名高速道路
新産業・交流誘導エリア
(南部地区)

（９）大洲地区

・大洲地区交流センター周辺を「地区拠点」として位置づけ、日常生活を安全・快適・便利に過ごすことができるよう、機能の充実を図ります。

・大井川沿いの既存の工業地区に隣接する地区及び東名高速道路スマートＩＣ周辺地区一帯を「新産業・交流誘導エリア」に位置づけ、広域アクセス性を活かした土地利用により、工場や物流機能等の産業立地や生活利便に資する機能の誘導、優良農地の特性を活かした生産や研究等のスマート農業の拠点づくりを進めます。

・地区中央部の田園集落ゾーンでは、優良田園住宅等の活用により新たな住宅地の形成を進めるとともに、自然環境と調和した落ち着きのある住宅地の維持、向上を図ります。また、地域交流を促進する拠点の形成等を進めます。

・その他農用地については、農業生産基盤の整備や農地集積・集約化を推進し、農業の生産性を高めながら農用地の保全とともに、集落の維持等に向けた活用を進めます。

・大井川河川敷周辺は、「レクリエーション・交流拠点」として位置づけ、健康増進やこどもの遊び場、人と人との交流を図る拠点として活用を図ります。

大洲地区

凡　例	
	田園集落地ゾーン
	工業集積ゾーン
	新産業地ゾーン
	エリア区分
	拠点
	主要道路
	線路
	河川

位置図

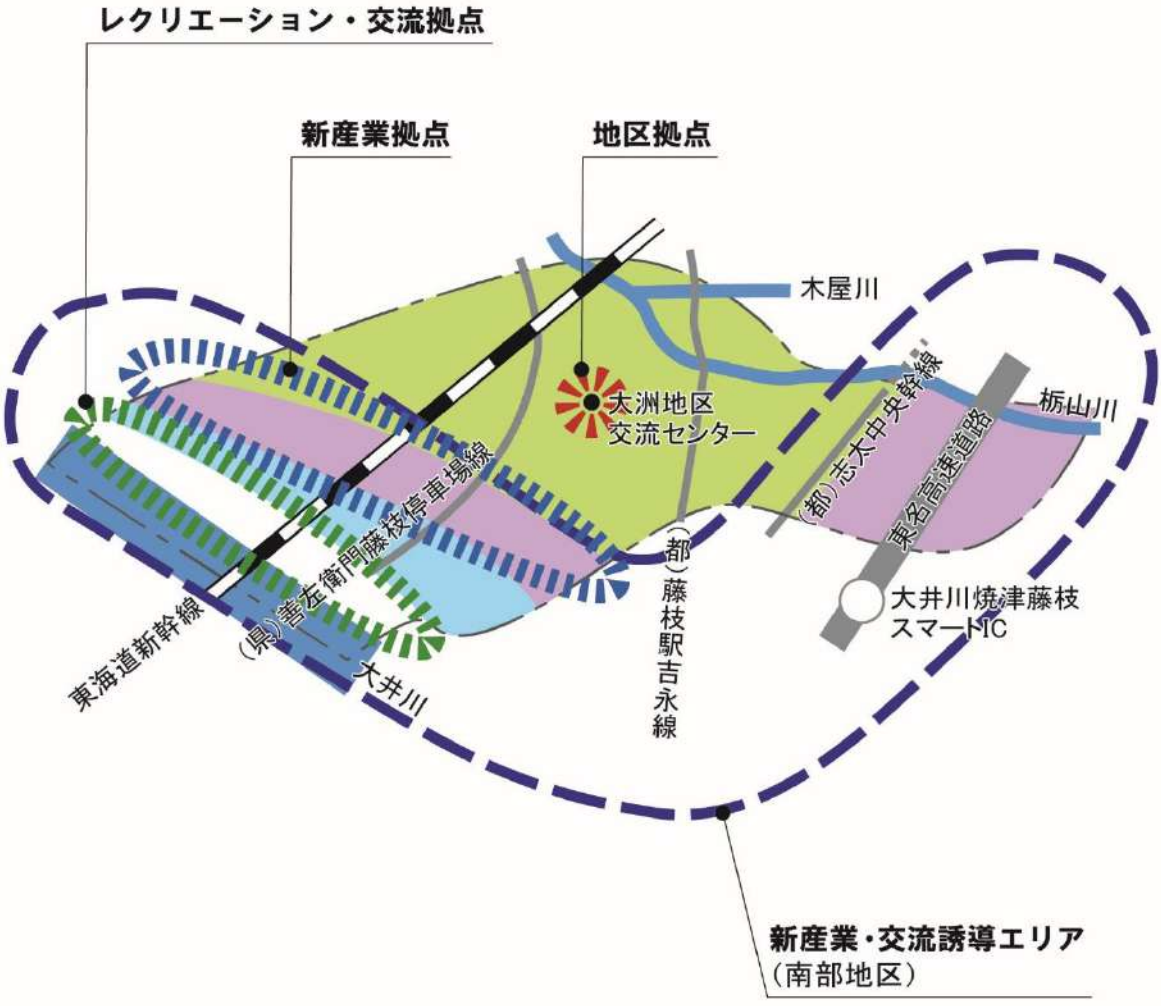

（10）岡部地区

・岡部支所と周辺の県道藤枝静岡線沿道一帯を「地区拠点」として位置付け、行政サービスや商業・交流・コミュニティ機能等の生活利便機能の集積を図るとともに、社会福祉機能などの充実を図ります。

・旧東海道沿道の岡部宿内野本陣跡、大旅籠柏屋、つたの細道等の日本遺産の構成文化財等を有するエリアを「文化観光拠点」と位置づけ、日本遺産の構成文化財や玉露の里等の観光、文化施設とのネットワーク化を図り、観光・交流を促進します。

・玉露の里、朝比奈活性化施設周辺を「観光・交流レクリエーション拠点」と位置づけ、旧東海道沿いの「旧東海道歴史文教エリア」と連動したローカルツーリズムの誘導や市民の憩いの場として機能の充実を図ります。

・地区南部の横内・三輪地区及び内谷地区周辺を「産業拠点」に位置付け、広域アクセスを活かした土地利用により、工場や物流機能の集積を進めます。

・地区北部の集落地については、居住環境の向上及び日常生活の利便性向上方策を推進するとともに、空き家を含め既存住宅ストックや優良田園住宅等の整備を有効活用した移住促進、集落地の維持を図ります。

・農地については、農業生産基盤の整備や農地集積・集約化を推進し、農業の生産性を高めながら農用地の保全とともに、集落の維持等に向けた活用を進めます。

・森林については、多面的機能を発揮できるよう、森林環境譲与税等を活用し、竹林伐採・間伐等の適正な管理を行い、保全及び整備を進めます。

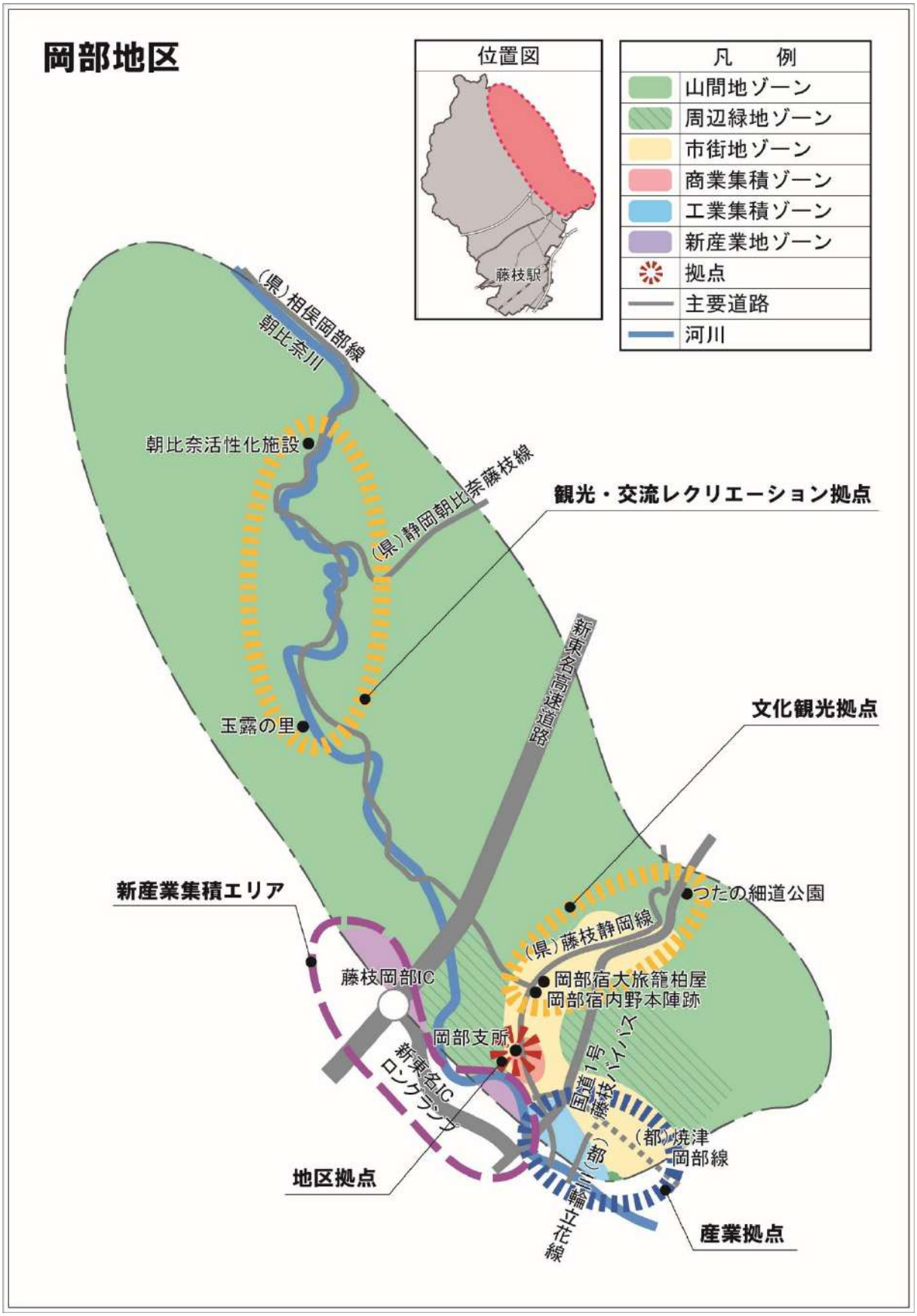
岡部地区
位置図
藤枝駅
凡　例
山間地ゾーン
周辺緑地ゾーン
市街地ゾーン
商業集積ゾーン
工業集積ゾーン
新産業地ゾーン
拠点
主要道路
河川
(県)相俣岡部線
朝比奈川
朝比奈活性化施設
(県)静岡朝比奈藤枝線
観光・交流レクリエーション拠点
玉露の里
新東名高速道路
文化観光拠点
新産業集積エリア
つたの細道公園
(県)藤枝静岡線
藤枝岡部IC
岡部宿大旅籠柏屋
岡部宿内野本陣跡
岡部支所
新東名IC
ロングラン
地区拠点
(都)焼津岡部線
(都)三輪立花線
産業拠点

第６次藤枝市総合計画
基本計画・後期計画

第６次藤枝市総合計画の数値目標

第６次藤枝市総合計画の目標年次である 2030 年度における、７つの基本目標の成果指標として、「定住人口」と「交流人口」を設定し、基本理念である「“幸せになるまち”藤枝づくり」の実現に向けて前期、後期各５年間の基本計画を定め、実行していきます。

数値目標①

指標	基準値（2020 年）	目標値（2030 年）
定住人口	141,342 人	133,300 人

（2024 年社人研推計 131,842 人）

数値目標②

指標	基準値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
交流人口	350 万人／年	377 万人／年

基本計画の概要

基本計画（2026 年～2030 年）では、基本構想で示した基本理念のもと、７つの基本目標に沿った具体的な方針などを体系的に示します。

１　目標別の政策・施策展開

基本構想に掲げた７つの基本目標の達成に向けて 2030 年度までに実施する取組の方向性や具体的な内容とともに、取組の達成度を測る成果指標を設定します。

２　重点プロジェクト

目的別の政策・施策を展開する中で、少子高齢化・人口減少社会であっても持続的に成長するまちを目指し、地域ビジョンとして、本市の強みを成長に変える新地域戦略を確立し、新たな基幹的産業・ビジネスの創出を生み出す重点的な取組を重点プロジェクトとして位置づけます。

３　計画の実効性を高める行財政経営の推進

総合計画に基づくまちづくりを進めていくにあたって、藤枝型新公共経営の推進など、行政としての基本的な姿勢や今後の財政経営方針などを示します。

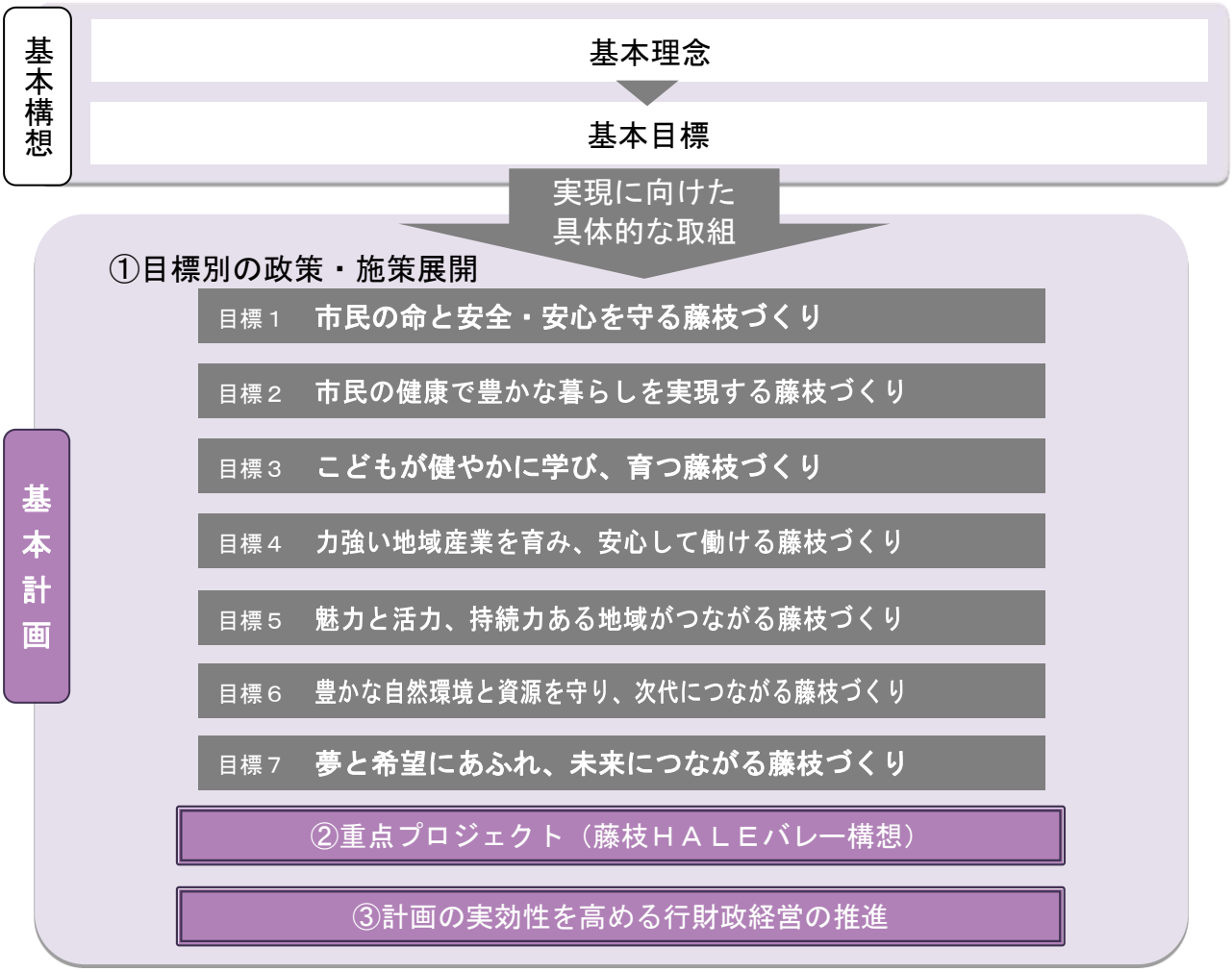

1 目標別の政策・施策展開

７つの基本目標の実現に向けて、取り組むべき方向性や具体的取組を体系的に位置づけます。また、それぞれの達成状況をマネジメントするため、成果指標（目標値）を設定します。

目標１　市民の命と安全・安心を守る藤枝づくり

目標２　市民の健康で豊かな暮らしを実現する藤枝づくり

目標３　こどもが健やかに学び、育つ藤枝づくり

目標４　力強い地域産業を育み、安心して働ける藤枝づくり

目標５　魅力と活力、持続力ある地域がつながる藤枝づくり

目標６　豊かな自然環境と資源を守り、次代につながる藤枝づくり

目標７　夢と希望にあふれ、未来につながる藤枝づくり

第６次藤枝市総合計画　基本計画（後期計画）政策・施策体系

目標１　市民の命と安全･安心を守る藤枝づくり

政策１　危機管理の充実・強化
- 施策１　南海トラフ巨大地震等に対する防災･減災対策の推進
- 施策２　“逃げ遅れゼロ”に向けた的確な避難行動の確立
- 施策３　多様な避難対策を含めた地域防災力の強化
- 施策４　風水害・土砂災害の対策の強化

政策２　医療体制の充実・強化
- 施策１　安定した地域医療体制づくり
- 施策２　地域基幹病院としての高度医療の提供
- 施策３　病院事業の経営基盤の強化
- 施策４　国民健康保険の適正運営
- 施策５　高齢者医療の充実
- 施策６　感染症発生時の体制づくり

政策３　交通安全対策の推進
- 施策１　交通安全意識の向上
- 施策２　高齢者及びこどもの交通安全の確保
- 施策３　生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進
- 施策４　自転車の安全利用の推進

政策４　防犯対策の推進
- 施策１　防犯意識の向上
- 施策２　犯罪抑止対策の推進
- 施策３　多様な連携による見守りの推進

政策５　安全な住環境基盤の整備
- 施策１　良好な住環境の推進
- 施策２　災害に強い健全な市街地の形成
- 施策３　安全・安心な生活道路の確保
- 施策４　住宅耐震化の推進
- 施策５　空き家・空き地対策の推進

目標２　市民の健康で豊かな暮らしを実現する藤枝づくり

政策1　健康づくりの推進
- 施策１　市民・企業が自ら取り組む健康づくり
- 施策２　食育を通じた健全な生活習慣づくり
- 施策３　疾病予防を通じた健康づくり
- 施策４　歯や口の健康づくり
- 施策５　感染症予防の推進

政策２　若い世代の暮らしの支援
- 施策１　結婚・新婚生活の支援
- 施策２　雇用・就労環境の整備
- 施策３　出産支援の推進
- 施策４　住宅取得支援の推進

政策３　高齢者支援と社会参画の推進
- 施策１　地域包括ケアシステムの深化
- 施策２　認知症とともに生きる共創のまちづくりの推進
- 施策３　高齢者の生きがいと社会参加の促進
- 施策４　介護予防の推進
- 施策５　介護サービスの充実と質の向上

政策４　地域福祉の推進
- 施策１　包括的支援体制の推進
- 施策２　生活困窮者の自立支援
- 施策３　国民年金事業の推進

政策５　障害者支援の推進
- 施策１　障害福祉サービスの充実
- 施策２　自立した生活の場の提供
- 施策３　社会的自立を促す就労支援
- 施策４　障害者を支える支援者へのサポート

政策６　地域コミュニティ・多文化共生の推進
- 施策１　多様なパートナーシップの推進
- 施策２　地域コミュニティ活動の推進
- 施策３　男女共同参画の推進
- 施策４　多文化共生社会の実現

政策７　生涯学習の充実
- 施策１　誰もが学べる環境づくり
- 施策２　地域における人づくり、人材活用
- 施策３　誰もが利用しやすい図書館サービスの提供

政策８　スマートシティの形成
- 施策１　最先端のデジタル技術活用による“市民の暮らし”の充実
- 施策２　ＡＩやデータ活用等による安心・快適なまちづくり

政策９　品格と魅力ある都市空間の創造
- 施策１　美しく品格ある都市景観の創出
- 施策２　居心地が良く歩きたくなる都市空間づくり
- 施策３　花と緑あふれる交流空間の創出

政策10　安心な交通基盤づくり
- 施策１　広域都市軸となる幹線道路網の整備
- 施策２　地域をつなぐ交通インフラの充実
- 施策３　次世代交通システムの構築

目標３　こどもが健やかに学び、育つ藤枝づくり

政策１　子育て支援の充実

- 施策１　子育て環境の充実
- 施策２　子育てと仕事の両立支援
- 施策３　保護者とこどもの保健対策の推進
- 施策４　発達支援体制の充実
- 施策５　こども家庭総合支援体制の充実

政策２　学校教育の充実

- 施策１　確かな学力と豊かな心の育成
- 施策２　未来を切り拓く力の育成
- 施策３　小中一貫教育と幼保こ小連携の推進
- 施策４　快適で安心して学習できる環境整備
- 施策５　インクルーシブ教育の推進
- 施策６　学校における働き方改革の推進
- 施策７　安全・安心な学校給食の提供

政策３　地域ぐるみでの教育の推進

- 施策１　家庭における教育力の向上
- 施策２　地域と一体となった学校教育の推進
- 施策３　次代を担うこどもの健全育成

政策４　大学を核とした知の拠点づくり

- 施策１　大学の知見を活かした教育の機会の提供
- 施策２　産学官金が一体となった人材づくり
- 施策３　学生還流の促進

目標４　力強い地域産業を育み、安心して働ける藤枝づくり

政策１　労働・雇用対策の推進

- 施策１　雇用・就労に向けた支援
- 施策２　就労者に対する支援
- 施策３　多様な働き方・多様な人材の活躍の推進

政策２　エコノミックガーデニングの推進

- 施策１　地元企業の成長支援
- 施策２　起業・創業の支援、促進
- 施策３　高付加価値経営の推進
- 施策４　多様な主体が連携したオープンイノベーションの推進

政策３　多様な企業の立地推進

- 施策１　新産業の立地誘導
- 施策２　オフィス機能の立地推進

政策４　商業の振興

- 施策１　個店の経営力強化による地域商業の活性化
- 施策２　コミュニティと回遊のある商業エリアの形成
- 施策３　新たな商取引の推進
- 施策４　ニーズに応え持続する商業地づくり

政策５　農林業の振興

- 施策１　効率的で生産性が高く、経営力の強い農業の振興
- 施策２　農地利用の最適化の推進
- 施策３　次世代型農業の推進
- 施策４　藤枝茶の需要創出と茶文化の発信
- 施策５　農村環境の保全と農業生産基盤の整備
- 施策６　オーガニックシティの推進
- 施策７　森林整備の推進

目標5　魅力と活力、持続力ある地域がつながる藤枝づくり

政策１　観光・交流の推進	
	施策１　地域資源を活かした稼ぐ観光の推進
	施策２　イベント･文化施設等と連動した観光交流
	施策３　国内外誘客活動の推進
	施策４　受入環境の整備
	施策５　観光・交流拠点づくりの推進
政策２　スポーツの推進	
	施策１　ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
	施策２　スポーツに親しむことができる場の提供・確保
	施策３　トップアスリートの育成
	施策４　サッカーを核としたまちづくりの推進
政策３　文化の振興	
	施策１　文化を担い支える人材の育成
	施策２　文化活動の機会の充実
	施策３　文化活動を育む環境づくり
	施策４　歴史・文化の継承と活用
政策４　多彩な拠点づくり	
	施策１　戦略的な土地利用の推進
	施策２　立地特性を活かした産業拠点づくり
	施策３　新たな核となる交流拠点の形成
政策５　中心市街地の活性化	
	施策１　都市機能集積の推進
	施策２　個性的で魅力ある店舗の出店支援
	施策３　街なかの活動・交流機会の創出
	施策４　次世代型広域都心の形成
政策６　中山間地域の活性化	
	施策１　都市と農村との交流の推進
	施策２　地域の担い手づくりと地域コミュニティの再生
	施策３　魅力ある地域環境の創出
	施策４　ふじえだ陶芸村構想の推進

目標6　豊かな自然環境と資源を守り、次代につながる藤枝づくり

政策１　地球温暖化対策の推進	
	施策１　エネルギーの創造と有効活用
	施策２　地球環境を守る暮らしとライフスタイルの実現
	施策３　二酸化炭素吸収源の適正な管理
	施策４　地球温暖化の影響に適応したまちづくりの推進
政策２　資源循環の推進	
	施策１　もったいない運動の推進
	施策２　資源の有効利用
	施策３　廃棄物の削減対策の推進
	施策４　水資源の保全と活用
政策３　自然と共生する生活環境づくり	
	施策１　身近な自然環境の保全
	施策２　快適な生活環境の確保

目標7　夢と希望にあふれ、未来につながる藤枝づくり

政策１　市民目線による行政の推進	
	施策１　市民と行政の双方向の情報共有
	施策２　デジタル自治体の構築
政策２　「選ばれるまち」づくりの推進	
	施策１　都市ブランドの向上とシティ・プロモーションの推進
	施策２　移住・定住の推進
政策３　広域連携の推進	
	施策１　広域連携の強化
	施策２　広域都市交流の推進
政策４　経営資源を活かす行財政経営	
	施策１　健全な財政運営
	施策２　資産経営の推進
	施策３　“スマート・コンパクト市役所”の実現
	施策４　風通しがよく、働きがいを育む組織風土の形成

基本目標	政策数	施策数
①　市民の命と安全・安心を守る藤枝づくり	5	22
②　市民の健康で豊かな暮らしを実現する藤枝づくり	10	36
③　こどもが健やかに学び、育つ藤枝づくり	4	18
④　力強い地域産業を育み、安心して働ける藤枝づくり	5	20
⑤　魅力と活力、持続力ある地域がつながる藤枝づくり	6	24
⑥　豊かな自然環境と資源を守り、次代につながる藤枝づくり	3	10
⑦　夢と希望にあふれ、未来につながる藤枝づくり	4	10
合計	37	140

基本目標１
市民の命と安全・安心を守る藤枝づくり

政策 1-1　危機管理の充実・強化
政策 1-2　医療体制の充実・強化
政策 1-3　交通安全対策の推進
政策 1-4　防犯対策の推進
政策 1-5　安全な住環境基盤の整備

政策 1-1　危機管理の充実・強化

政策の基本方針

発生が危惧される大規模地震や、地球温暖化により頻発化、激甚化する風水害等の大規模自然災害から市民の貴重な命と財産を守るため、ＩＣＴ等を活用した防災や災害対策の基盤づくりと、災害時における情報連絡体制や救護体制の構築を図るなど、突発的事案にも対応できる安全・安心で強靭なまちを構築します。

政策1-1　危機管理の充実・強化

- 施策１　南海トラフ巨大地震等に対する防災・減災対策の推進
- 施策２　“逃げ遅れゼロ”に向けた的確な避難行動の確立
- 施策３　多様な避難対策を含めた地域防災力の強化
- 施策４　風水害・土砂災害の対策の強化

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
防災訓練に参加した市民の割合	28.6%	30.8%

施策の内容

施策１　南海トラフ巨大地震等に対する防災・減災対策の推進

発生が予想される南海トラフ巨大地震や関連する原子力災害等に備えるため、住宅の耐震改修や都市の強靭化を推進するとともに、地域の特性や市民ニーズにあった情報提供網の構築、防災施設や災害時に必要な資機材の整備、広域避難体制の確立等、防災・減災対策を推進します。

指標	基準値	目標値
緊急時に優先的に交通確保が必要な橋梁の耐震化	15/25 橋	17/25 橋

主な取組

◇地籍調査の推進
◇防災施設及び防災資機材等の整備
◇橋梁等の長寿命化・耐震化
◇的確な情報伝達手段の整備
◇水道施設・管路の耐震化
◇山間部における災害時停電対策
◇原子力災害対策
◇公共建築物の躯体(屋根・外壁)の健全化
◇災害情報共有システムの構築

施策２　“逃げ遅れゼロ”に向けた的確な避難行動の確立

台風や局地的な集中豪雨等の自然災害から市民の命を守るため、市民の誰もが迅速で的確な避難行動ができる体制づくりを推進します。

指標	基準値	目標値
マイ・タイムライン[10]作成者数	5,073 人	8,000 人

主な取組

◇避難判断に必要な情報発信　◇マイ・タイムラインの作成支援
◇危険住宅の移転促進　◇水害・土砂災害に対応した防災訓練の実施
◇デジタルを活用した避難支援

施策３　多様な避難対策を含めた地域防災力の強化

地域の防災力を高めるため、消防団組織の強化を図るとともに、防災活動への女性や若い世代の参画拡大や避難者ニーズに対応した実践的な防災訓練の実施等、地域防災の要である自主防災組織を強化します。

指標	基準値	目標値
消防団員充足率	90.7%	100%

主な取組

◇自主防災組織の活性化推進　◇防災訓練実施による地域防災力の向上
◇消防団活動の充実・強化　◇避難所環境の向上
◇避難所の健康衛生等環境対策　◇女性防災ネットワークの展開
◇災害用備品管理ＤＸの推進

施策４　風水害・土砂災害の対策の強化

台風や局地的な集中豪雨により発生する風水害、土砂災害を未然に防止し、または軽減するため、流域状況を詳細に把握し、河川整備をはじめとする治水対策に取り組むとともに、急傾斜地や治山施設の整備を推進します。

指標	基準値	目標値
準用河川整備延長【1973 年度から累計】	46,774m	47,113m

主な取組

◇準用河川の整備　◇浚渫（しゅんせつ）事業の推進
◇急傾斜地崩壊対策の推進　◇重点対策地区における浸水対策の推進
◇治山施設の整備　◇森林環境整備の推進
◇流域治水プロジェクトの推進（雨水貯留浸透施設等設置の推進）

[10] 台風等の接近によって河川の水位が上昇する際に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、避難行動の一助とするもの。

政策 1-2　医療体制の充実・強化

政策の基本方針

誰もが安全・安心で質の高い医療サービスを受けることができる環境をつくるため、安定した地域医療体制をつくるとともに、地域住民の“命の砦”としての市立総合病院の医療体制の強化や持続可能な経営基盤を構築します。

また、国民健康保険、後期高齢者医療制度等の医療保険制度の安定的な運営に努めます。

- 政策1-2　医療体制の充実・強化
  - 施策１　安定した地域医療体制づくり
  - 施策２　地域基幹病院としての高度医療の提供
  - 施策３　病院事業の経営基盤の強化
  - 施策４　国民健康保険の適正運営
  - 施策５　高齢者医療の充実
  - 施策６　感染症発生時の体制づくり

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
病院事業会計の経常収支比率	100%	100%

施策の内容

施策１　安定した地域医療体制づくり

誰もがいつでも住み慣れた地域で身近に適切な医療を受けられるよう、総合診療体制の構築と病診連携の更なる体制強化、近隣市町の医療機関との広域連携を強化し、安定した地域医療体制を構築します。

指標	基準値	目標値
開業医等からの市立総合病院への紹介率	71.6%	72.0%
市立総合病院からの逆紹介率	111.6%	112.0%

主な取組

◇地域医療機関との更なる連携強化　◇志太榛原地域救急医療センターの安定運営
◇休日当番医体制の確保　◇災害拠点病院としての体制の強化
◇医療・介護連携、在宅連携の充実　◇三次救急医療体制の充実
◇地域医療連携推進法人による地域医療体制の構築
◇家庭医療センターの運用
◇交通空白地等通院送迎の支援

施策２　地域基幹病院としての高度医療の提供

全ての人に安全・安心で高度な医療を提供するため、市立総合病院において、がん診療と救急医療を柱とした急性期医療の充実を図ります。

指標	基準値	目標値
低侵襲手術件数（鏡視下手術＋支援ロボット手術）	330 件	360 件

主な取組

◇地域がん診療連携拠点病院としての先進医療の充実
◇がんにおける集学的治療体制（検診、手術、放射線治療、化学療法等）の充実
◇救命救急診療体制の充実　◇救急領域を担う人材確保・育成
◇ラピッドレスポンスカーの運用

施策３　病院事業の経営基盤の強化

市立総合病院の経営安定化を図るため、中期経営計画に基づいて、経営改革・経営改善を行うとともに、医師や看護師等の医療従事者の確保に努め、持続可能な経営基盤の確立を図ります。

指標	基準値	目標値
病床稼働率【対稼働病床】	84.6%	90.0%
特定行為研修修了看護師数	24 人	44 人

主な取組

◇医療従事者の適正数確保と診療基盤の充実　◇特定行為看護師の認定促進
◇医療施設・機器の計画的な整備・更新
◇電子カルテの円滑な情報連携、有効活用の推進
◇病院資産ファシリティ・マネジメントの推進

◇クリティカルパス[11]の推進

[11]入院から退院までの検査や治療のスケジュール表（治療計画表）

施策４　国民健康保険の適正運営

国民健康保険加入者が安心して医療を受けることができる環境を確保するため、国保税収の確保や給付の適正化、保健事業による医療費の抑制等を進めるなど、国保事業の適正運営を推進します。

指標	基準値	目標値
特定健康診査受診率	45.7%	60.0%
後発医薬品使用割合	86.0%	90.0%

主な取組

◇国民健康保険税収納率の向上　　◇特定健康診査等保健事業の推進
◇後発医薬品・バイオ後続品使用の推進

施策５　高齢者医療の充実

高齢者が安心して医療を受けることができる環境を確保するため、後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、医療費適正化を推進し、保険制度の安定的運営を推進します。

指標	基準値	目標値
後期高齢者医療の健康診査受診率	30.5%	35.9%

主な取組

◇健康診査未受診者への再勧奨の実施
◇保険料の特別徴収の促進　　◇高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

施策６　感染症発生時の体制づくり

感染症の拡大を防止するため、関係機関との連携により、検査やワクチン接種の体制強化等を図り、感染症発生に速やかに対応できる環境を整えます。

指標	基準値	目標値
感染管理認定看護師数	3 人	5 人
防疫装備品の備蓄率	100%	100%/5 年

主な取組

◇防疫装備品の計画的な備蓄　　◇医師会・保健所・市立総合病院との連携強化
◇市立病院における感染症医療提供体制の充実
◇感染症の検査体制の構築
◇認定看護師教育機関受講料助成による認定看護師の確保

政策 1-3　交通安全対策の推進

政策の基本方針

市民誰もが安全で安心して移動できる“交通安全日本一”のまちを創るため、市民への交通マナーの普及徹底を図り、高齢者やこどもを中心とした交通安全教育を推進するとともに、道路やその周辺における交通事故を防ぎ、歩行者・自転車・車の安全かつ円滑な通行を確保するため、関係機関と連携して市民総ぐるみの総合的な交通安全対策を推進します。

政策1-3　交通安全対策の推進

- 施策１　交通安全意識の向上
- 施策２　高齢者及びこどもの交通安全の確保
- 施策３　生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進
- 施策４　自転車の安全利用の推進

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
人身交通事故発生件数	522 件	500 件以下

施策の内容

施策１　交通安全意識の向上

交通事故の発生を防止するため、安全な道路交通環境を確保するとともに、警察や自治会・町内会、事業所等が一体となって市民総ぐるみで交通安全運動を実施し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

指標	基準値	目標値
交通安全教室等の参加者数	32,956 人	33,050 人

主な取組

◇交通安全教室等の開催　◇交通安全危険箇所マップの充実
◇市民総ぐるみの交通安全運動　◇生活道路等の交通事故防止対策
◇自転車の安全利用の推進　◇交通安全マイレージを活用した交通安全啓発
◇ゾーン３０交通安全施設の整備　◇先進技術を活用した交通安全対策
◇チャイルドシート及びシートベルト着用の啓発

施策２　高齢者及びこどもの交通安全の確保

高齢者とこどもの交通事故を防止するため、運転免許証自主返納の促進や交通安全教室等による啓発等、加害者にも被害者にもならないよう両面からの取組を推進します。

指標	基準値	目標値
高齢者が関係する人身交通事故発生件数	211 件	200 件以下
高齢者の運転免許証自主返納件数	769 件	800 件

主な取組

◇高齢者の運転免許証自主返納の促進　◇交通安全施設の維持補修の推進
◇ゾーン３０交通安全施設の整備（再掲）　◇交通安全教室等の開催（再掲）

施策３　生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進

生活道路と通学路等において、歩行者や自転車が安全に通行できるよう、交通安全啓発、危険箇所の改修や街頭指導の強化等を実施します。

指標	基準値	目標値
登下校時における小学生・中学生の交通事故発生件数	0 件	0 件

主な取組

◇生活道路・通学路等の安全対策　◇児童生徒の見守り推進
◇通学路等の危険箇所の改修整備及び情報共有　◇セーフティスクールゾーン運動
◇ゾーン３０交通安全施設整備（再掲）　◇キッズゾーン整備の推進

施策４　自転車の安全利用の推進

安全で快適な自転車利用環境を創出するため、自転車通行空間を整備します。また、小中学生や高校生をはじめ、全世代を対象とした交通安全教室を行い、交通ルール遵守の徹底や交通マナーを普及させ、自転車の交通安全対策を推進します。

指標	基準値	目標値
自転車事故の発生件数	94 件	86 件以下

主な取組

◇自転車交通安全教室による交通安全啓発　◇自転車通行空間の整備
◇自転車用ヘルメットの着用促進

政策 1-4　防犯対策の推進

政策の基本方針

市民が安全・安心に暮らすことができる犯罪のない地域社会の実現のため、市民の防犯意識の向上や防犯対策の実践を促進するとともに、多様な主体が連携した市民総ぐるみの見守り活動を促進し、地域の防犯力の強化を図ります。

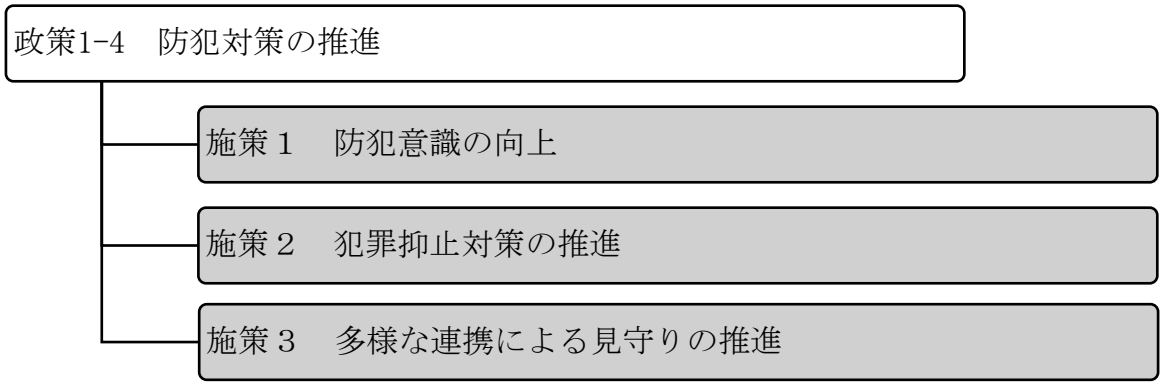

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
市内犯罪発生件数	385 件	375 件以下

施策の内容

施策１　防犯意識の向上

犯罪被害を未然に防ぐため、防犯に関する情報発信や防犯教室等の啓発事業の実施により、市民一人一人の防犯意識の向上を図ります。

指標	基準値	目標値
防犯・犯罪発生情報の配信カテゴリ登録件数	9,211 件	11,820 件

主な取組

◇防犯教室の開催
◇防犯・犯罪発生情報の配信
◇各世代に応じた特殊詐欺被害防止の啓発
◇消費者教育出前講座の実施

施策２　犯罪抑止対策の推進

公共の場所を安全かつ快適に通行し、または利用するとともに、犯罪を起こさせない環境をつくるため、各家庭及び地域の防犯性の向上やパトロールの強化等により、地域における犯罪抑止対策を推進します。

指標	基準値	目標値
自治会・町内会による見守り防犯カメラ設置台数 【2019 年度から累計】	74 台	129 台

主な取組

◇見守り防犯カメラ設置の促進　　◇青色回転灯パトロールの実施
◇特殊詐欺被害防止機器設置の促進　◇住宅における防犯対策の促進
◇客引き行為等の禁止

施策３　多様な連携による見守りの推進

地域全体が一体となって犯罪のないまちづくりに取り組むため、市、警察、市民、自治会等の多様な主体が連携した市民総ぐるみの見守り活動を推進します。

指標	基準値	目標値
安全安心サポートネットワーク事業実施事業者数	21 事業者	24 事業者

主な取組

◇安全安心サポートネットワーク事業　　◇防犯まちづくりネットワークの推進
◇新聞販売店バイクによる見守り活動　　◇児童生徒の見守り推進（再掲）
◇警察・地域・学校が連携した児童生徒の防犯対策
◇配慮を要する消費者の見守りによる消費者被害の未然防止

政策 1-5　安全な住環境基盤の整備

政策の基本方針

安全かつ快適で住みやすい強靭な都市を築くため、身近な生活道路の整備や住宅の快適性・耐震性の向上と健全な市街地の整備、空き家・空き地の利活用等、市民の生活に密接に関係する住環境の整備を進めます。

政策1-5　安全な住環境基盤の整備

- 施策１　良好な住環境の推進
- 施策２　災害に強い健全な市街地の形成
- 施策３　安全・安心な生活道路の確保
- 施策４　住宅耐震化の推進
- 施策５　空き家・空き地対策の推進

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
生活道路の整備率（幅員４ｍ以上）	68.1%	69.1%
居住誘導区域の人口密度	57 人/ha	57 人/ha

施策の内容

施策１　良好な住環境の推進

市民がいつまでも安全で、健康・快適に暮らすことができる環境をつくるため、耐震性や省エネルギー性等を備えた良質な住宅を推進するとともに、民間活力導入による老朽化した市営住宅の計画的な更新や適正な維持管理を図るなど、良好な住まいの形成を推進します。

指標	基準値	目標値
新築住宅における認定長期優良住宅の割合	71.3%	76.0%

主な取組

◇長期優良住宅の推進　　◇優良田園住宅整備の推進
◇断熱リフォーム支援等住環境整備の推進
◇市街地等に隣接する地域の弾力的な土地利用の推進

施策２　災害に強い健全な市街地の形成

市街地再開発事業の推進等により、土地の合理的かつ健全な高度利用と防災機能の強化を図るとともに、建築物の耐震・不燃化の促進や安全な避難動線の確保等、災害に強く快適な都市空間の創造を推進します。

指標	基準値	目標値
中心市街地区域内の居住人口	11,008 人	11,117 人

主な取組

◇藤枝駅前地区市街地再開発の促進　　◇無電柱化の促進

施策３　安全・安心な生活道路の確保

市民生活に密着する生活道路の安全性と利便性を維持・向上させるため、地域の道路における危険箇所を解消し、暮らしやすい道路環境づくりに取り組みます。

指標	基準値	目標値
生活道路における安全対策の要望への着手率	91.7%	100%

主な取組

◇道路新設改良　　◇くらしの道緊急修繕
◇交通安全施設の維持補修の推進（再掲）

施策４　住宅耐震化の推進

地震による住宅の倒壊から市民の命と財産を守るため、住宅の耐震診断や耐震改修への補助等、住宅の耐震化や減災化を推進します。

指標	基準値	目標値
市内の住宅の耐震化率	95.7%	98.0%

主な取組

◇木造住宅の無料耐震診断、相談支援　　◇木造住宅の耐震化の推進
◇非木造住宅の耐震診断の促進

施策５　空き家・空き地対策の推進

防災面、防犯面のリスクの軽減や良好な都市景観の維持、多様化するニーズに対応した住宅を供給するため、「空き家ゼロにサポーター」や「空家等管理活用支援法人」等の関係団体と連携した取組により、空き家や空き地の有効かつ効果的な利活用や流通を促進するとともに、老朽空き家の解体・除却を促進します。

指標	基準値	目標値
空き家活用・流通促進事業による空き家の利活用数 【2025 年度から累計】	10 件	110 件
空き家解体・除却事業による空き家の解体件数 【2025 年度から累計】	30 件	280 件

主な取組

◇空き家（新耐震住宅）の活用・流通促進
◇空き家（旧耐震住宅）の解体・除却の促進

基本目標２
市民の健康で豊かな暮らしを実現する藤枝づくり

政策 2-1　健康づくりの推進
政策 2-2　若い世代の暮らしの支援
政策 2-3　高齢者支援と社会参画の推進
政策 2-4　地域福祉の推進
政策 2-5　障害者支援の推進
政策 2-6　地域コミュニティ・多文化共生の推進
政策 2-7　生涯学習の充実
政策 2-8　スマートシティの形成
政策 2-9　品格と魅力ある都市空間の創造
政策 2-10 安心な交通基盤づくり

政策 2-1　健康づくりの推進

政策の基本方針

「守る健康」「創る健康」の両輪で市民一人一人が心身ともに健康で、地域で支え合いながら安心して住み続けられる「健康・予防日本一」のまちを創るため、ライフステージ毎の課題や特性に応じた健康づくりにより、健康寿命を延ばすとともに、地域ぐるみで健康増進に取り組む環境づくりを推進します。

- 政策2-1　健康づくりの推進
  - 施策１　市民・企業が自ら取り組む健康づくり
  - 施策２　食育を通じた健全な生活習慣づくり
  - 施策３　疾病予防を通じた健康づくり
  - 施策４　歯や口の健康づくり
  - 施策５　感染症予防の推進

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
健康経営プロジェクト参加者数【2024 年度から累計】	1,626 人	3,000 人

施策の内容

施策１　市民・企業が自ら取り組む健康づくり

市民一人一人が自らの健康意識を高め、心身ともに健康な生活を送るため、健康状況の見える化等により、継続して健康づくりに取り組む行動変容の仕掛けづくりや、世代を超えて地域や職域で健康増進に取り組む環境づくりを推進します。

指標	基準値	目標値
保健講座等参加者数	3,219 人	3,340 人

主な取組

◇保健委員活動の活性化
◇健康マイレージを活用した健康づくり
◇デジタル・データを活用した健康づくりの推進
◇健康経営プロジェクトの推進
◇スポーツと一体の健康づくり

施策２　食育を通じた健全な生活習慣づくり

市民の健やかな身体づくりを支えるため、地産地消の推進や減塩の啓発、食文化の継承、規則正しくバランスの取れた食生活の支援等により、食育を通じた健全な生活習慣づくりを推進します。

指標	基準値	目標値
朝食を抜くことが週に３回以上ない者の割合	92.7%	93.4%

主な取組

◇野菜を食べて健康づくりの推進　　◇ヘルシーメニューの普及
◇生活習慣病予防のための食育啓発の推進　　◇小中学校での食育指導の推進
◇有機農作物を通した食育の推進

施策３　疾病予防を通じた健康づくり

疾病を未然に防ぎ、健康を保持して健康寿命の延伸を図るため、各種検診や予防接種の啓発により、生活習慣病や感染症等の予防体制を強化します。

指標	基準値	目標値
がん検診受診率	26.2%	26.8%
特定保健指導実施率	54.4%	61.4%

主な取組

◇がん検診の促進　　◇がん患者共生支援
◇重症化予防・健康管理支援　◇健康教育・普及啓発の充実
◇若い世代に向けた健診の啓発

施策４　歯や口の健康づくり

歯と口の健康を良好に保つため、歯科健診の推奨や歯周病予防等の啓発により、生涯にわたる市民の歯や口の健康づくりを推進します。

指標	基準値	目標値
成人歯科健診受診率	11.5%	12.1%

主な取組

◇歯周病検診の推進　　◇妊婦歯科健診の推進　　◇歯科出前講座の実施

施策５　感染症予防の推進

市内における感染症の拡大を防止するため、予防接種等の対策を進めるとともに、感染症に対する正しい知識と意識を高める啓発を行います。

指標	基準値	目標値
こどもの定期予防接種率	99%	99%

主な取組

◇定期予防接種事業　　◇接種率向上に向けた情報発信の強化
◇ワクチン供給体制・医療機関連携の充実

政策 2-2　若い世代の暮らしの支援

政策の基本方針

次代を担う若者の結婚・出産・育児への価値観の多様化に対応し、また、不安定な雇用による経済的不安の解消を図るため、出会いの機会創出と就労や住まいの支援を核に、安定した就業から結婚・子育てまで切れ目のないサポート体制づくり等により、若い世代の暮らしの支援を推進します。

政策2-2　若い世代の暮らしの支援
- 施策１　結婚・新婚生活の支援
- 施策２　雇用・就労環境の整備
- 施策３　出産支援の推進
- 施策４　住宅取得支援の推進

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
20 代～40 代の転入者数	3,141 人	3,100 人

施策の内容

施策１　結婚・新婚生活の支援

若者の結婚及び移住定住を促進するため、結婚を希望する人への支援や新婚生活に係る支援を充実させ、経済的な不安の解消等を図ります。

指標	基準値	目標値
婚姻年間届出件数	1,188 件	1,172 件

主な取組

◇新婚生活のサポート　　◇出会い結婚のサポート
◇デジタルを活用した出会いの機会の創出

施策２　雇用・就労環境の整備

若者が希望の職に就くことで経済的安定を図り、結婚・出産の不安を解消するため、魅力ある仕事の創出や資格取得支援等の就労支援、労働環境の改善を進め、雇用・就労環境の整備を促進します。

指標	基準値	目標値
労働環境改善事業活用件数【2023 年度から累計】	21 件	90 件

主な取組

◇若者の就労支援　　◇高校生地元企業就職の促進　　◇新産業の立地誘導
◇小規模事業者経営力向上の支援　　◇従業員労働環境改善の促進
◇従業員資格取得支援
◇本社機能・サテライト機能等の立地推進
◇テレワーク、クラウドソーシングの推進
◇働きやすい職場環境づくりの推進
◇高収益作物の導入やスマート農業の推進

施策３　出産支援の推進

安心して出産・子育てができる環境をつくるため、妊娠期からの伴走型支援や子育てに係る講座の充実を図るとともに、妊娠・出産・子育てに関する費用の経済的負担を軽減します。

指標	基準値	目標値
産後１か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	9.7%	9.0%

主な取組

◇不育症治療の助成　　◇低所得妊婦受診の支援
◇プレパパ講座等の実施　◇妊婦の経済的な支援の実施
◇がん患者の妊孕性（にんようせい）温存治療[12]費助成の実施
◇妊娠・出産の包括的な支援

施策４　住宅取得支援の推進

若い世代や子育て世帯が安心して暮らし定住できるよう、市街化調整区域における弾力的な土地利用による住宅地の創出や、空き家の活用を含めた住宅取得支援制度により、若い世代の住宅取得を推進します。

指標	基準値	目標値
子育て世帯向け住宅支援制度を活用した移住定住者数【2025 年度からの累計】	887 人	5,400 人

主な取組

◇市街地等に隣接する地域の弾力的な土地利用の推進（再掲）
◇優良田園住宅整備の推進（再掲）
◇空き家（新耐震住宅）の活用・流通促進（再掲）
◇子育て世代等の移住定住の促進

[12] がんを治療するための化学療法や放射線療法で生殖機能が損なわれることがあるため、精子、卵子等を凍結保存して、不妊に対処する治療。

政策 2-3　高齢者支援と社会参画の推進

政策の基本方針

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康で安全・安心な生活を続けられるよう、地域の様々な主体が連携し、多様なニーズに対応した高齢者サービスの提供、介護保険施設の充実等、高齢者の生活を支援するとともに、生きがいややりがいを求める元気な高齢者が社会参加できる環境を構築します。

政策2-3　高齢者支援と社会参画の推進

- 施策１　地域包括ケアシステムの深化
- 施策２　認知症とともに生きる共創のまちづくりの推進
- 施策３　高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- 施策４　介護予防の推進
- 施策５　介護サービスの充実と質の向上

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
自立高齢者の割合	90%	90%

施策の内容

施策１　地域包括ケアシステムの深化

住み慣れた地域で自分らしい暮らしをいつまでも続けることができるよう、地域で完結する包括的な医療・介護体制のもと、予防や生活支援を含め、本人への切れ目のない支援を行うとともに、介護する家族の負担軽減を図ります。

指標	基準値	目標値
在宅看取率	17.3%	17.3%

主な取組

◇在宅医療・介護連携の推進　　◇医療情報ネットワークの充実
◇在宅生活安心システムの推進　　◇ごみの戸別収集の充実
◇家庭医療センター（訪問看護ステーション）の充実

施策２　認知症とともに生きる共創のまちづくりの推進

誰もが安心して認知症とともに生きることができるよう、一人一人が個性と能力を発揮して、新たな発想や取組、仕組みを創出する“共創”により、医療・福祉に加え、教育や産業、地域活動等、暮らしに関わる様々な分野において、多様な世代が認知症について学びあう機会の創出や認知症の理解促進等を図ります。

指標	基準値	目標値
会議や検討会・講演会等に参画した認知症の人の数	20 人	30 人

主な取組

◇認知症の人同士、家族同士が集う交流会の開催
◇認知症当事者が講師となる出前講座の開催
◇学校教育及び生涯学習を通じた福祉教育の実施
◇認知症の人の参画によるバリアフリー化に向けた検討の実施

施策３　高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って豊かに暮らし続けられるよう、就労や学び、ふれあいの場を提供するとともに、地域が主体となった高齢者の移動や買い物支援等、自ら積極的に社会と関わりを持つことができる仕組みづくりを推進します。

指標	基準値	目標値
地域支え合い出かけっＣＡＲサービスボランティア数	195 人	225 人
運動サポーター養成者数【2018 年度から累計】	286 人	400 人
高年齢者等雇用奨励金の活用企業数 【2023 年度から累計】	17 件	52 件

主な取組

◇地域支え合い介護予防教室の支援　　◇ふれあいサロンの実施
◇地域支え合い出かけっＣＡＲサービスの支援　　◇自家用有償旅客運送の支援
◇「ふじえだ足すと号」の運行　　◇仲間乗りタクシー「たくさん乗るさ」の運行
◇介護予防人材の育成支援　　◇アクティブシニアの生きがい創出
◇シルバー世代の就労支援　　◇買い物支援サービスの充実・強化
◇地域生活総合サポートの推進

施策４　介護予防の推進

高齢者が健康長寿で生き生きと生活を続けられるよう、住民主体の裾野の広い介護予防活動の普及を図るとともに、保健事業と介護予防を一体的に実施する等、健康づくりと介護予防を推進します。

指標	基準値	目標値
介護予防把握事業訪問件数	302 件	370 件
支えあい介護予防教室年間参加者数	20,149 人	20,500 人

主な取組

◇地域支え合い介護予防教室の支援（再掲）　　◇総合型介護予防教室の開催
◇介護予防人材の育成支援（再掲）
◇介護予防対象者の把握に向けた訪問の推進

施策５　介護サービスの充実と質の向上

要介護認定を受けている高齢者が、自宅や施設で安心して生活できるよう、介護度や個々の状況に応じたサービスを確保するとともに、介護サービス事業所等を対象とした研修や介護給付の適正化を進め、介護サービスの質の向上を図ります。

指標	基準値	目標値
介護給付の適正化等に向けたケアプラン点検件数	20 件	27 件

主な取組

◇地域密着型サービスの推進　　◇介護給付の適正化の推進

◇介護認定申請から認定までの期間の短縮

政策 2-4　地域福祉の推進

政策の基本方針

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して自分らしく生活を送れるよう、地域住民が主体となり、身近な地域課題を解決する活動等を促進するとともに、就労支援や年金事業等、自立をサポートする様々な取組を推進します。

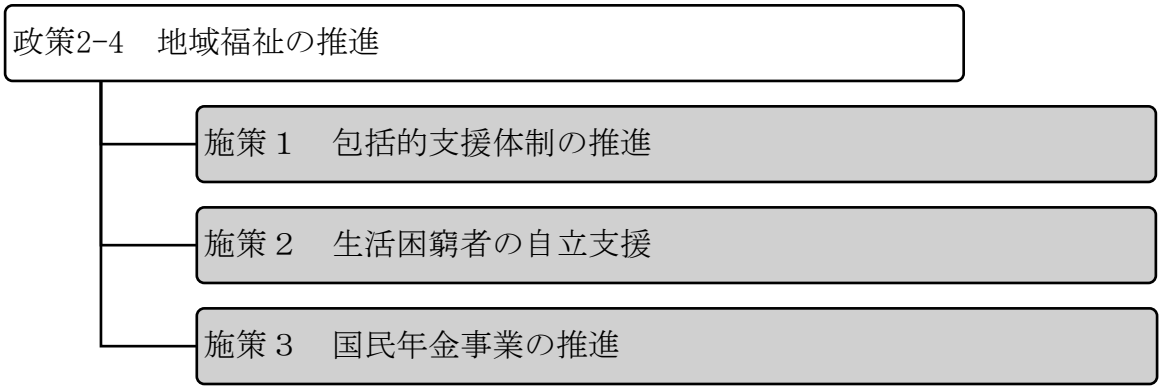

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
福祉活動を行う市民の数	4,416 人	5,000 人

施策の内容

施策１　包括的支援体制の推進

地域共生社会の実現に向け、８０５０問題[13]やダブルケア[14]、孤独・孤立、引きこもり等、複合化・複雑化する地域生活課題に関する相談に対し、多機関協働により包括的・総合的に支援する体制を構築するとともに、地域住民が主体的に関与し、お互いに支え合う環境の整備を進めます。

指標	基準値	目標値
市民後見人の登録者数【2024 年度から累計】	13 人	25 人
権利擁護サポーターの登録者数【2025 年度から累計】	6 人	30 人

主な取組

◇民生委員等地域における相談支援の促進
◇成年後見制度の利用促進　　◇災害時の要配慮者の支援
◇地域における福祉教育の推進　◇重層的支援体制の整備

[13] 80 歳代の高齢の親と、働いていない独身の 50 歳代の子とが同居している世帯に生じる社会的孤立等の問題。

[14] 1 人の人や 1 つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること。

施策２　生活困窮者の自立支援

生活に困っている市民が経済的に自立した生活を送ることができるよう、包括的な相談支援や関係機関と連携した就労支援、こどもの将来的な自立に向けた支援を行います。

指標	基準値	目標値
生活困窮者への就労支援による就労者数	30 人	60 人
学習チャレンジ支援事業参加者（中学校３年生）高校進学率	100%	100%

主な取組

◇自立相談支援の実施　　◇学習支援教室の開催
◇生活困窮者への就労支援の実施

施策３　国民年金事業の推進

老後や万一のときの経済的な安定を確保するため、国民年金制度に関する正しい情報を提供することによって、制度への理解を深め、保険料の納付を促進するとともに、年金受給の相談体制を強化します。

指標	基準値	目標値
国民年金保険料納付率	86.90%	87.15%

主な取組

◇国民年金制度の周知及び相談
◇国民年金保険料口座振替・クレジット納付の推進

政策 2-5　障害者支援の推進

政策の基本方針

障害の有無に関わらず、全ての市民が等しくかけがえのない個人として大切にされ、安心して暮らせる地域共生社会を実現するため、障害のある人の自立した生活及び社会参加の支援を行うとともに、個々のニーズに即した細やかな福祉サービスを提供します。

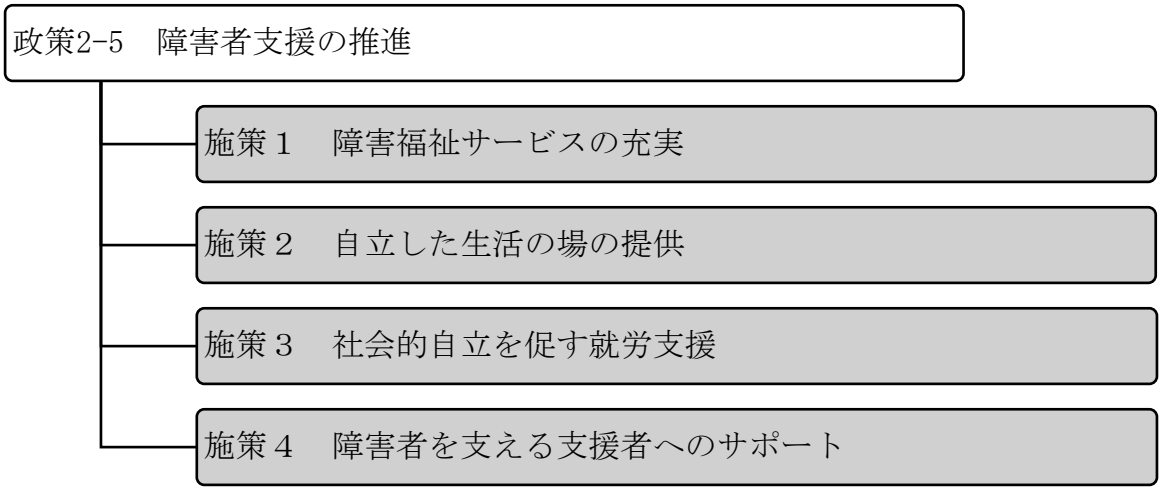

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
アンケートで「共生社会が進んでいる」と回答した割合	15.2%	50.0%

施策の内容

施策１　障害福祉サービスの充実

障害のある人のライフステージに応じた生活を支えるため、身近な相談支援やホームヘルプサービス、日常活動サービス等の障害福祉サービスの充実を図ります。

指標	基準値	目標値
障害福祉サービス利用のための計画相談支援の利用者数	1,146 人	1,300 人
重度障害者（児）日常生活用具助成件数	3,656 件	4,400 件

主な取組

◇障害福祉サービス利用計画の作成支援　◇日常生活用具の給付
◇基幹相談支援センターによる相談支援
◇ホームヘルプサービスの推進　◇日常活動サービスの推進

施策２　自立した生活の場の提供

障害のある人が、希望に沿った生活を送ることができるよう、障害に対する理解促進の啓発を強化するとともに、個々の特性や事情に即したサービスの提供やグループホーム等の集団生活の場を確保し、必要に応じて日常生活の支援を行います。

指標	基準値	目標値
施設入所から地域での生活へ移行した人の数	3 人	5 人
グループホーム月平均入居者数	155 人	170 人

主な取組

◇自立生活の援助　　◇地域移行の支援
◇自立訓練の支援　　◇グループホームでの生活援助

施策３　社会的自立を促す就労支援

障害のある人が希望や能力に応じた就労ができるよう、障害者雇用に対する事業所の理解を深め、誰もが働きやすい環境整備に努めるとともに、民間企業やハローワーク等の就労支援機関と連携し、障害者の社会的自立を促す就労支援を行います。

指標	基準値	目標値
障害者施設から一般企業への就労者数	11 人	30 人
農福連携事業の取組件数	4 件	8 件

主な取組

◇就労移行・定着支援　　◇障害者テレワークオフィスの促進
◇農業者と障害者のマッチングによる就労先の確保
◇共生社会の普及啓発

施策４　障害者を支える支援者へのサポート

在宅重症心身障害児(者)の介護家族の負担軽減を図るため、必要な障害福祉サービスの提供や、障害児（者）の家族等への支援を行います。

指標	基準値	目標値
医療型短期入所の利用者数	9 人	20 人

主な取組

◇医療型短期入所の利用促進　　◇短期入所の利便性向上
◇障害児(者)支援団体への支援　　◇手話言語の普及促進・周知

政策 2-6　地域コミュニティ・多文化共生の推進

政策の基本方針

誰もが互いを尊重し、人と人とのつながりを大切にしながら、魅力ある地域づくりを市民主体で進めるため、自主的な市民活動や、地域コミュニティ活動等を推進するとともに、国籍や性別等に関わらず、それぞれの能力を発揮し活躍できる多様性を重視したまちづくりを推進します。

- 政策2-6　地域コミュニティ・多文化共生の推進
  - 施策１　多様なパートナーシップの推進
  - 施策２　地域コミュニティ活動の推進
  - 施策３　男女共同参画の推進
  - 施策４　多文化共生社会の実現

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
市民活動団体等との協働事業数	202 事業	214 事業

施策の内容

施策１　多様なパートナーシップの推進

様々な連携により市民活動の裾野を広げ、市民の自主的な活動を活発化させるため、市民ボランティア制度の充実や市民活動団体のネットワークを強化・支援し、多様なパートナーシップを推進します。

指標	基準値	目標値
ボランティア活動者数（延べ人数）	1,194 人	1,320 人

主な取組

◇市民活動支援センターの充実・強化
◇市民活動支援の推進
◇市民団体等によるまちづくりの支援
◇ボランティアニーズの把握とマッチング支援
◇産学官が連携したまちづくりの推進

施策２　地域コミュニティ活動の推進

地区交流センターを中心とした地域コミュニティの活性化を図るため、地域の自主的な活動への支援及び自治会と市民活動団体等の連携を推進するとともに、持続的な地域自治に向けた新たな仕組みを確立します。

指標	基準値	目標値
地区交流センター利用者数（延べ人数）	436,079 人	441,500 人

主な取組

◇地域コミュニティの拠点づくり　　◇地域自治活動の持続可能な仕組みづくり
◇協働で元気なまちづくり事業による地域課題の解決

施策３　男女共同参画の推進

男女それぞれが個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会を築くため、あらゆる分野における意識の啓発と政策・意思決定過程への女性の積極的な登用をはじめ、企業等による多様な人材の活用や職場環境の改善により、男女共同参画社会の形成を図ります。

指標	基準値	目標値
働きやすい職場環境認定事業所の認定数 【2023 年度から累計】	111 社	300 社

主な取組

◇男女共同参画の意識向上　　◇女性活躍の推進
◇男性育休取得の推進　　◇企業と連携したキャリアップ支援
◇女性が安心して活躍できる仕事と環境の創出

施策４　多文化共生社会の実現

外国人と日本人が同じ地域社会の仲間としてともに安心して暮らせる地域社会を築くため、住民間の交流等による多文化共生意識の醸成、多言語や「やさしい日本語」による情報発信、外国人住民への生活や就労の支援等を、自治会・町内会や関係機関・団体と連携して推進します。

指標	基準値	目標値
日本語講座の受講者数（延べ人数）	532 人	700 人
国際交流イベントへの参加者数【2026 年度から累計】	128 人	2,000 人

主な取組

◇多文化共生の推進　　◇外国人住民への日本語教育の推進
◇多文化理解に向けた学習会・交流会の開催
◇多言語や「やさしい日本語」表示の推進
◇企業と連携した外国人の生活支援　　◇外国人児童生徒の学校適応支援

政策 2-7　生涯学習の充実

政策の基本方針

市民一人一人が学び続けることで知識を深め、心豊かな生活を送ることができるよう、多様な学びのニーズに応じた学習機会の創出や図書館サービスの充実に努めるとともに、誰もが自ら学び続けられる環境づくりを推進します。

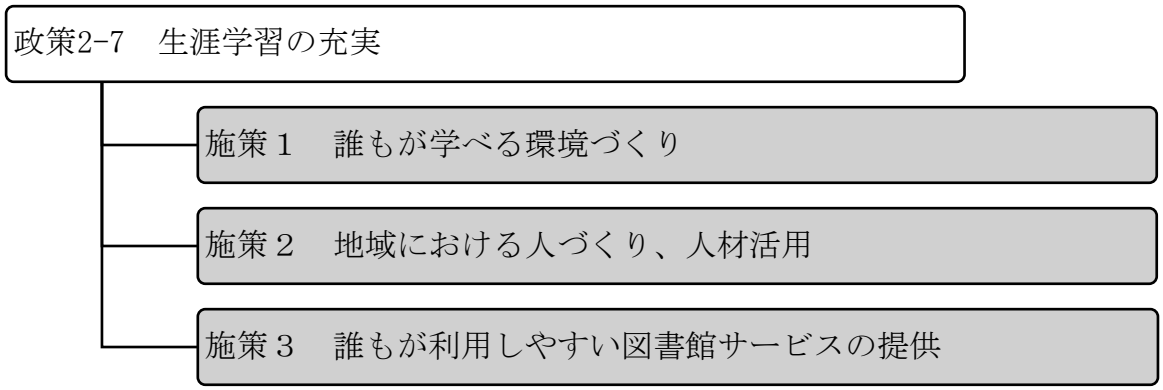

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
生涯学習出前講座受講者数	5,619 人	5,800 人
図書館・図書室での図書貸出者数	222,068 人	246,000 人

施策の内容

施策１　誰もが学べる環境づくり

誰もが学び続けられ、社会参画やチャレンジできる環境を創出するため、地域の特色を活かした講座や多様な学びのニーズに応じた講座の開催、学んだ知識や経験を活用できる仕組みづくり等により、生涯にわたって学び続けられる環境を構築します。

指標	基準値	目標値
地区交流センター新規講座の受講率	83.0%	85.4%

主な取組

◇藤枝市民大学の充実
◇生涯学習出前講座の開催
◇地区交流センター講座の開催
◇生涯学習推進指導者名簿の整備
◇アクティブシニアの生きがい創出（再掲）
◇教育マイレージを活用した「学び」へのきっかけづくり

施策２　地域における人づくり、人材活用

市民が自発的に学び、習得した知識や能力を地域において活かせるよう、多様かつ魅力ある学習機会を提供するとともに、地域人材の力を教育現場に活かす取組等を通じて、地域における人づくりと人材活用を推進します。

指標	基準値	目標値
学校の希望に対する学校サポーターズクラブ活動の実施率	71.8%	80.0%

主な取組

◇学校サポーターズクラブの実施
◇地域人材の育成
◇コミュニティ・スクールの推進
◇学生ビジネスサマースクールの実施
◇外部人材（副業・専門人材）活用の促進

施策３　誰もが利用しやすい図書館サービスの提供

図書館を誰もが利用しやすい情報の収集発信拠点とするため、図書の充実に努めるとともに、市民団体やボランティアとの協働の講座や講演会の開催、ユニバーサルデザインの推進等により、図書館サービスの向上に努めます。

指標	基準値	目標値
本の予約とリクエストの合計数	95,713 件	100,000 件

主な取組

◇こども読書活動の推進
◇図書館でのビジネス支援の充実
◇図書館機能の充実
◇電子図書館サービスの充実

政策 2-8　スマートシティの形成

政策の基本方針

少子高齢化社会が進展し、担い手が不足する一方で、ＡＩ等の進展により社会への影響が高まる中で、暮らしや経済活動の持続性の確保、多様化するライフスタイル、ワークスタイルに対応します。また、災害時の様々なリスクから市民の命と暮らしを守るため、ＡＩ等の先端技術やデータをあらゆる分野で活用してＤＸを推進するとともに、産学官など多様な主体の連携により新たなサービスやイノベーションを創出し、市民の安心・快適・便利な暮らしを実現するスマートシティを形成します。

政策2-8　スマートシティの形成
- 施策１　最先端のデジタル技術活用による“市民の暮らし”の充実
- 施策２　ＡＩやデータ活用等による安心・快適なまちづくり

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
データ活用を基盤としたサービス創出・地域課題解決につながる共創の取組件数【2026 年度から累計】	―	5 件

施策の内容

施策１　最先端のデジタル技術活用による“市民の暮らし”の充実

最先端のデジタル技術を活用して暮らしや産業など、幅広い分野でのＤＸを推進することにより、誰もが安心して各種サービスを利用できる環境を整備し、迅速で質の高いサービスを提供するとともに、市民の安全・快適・便利な暮らしの実現と生活の質のさらなる向上を図ります。

指標	基準値	目標値
市民生活に関わるデジタルサービスの実装件数【2021 年度から累計】	28 件	48 件

主な取組

◇行政サービスのデジタル化の推進
◇次世代エアモビリティの活用研究
◇地域産業のデジタル活用の推進
◇課題解決型デジタル活用の推進
◇デジタルデバイド対策の推進

施策２　ＡＩやデータ活用等による安心・快適なまちづくり

市民が安心して快適に暮らせるよう、産学官によるＡＩ活用の研究や、行政が保有するデータを市民や事業者が自由に活用できる環境を充実させることで、新たなサービスやイノベーションの創出につなげます。

また、行政、民間事業者、大学等の多様な主体が保有するデータを一元的に集約・連携し、横断的に分析・活用できるデータ連携基盤（都市ＯＳ）の活用を検討し、持続可能で快適なスマートシティの形成を目指します。

指標	基準値	目標値
オープンデータの公開数【2025 年度から累計】 （本市が公開したオープンデータセットの公開種類数）	15 セット	25 セット

主な取組

◇オープンデータの利用促進
◇データを活用したイノベーションの創出
◇都市ＯＳ等による官民データ連携情報の共有の検討
◇まちづくりへのＡＩ活用の推進
◇（仮称）藤枝インキュベーションセンターとの連携

政策 2-9　品格と魅力ある都市空間の創造

政策の基本方針

人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げ、品格と魅力ある快適な都市空間を創出するため、地域特性を活かした街並み景観の創出や安全・快適で人に優しく、周遊につながる歩行空間や公園の整備・緑化を進めます。

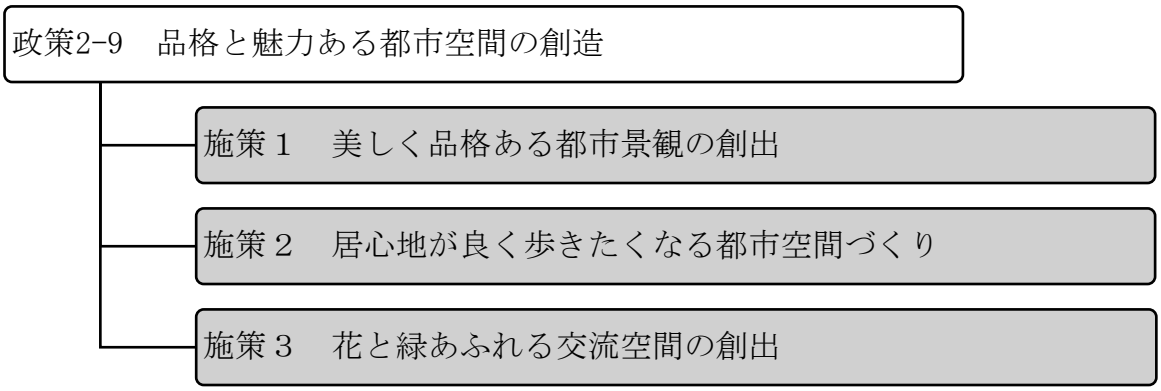

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
藤枝駅周辺の景観に関する好感度（アンケート調査）	70.6%	80.0%

施策の内容

施策１　美しく品格ある都市景観の創出

広域都心の顔にふさわしい、品格と潤いある都市景観を形成するため、景観に関する意識の醸成、“藤枝らしい”良好な景観の観光資源化や保全に向けた景観形成重点地区の指定、無電柱化や街路空間の高質化等を推進します。

指標	基準値	目標値
景観を活用したイベントの参加者数	14.0 万人	14.3 万人

主な取組

◇無電柱化の促進（再掲）
◇景観形成重点地区の指定　　◇藤枝駅周辺まちなかウォーカブルの推進
◇藤枝駅前地区市街地再開発の促進（再掲）

施策２　居心地が良く歩きたくなる都市空間づくり

広域から人が集い、過ごし、歩きたくなる都市空間づくりを推進するため、駅前広場の有効活用や市街地再開発事業による公共空間の整備、官民連携による活動・交流空間の創出、無電柱化や歩道のバリアフリー化、駅周辺の地域資源や空き店舗の活用等により、安全で居心地がよくウォーカブルなまちづくりを推進します。

指標	基準値	目標値
藤枝駅周辺メインストリートの昼間の歩行者通行量	5,111 人	6,400 人
旧市街地の歩行者通行量	1,309 人	1,460 人

主な取組

◇駅周辺広場・道路空間賑わいの創出　◇バリアフリー化の促進
◇旧市街地の総合再生　◇無電柱化の促進（再掲）
◇藤枝駅周辺まちなかウォーカブルの推進（再掲）

施策３　花と緑あふれる交流空間の創出

暮らしに癒しと潤いが感じられる環境と、品格ある都市環境を形成するため、都市公園等の整備を進めます。また、広域的な集客・交流拠点である蓮華寺池公園を核に、市民団体等と連携し、市内各所で花と緑の普及活動を行うことで、花と緑あふれる「ふじえだ花回廊」づくりを推進します。

指標	基準値	目標値
花の植栽活動や花に関するイベントの開催、広報等の活動をした団体数	282 団体	332 団体
市民一人当たりの公園等の面積	8.71 ㎡	8.80 ㎡

主な取組

◇ふじえだ花回廊の推進　◇都市公園等の整備
◇総合運動公園の再整備　◇蓮華寺池公園・岡出山公園の整備
◇緑化木配布事業や補助金を活用した市民団体への支援
◇花苗等植栽活動の推進

政策 2-10　安心な交通基盤づくり

政策の基本方針

地域経済活動を支え、誰もが快適でストレスなく移動できる交通ネットワークの形成とともに、超高齢社会における“生活の足”を確保するため、広域的な道路基盤の整備や地域交通に関する総合的な施策の展開を図るとともに、持続的な地域交通の再構築や次世代交通システムの検討等を進めます。

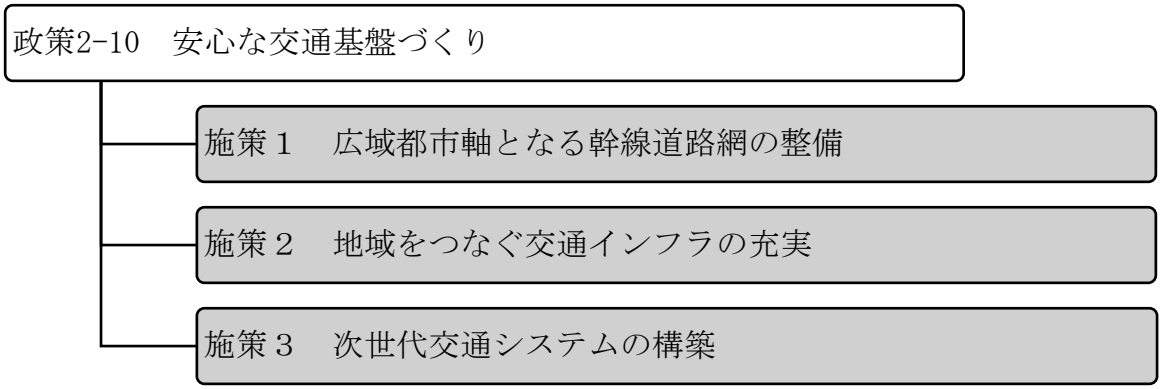

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
広域的幹線道路（主要９路線）の平均通行時間	19.9 分	19.3 分以下

施策の内容

施策１　広域都市軸となる幹線道路網の整備

円滑な都市活動を展開するため、広域都市軸となる幹線道路の整備を進めることで渋滞を緩和し、経済効果を高めるとともに、都市と都市、拠点と拠点をつなぐ広域的な交通ネットワークの形成を図ります。

指標	基準値	目標値
都市計画道路（自動車専用道路・幹線街路）の整備率	67.4%	69.1%

主な取組

◇渋滞対策の推進
◇天王町仮宿線の道路整備
◇焼津岡部線、三輪立花線の道路整備
◇志太中央幹線の整備推進
◇小川島田幹線の整備推進
◇藤枝バイパス４車線化の推進

施策２　地域をつなぐ交通インフラの充実

市民の日常生活における交通手段を確保するため、地域内での移動サービスの確立や路線バスの効率的な運行、乗合タクシー等の活用、交通インフラの円滑な接続等により、交通体系の充実を図ります。

指標	基準値	目標値
路線バスと乗合タクシーの利用者数	1,134 千人	1,200 千人

主な取組

◇自主運行バス等市内路線バスの充実　　◇自家用有償旅客運送の支援（再掲）
◇地域の特性に応じた移動サービスの提供　　◇オンデマンド交通の拡充
◇「ふじえだ足すと号」の運行（再掲）
◇仲間乗りタクシー「たくさん乗るさ」の運行（再掲）
◇交通空白地等通院送迎の支援（再掲）

施策３　次世代交通システムの構築

高齢化社会にも対応し、全ての人に優しく、使いやすい移動手段を確保するため、ＡＩ等のデジタル技術を活用した乗合タクシーの運行や自動運転交通等、将来を見据えた次世代交通システムの構築を推進します。

指標	基準値	目標値
デジタルを活用した次世代交通システムの構築数	5 件	7 件

主な取組

◇オンデマンド交通の拡充（再掲）　　◇シェアサイクルネットワークの拡充
◇自動運転などの次世代交通システムの研究
◇次世代エアモビリティの活用研究（再掲）

基本目標３

こどもが健やかに学び、育つ藤枝づくり

政策 3-1　子育て支援の充実
政策 3-2　学校教育の充実
政策 3-3　地域ぐるみでの教育の推進
政策 3-4　大学を核とした知の拠点づくり

政策 3-1　子育て支援の充実

政策の基本方針

全てのこどもが安全・安心で健やかに過ごし、成長できるよう、地域における子育て支援施策の一層の充実を図るとともに、親とこどもの健康づくりの推進、発達や家庭に課題のあるこどもの相談や支援体制の強化を図ります。

- 政策3-1　子育て支援の充実
  - 施策１　子育て環境の充実
  - 施策２　子育てと仕事の両立支援
  - 施策３　保護者とこどもの保健対策の推進
  - 施策４　発達支援体制の充実
  - 施策５　こども家庭総合支援体制の充実

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
保育所等利用待機児童数	0 人	0 人

施策の内容

施策１　子育て環境の充実

子育て中の親の不安を軽減し、地域で安心して子育てができる環境をつくるため、子育てに関する相談や親子の交流の場の提供、子育て情報の発信、多様な世代との交流の場づくり等、様々な手法により子育て環境の充実を図ります。

指標	基準値	目標値
地域子育て支援拠点の利用者数	121,466 人	120,000 人

主な取組

◇地域における子育て支援機能の充実
◇ひとり親家庭への総合的支援の推進
◇地域子育て支援拠点の運営
◇こども誰でも通園制度の実施
◇れんげじスマイルホール・キッズパークの運営
◇こども家庭センターの充実
◇こども若者総合サポートの推進

施策２　子育てと仕事の両立支援

子育てをしながら安心して仕事ができる環境をつくるため、保護者に寄り添った認定こども園や放課後児童クラブの運営、病児・病後児保育の実施、時間や場所に捉われない多様な働き方の提供等、多角的な子育て支援を進めます。

指標	基準値	目標値
保育所等利用受入れ可能人数	2,639 人	2,695 人
放課後児童クラブ利用受入れ可能人数	1,511 人	1,511 人

主な取組

◇幼児教育・保育環境の向上　◇病児・病後児保育の推進
◇男性の家事・育児の参画促進　◇保育人材確保の推進
◇子育てコンシェルジュによる支援

施策３　保護者とこどもの保健対策の推進

こどもの健やかな成長と保護者の育児不安を軽減するため、産前産後の保護者の心身のケアを行うとともに、定期健診や相談を通じた伴走型相談支援を行うことで、保護者とこどもの健康の維持、増進を図ります。

指標	基準値	目標値
乳幼児健診の受診率	99.8%	100%

主な取組

◇妊婦及び乳幼児の健康診査の推進　◇乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）
◇産後ケアの推進　◇妊娠・出産の包括的な支援

施策４　発達支援体制の充実

発達に課題のあるこども・若者が健やかに成長できる環境をつくるため、こども・若者とその家族へのきめ細かな支援とともに、幼稚園や認定こども園、保育所等の保育者への支援、学齢期における家庭・教育・福祉の連携を推進し、当事者のライフステージに合った的確な支援を行います。

指標	基準値	目標値
巡回相談支援実施児童数	102 人	90 人
学校巡回支援実施人数	12 人	10 人

主な取組

◇発達支援実践セミナーの実施　◇保育士による訪問支援
◇家庭・教育・福祉との連携推進　◇人材育成・啓発事業の拡充
◇大人のためのピアサポートの推進
◇保育所等におけるインクルージョンの推進

施策５　こども家庭総合支援体制の充実

かけがえのないこどもの命を守り、安全・安心で健やかに育つ環境をつくるため、社会的支援を必要とするこどもやその家族に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

指標	基準値	目標値
児童育成支援拠点（こども居場所）の利用者数	802 人	1,300 人

主な取組

◇相談・支援体制の充実　　◇児童虐待・ＤＶ防止啓発
◇こどもの居場所づくりの推進
◇こども家庭センター（えだっこサポ）の機能強化

政策 3-2　学校教育の充実

政策の基本方針

自分らしく未来を生き抜く力と思いやりのある優しい心を持ったこどもを育てるため、創造力・問題解決力の育成や学校ＩＣＴ環境の整備等、社会の変化を見据えた学校教育を展開します。また、きめ細かな学習指導に加え、家庭・地域と連携した学ぶ楽しさ及びコミュニケーション力の向上を実感できる授業づくりを進め、本市ならではの「笑顔あふれる教育」を推進します。

- 政策3-2　学校教育の充実
  - 施策１　確かな学力と豊かな心の育成
  - 施策２　未来を切り拓く力の育成
  - 施策３　小中一貫教育と幼保こ小連携の推進
  - 施策４　快適で安心して学習できる環境整備
  - 施策５　インクルーシブ教育の推進
  - 施策６　学校における働き方改革の推進
  - 施策７　安全・安心な学校給食の提供

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
将来の夢や希望を持っているこどもの割合	74.0%	75.8%

施策の内容

施策１　確かな学力と豊かな心の育成

確かな学力を身につけ、心身ともにたくましく、また、倫理観のあるこどもを育てるため、個々の能力に応じた学習指導や学ぶ楽しさを実感できる授業の実施等、基礎学力の向上を図るとともに、思いやりの心や互いを支えあって生きる力を育成します。

指標	基準値	目標値
英語で簡単な情報や考えなどを表現したり伝えたりすることができる生徒の割合（中３）	78.4%	85.0%
児童・生徒の交友関係における充実度	85.0%	87.4%

主な取組

◇英語教育の充実
◇ＩＣＴを活用した主体的で深い学びの充実
◇教職員の指導体制の充実
◇ピア・サポート[15]活動の推進

施策２　未来を切り拓く力の育成

急速に変化する社会において、将来に夢を持ち、自らの力で未来を切り拓いていけるこどもを育てるため、論理的思考力、創造性及び問題解決能力を育成するとともに、一人一人の個性を伸ばす教育を推進します。

指標	基準値	目標値
科学教室参加者数	1,210 人	1,310 人

主な取組

◇科学教育・プログラミング教育・キャリア教育等の推進
◇情報教育の推進とＩＣＴ人材の育成
◇「生きる力」を育む消費者教育の充実
◇学校図書室を活用した教育の推進

施策３　小中一貫教育と幼保こ小連携の推進

義務教育９年間を通して、共通した理念のもとでこどもの健やかな成長を支援するため、系統的な指導計画を編成・実践する「縦の小中一貫教育」と、家庭・地域・学校等が連携・協働する「横の小中一貫教育」を通して、中学入学に対する不安の解消や社会性・学力の向上を目指します。また、幼児期から小学校への架け橋期の充実を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校が連携した架け橋プログラムに取り組みます。

指標	基準値	目標値
中学入学に対して不安がなかった生徒の割合（中１）	90.0%	92.0%
架け橋期（就学前から小学校への繋がり）を意識して、こどもへの関わりや活動を工夫している保育者、教員の割合	46.0%	70.0%

主な取組

◇小中一貫教育の推進
◇幼保こ小連携の推進
◇コミュニティ・スクールの推進（再掲）

[15] 児童・生徒同士など同じ立場の仲間同士で思いやり支え合う実践活動。

施策４　快適で安心して学習できる環境整備

こどもの希望に応じて快適で安心して学校生活を送れる環境をつくり、全てのこどもの居場所と学ぶ機会を保障するため、学校施設等の整備・改善・見直しと、特別支援教育支援員や学校看護師等の様々な支援員の配置を推進するとともに、いじめやネットに起因する被害等のトラブルからこどもを守る体制づくりを推進します。

指標	基準値	目標値
学校環境の安全性・快適性の充実度	22.2%	100%

主な取組

◇学校施設の環境改善（トイレ・空調・防犯カメラ等）と長寿命化の推進
◇情報モラル教育の推進　◇特別支援教育体制の充実
◇適正かつ柔軟な学区の対応　◇新学校給食センターの整備の推進
◇小中学校の適正規模や適正配置、学校施設の適正利用の研究
◇小規模特認校制度の活用

施策５　インクルーシブ教育の推進

共生社会の基盤をつくるため、障害の有無に関わらず、一人一人のこどものニーズに合った支援を行い、全てのこどもがともに学ぶ環境を構築します。

指標	基準値	目標値
小中学校におけるインクルーシブ教育に関する研修参加者数	995 人	1,332 人

主な取組

◇ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進
◇特別活動や道徳の授業における人権教育の実践
◇特別支援学校と地元小中学校（交流籍学校）との交流活動
◇特別支援教育体制の充実（再掲）　◇通級指導教室等の体制整備
◇巡回相談員の活用

施策６　学校における働き方改革の推進

教職員がこどもと向き合う時間を確保し、こどもにとって充実した学びを実現するため、外部人材の活用や教科担任制の推進、地域部活動の展開等により、教職員の働き方改革を推進します。

指標	基準値	目標値
小中学校における月の時間外勤務時間が 45 時間以下の教職員の割合	79.0%	100%

主な取組

◇部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進
◇スクールロイヤーを活用した支援の充実
◇小学校教科担任制の推進　◇学校サポーターズクラブの実施（再掲）
◇学校ＩＣＴ教育（教育ＤＸ）の推進　◇教員の働き方改革の推進

施策７　安全・安心な学校給食の提供

安全で安心な学校給食を提供するため、地場産の新鮮な食材を使用するとともに、安定した供給体制の強化を図ります。

指標	基準値	目標値
「給食の時間が楽しい」と回答した児童・生徒の割合	―	90.0%
学校給食における県内産及び志太榛原圏産食材の利用率	27.4%	33.4%

主な取組

◇新学校給食センターの整備の推進（再掲）
◇小中学校での食育指導の推進（再掲）　　◇地産地消による食育推進
◇給食食材における志太榛原圏域をはじめとする県内地場産品の使用
◇有機農作物を通した食育の推進（再掲）

政策 3-3　地域ぐるみでの教育の推進

政策の基本方針

次代を担う青少年が豊かな教養と広い視野を持ち、心豊かでたくましい人間に成長するよう、「家庭」「地域」「学校」それぞれの役割を明確にし、その役割を果たすとともに連携体制の確立を推進します。

- 政策3-3　地域ぐるみでの教育の推進
  - 施策１　家庭における教育力の向上
  - 施策２　地域と一体となった学校教育の推進
  - 施策３　次代を担うこどもの健全育成

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
放課後子ども教室参加児童数	3,926 人	4,200 人

施策の内容

施策１　家庭における教育力の向上

家庭における生活習慣の形成や道徳教育を通じて、こどもたちの生きる力を育むため、保護者に向けた啓発や講座、学習会の開催、相談等を通じて、子育てにおける悩みや不安を解消し、家庭における教育力の向上を図ります。

指標	基準値	目標値
未就学児の保護者を対象とした子育て講座受講者数	427 人	700 人
家庭教育学級講座の受講者数	1,148 人	1,200 人

主な取組

◇乳幼児期における読書活動の推進
◇未就学児の保護者対象の子育て講座の開催
◇家庭教育学級の推進
◇ふじえだマナーブックの普及啓発

施策２　地域と一体となった学校教育の推進

地域を担う次代の人づくりを地域総ぐるみで行うため、「地域のこどもは地域で守り育てる」の意識のもと、コミュニティ及び人材を活用した学校教育における支援や、地域全体を学びの場とする教育活動を推進します。

指標	基準値	目標値
学校の希望に対する学校サポーターズクラブ活動の実施率（再掲）	71.8%	80.0%
小中学校の授業での地域人材活用回数	374 回	405 回

主な取組

◇コミュニティ・スクールの推進（再掲）　◇外部人材や地域資源の活用
◇学校サポーターズクラブの実施（再掲）　◇地域への愛着を育む愛郷教育の推進
◇スーパーティーチャーの活用

施策３　次代を担うこどもの健全育成

次代を担うこどもの健全な育成に向け、緑豊かな環境を活かした自然体験活動や地域参画による安心・安全なこどもの居場所づくりを推進します。

指標	基準値	目標値
こどもの自然体験教室参加者数	167 人	220 人

主な取組

◇自然体験活動の推進　　◇放課後子ども教室の推進

政策 3-4　大学を核とした知の拠点づくり

政策の基本方針

地域の将来を担う豊かな人材を育て、活躍する人材を地域に定着させるため、多様な大学との連携・ネットワーク化や拠点化により「知の拠点」を形成し、様々な学びのニーズに応えるとともに、産学官で「人と産業を育て、つなぐ」取組を推進します。

政策3-4　大学を核とした知の拠点づくり
- 施策１　大学の知見を活かした教育の機会の提供
- 施策２　産学官金が一体となった人材づくり
- 施策３　学生還流の促進

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
県内大学生の市内企業への就職者数（連携６大学）	77 人	111 人

施策の内容

施策１　大学の知見を活かした教育の機会の提供

学生や社会人、高齢者等の多様な学びのニーズに応えるため、大学が持つ幅広い知的資源を活かした学びの場を提供することで、自己実現につながる学びの環境づくりを推進します。

指標	基準値	目標値
大学等が実施する人材育成事業への参加者数	273 人	418 人

主な取組

◇連携大学による共同講座の実施　　◇大学ネットワーク会議の開催
◇地域課題解決に向けた大学による研究の促進
◇連携大学のサテライト拠点の運営支援
◇ソーシャルビジネス創造拠点の整備促進

施策２　産学官金が一体となった人材づくり

若者の地元定着を促進し、地域産業を活性化させるため、学生が求める地元企業の情報発信や低金利奨学ローンの提供等、産学官が一体となった人材づくりを推進します。

指標	基準値	目標値
地元就職応援事業の登録者数 【2022 年度からの累計】	710 人	1,410 人

主な取組

◇学生と企業とのマッチングの支援
◇産学官連携推進協議会による地元産業と人材の育成
◇連携大学によるリカレント・リスキリングプログラムの実施
◇若い世代の地元企業への就職の促進

施策３　学生還流の促進

県外から本市への若者を中心とする人の流れを創出するため、市内大学と首都圏大学との還流を促進するとともに、様々な大学が本市において学び合うための拠点化を支援します。

指標	基準値	目標値
県外学生の還流促進事業参加者数	24 人	48 人

主な取組

◇首都圏大学還流の促進　　◇ふじえだガールズ・ミーティングの推進
◇ふるさとワーキングホリデーの推進
◇学生ビジネスサマースクールの実施（再掲）

基本目標４
力強い地域産業を育み、安心して働ける藤枝づくり

政策 4-1　労働・雇用対策の推進
政策 4-2　エコノミックガーデニングの推進
政策 4-3　多様な企業の立地推進
政策 4-4　商業の振興
政策 4-5　農林業の振興

政策 4-1　労働・雇用対策の推進

政策の基本方針

少子高齢化の進展により、労働力人口が減少する中、市内企業の持続性を確保するため、産学官で「人と産業を育て、つなぐ」取組を進めるとともに、働きたい人が希望する働き方とその適性に応じた就労ができ、企業が多様な人材を確保できる環境づくりを行いながら、就労機会の拡大と労働者福祉の充実を図ります。

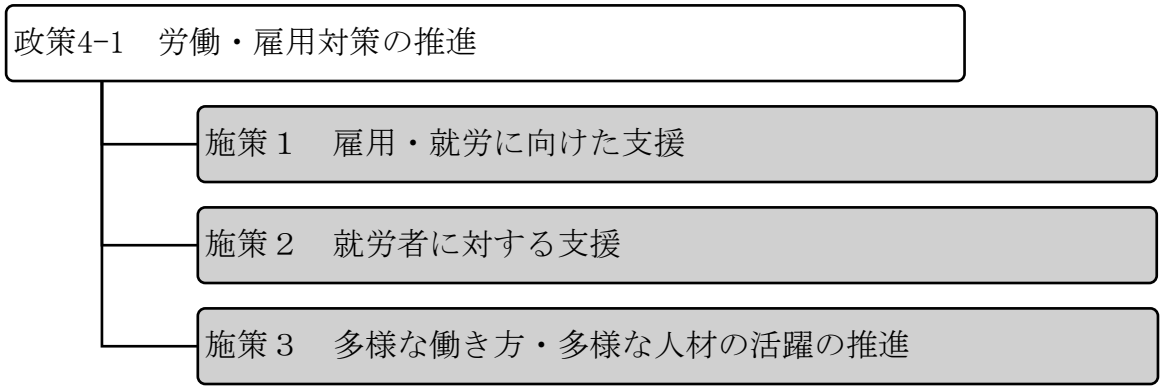

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
Ｕターン・地元就職応援事業を通じて地元に就職した人数【2025 年度から累計】	7 人	390 人

施策の内容

施策１　雇用・就労に向けた支援

求職者の就労支援と企業の人材確保の両立を図るため、主に首都圏の若者と市内企業とのマッチングを推進するとともに、高校生の地元就職の促進等により、就労機会の拡大を図ります。

指標	基準値	目標値
企業向けセミナー・マッチング事業への参加企業数【2024 年度から累計】	245 企業	1,865 企業

主な取組

◇若者の就労支援（再掲）　◇ＵＩＪターン就職の促進
◇高校生の地元企業への就職促進　◇母子家庭等の自立支援
◇奨学金返還に対する支援等による就労促進
◇首都圏等の学生と市内企業のマッチングの促進

施策２　就労者に対する支援

就労者が働きやすい職場環境をつくるため、事業所における労働環境の改善や人材育成を支援するとともに、就労者の住まい・教育等の支援及び勤労者福祉サービスセンターの運営支援を推進します。

指標	基準値	目標値
従業員の労働環境を改善する補助金の活用件数 【2023 年度から累計】	21 件	90 件

主な取組

◇従業員の労働環境改善及び取得の支援
◇勤労者住宅建設資金・教育資金の支援
◇勤労者福祉サービスセンター事業への支援
◇男性育休取得推進（再掲）
◇企業と連携したキャリアアップ支援（再掲）
◇働きやすい職場環境づくり企業の認定と支援

施策３　多様な働き方・多様な人材の活躍の推進

誰もが安心して働ける社会の実現に向け、テレワークや短時間勤務等ライフスタイルや能力に応じた多様な働き方と、高齢者、女性、障害者、外国人等の多様な人材が活躍できる就労環境の整備、就労機会の確保を推進します。

指標	基準値	目標値
高齢者、障害者、若者、子育て世代向け就労支援セミナー・就職相談会への参加者数【2024 年度からの累計】	142 人	1,050 人
市内コワーキングスペースの継続利用者数	68 人	128 人

主な取組

◇子育て世代の就労の推進（再掲）　◇シルバー世代の就労支援
◇障害者雇用の促進
◇テレワーク、クラウドソーシングの推進（再掲）
◇高齢者等雇用奨励の推進
◇イノベーション拠点の運営支援

政策 4-2　エコノミックガーデニングの推進

政策の基本方針

地元の中小企業や小規模事業者を持続的に成長させ、地域経済力を高めるため、エコノミックガーデニングの考えのもと、関係機関と連携した伴走支援により、経営基盤の強化や事業展開、事業承継等、事業者の課題解決を進めるとともに、市内企業のＤＸ化の促進や地域特性を活かした新たなビジネスや産業の創出を図ります。

- 政策4-2　エコノミックガーデニングの推進
  - 施策１　地元企業の成長支援
  - 施策２　起業・創業の支援、促進
  - 施策３　高付加価値経営の推進
  - 施策４　多様な主体が連携したオープンイノベーションの推進

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
相談支援拠点「エフドア」相談者と事業者、他支援機関とのマッチング件数【2021 年度から累計】	206 件	366 件

施策の内容

施策１　地元企業の成長支援

地元企業の持続的な成長と経営安定化のため、相談支援拠点「エフドア」や産学官金の支援機関との連携を強化するとともに、市内企業の生産性の向上、中小企業の事業承継対策及び強靭化等、地元企業の成長を促す各種施策を展開します。

指　標	基準値	目標値
ＤＸ化支援講座の受講者数【2025 年度からの累計】	36 人	186 人

主な取組

◇エコノミックガーデニングの推進　　◇小規模企業の経営力強化の支援
◇中小企業の事業承継及び強靭化の支援
◇市内企業のＤＸ化への伴走支援　　◇イノベーション拠点の運営支援（再掲）
◇しごとの循環・流入の促進　　◇見本市・展示会等への出展支援
◇クラウドファンディング、ネットショップ開設の支援

施策２　起業・創業の支援、促進

新たなビジネスの創出及び女性活躍の推進により経済の好循環を創出するため、起業の検討・起業準備・成長期までの個々の段階のニーズに応じたセミナーを開催し、起業準備や事業拡大を支援するとともに、支援機関と連携して地域全体で切れ目のない支援を進めます。

指標	基準値	目標値
創業者・事業承継数【2021 年度から累計】	467 件	1,169 件
女性の創業支援件数【2021 年度から累計】	296 件	746 件

主な取組

◇創業支援の推進
◇創業・新ビジネスチャレンジの支援
◇ふじえだイノベーションスタジアムの充実

施策３　高付加価値経営の推進

個性ある地元企業を育成し、高付加価値を生み出す企業へ成長させるため、新製品・新技術の研究開発や新分野への積極的な進出に取り組む中小企業者を支援します。

指標	基準値	目標値
経営革新計画承認件数【2015 年度から累計】	94 件	154 件
販路開拓に向けた出展支援件数【2003 年度から累計】	125 件	161 件

主な取組

◇新製品・新技術等の開発支援
◇経営革新計画の策定支援
◇ふるさと納税 3.0 の推進
◇販路拡大の支援
◇健康生活産業創出支援の推進

施策４　多様な主体が連携したオープンイノベーションの推進

地域における課題解決や産業振興のため、行政と地元企業、スタートアップ[16]やベンチャー企業、大学等、多様な主体が連携し、お互いの技術や資源を活かした新たなサービスを創出するとともに、セミナーや技術相談会、企業研究会の開催等を通じて、高付加価値製品の生産及び販売の促進を図ります。

指標	基準値	目標値
市内企業と首都圏企業のビジネスマッチング数【2023 年度から累計】	1 件	4 件
ウェルネスプロジェクト参加企業数【2025 年度から累計】	5 件	30 件

主な取組

◇企業間連携ビジネス創出支援事業
◇フジエダ未来共創会議の推進
◇静岡ウェルネスプロジェクト[17]への参画
◇ふじえだイノベーションスタジアムの充実
◇イノベーション拠点への運営支援（再掲）
◇（仮称）藤枝インキュベーションセンターの設備・運営支援

16 新たなビジネスモデルを開発し起業した、創業から 2、3 年程度の企業。

17 食品・ウェルネス産業の振興により健康寿命の延伸を目指すプロジェクト。

政策 4-3　多様な企業の立地推進

政策の基本方針

本市へのヒト・モノの大きな流れを創出し、地域産業の活性化と持続的な発展、雇用の創出を推進するため、県や民間企業と連携した企業誘致活動や情報提供、補助金等の優遇制度による支援、戦略的な土地利用等を進め、本市の産業・経済の一層の活性化と地域の持続的な発展に資する企業の誘致と定着を推進します。

政策4-3　多様な企業の立地推進
- 施策１　新産業の立地誘導
- 施策２　オフィス機能の立地推進

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
企業立地件数【2011 年度から累計】	105 件	135 件

施策の内容

施策１　新産業の立地誘導

新たな産業の集積により、地域経済の活性化及び安定的な雇用の創出を図るため、広域交通網等の良好なアクセスを活かし、用途地域内の低未利用地や市街化調整区域[18]等において戦略的な土地利用を推進し、健康で快適な生活を支える製品やサービスを提供する産業等の誘致と定着を図ります。

指標	基準値	目標値
企業立地優遇制度による設備投資額【2011 年度から累計】	653 億円	817 億円
産業用地確保面積【2019 年度から累計】	9.5ha	20.0ha
食と農アンテナエリア内農業法人等誘致件数【2016 年度から累計】	1 件	10 件

主な取組

◇新たな産業用地の確保
◇市街化調整区域の地区計画等による新規産業用地開発の推進
◇食と農アンテナエリアの形成
◇県や民間と連携した企業誘致活動の推進
◇新産業・交流拠点等形成促進
◇新産業地ゾーンにおけるまちづくりの促進

[18]都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制する区域。

施策２　オフィス機能の立地推進

地域産業のイノベーション創発や雇用機会の拡大を図るため、都市圏にある企業の本社機能やサテライト拠点、スタートアップ等、革新的技術を有し、高付加価値を生み出す企業の立地を推進します。

指標	基準値	目標値
事業活動の拠点となるオフィスの立地件数 【2021 年度から累計】	22 件	48 件

主な取組

◇本社機能、サテライト拠点等の立地推進
◇シェアオフィスの整備促進（再掲）
◇企業間連携によるビジネスの創出支援事業（再掲）

政策 4-4　商業の振興

政策の基本方針

活力と賑わい、地域コミュニティが持続する“商業まちづくり”を推進するため、商工会議所や商工会、各種団体、意欲ある個店事業者等との連携による誘客促進・回遊性創出、空き店舗解消、後継者育成、個店強化等の促進を図ります。

政策4-4　商業の振興
- 施策１　個店の経営力強化による地域商業の活性化
- 施策２　コミュニティと回遊のある商業エリアの形成
- 施策３　新たな商取引の推進
- 施策４　ニーズに応え持続する商業地づくり

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
市内総生産における卸売・小売業、サービス業の生産額	1,686.7 億円	1,808.4 億円

施策の内容

施策１　個店の経営力強化による地域商業の活性化

商業者同士の交流の機会の創出と、既存店の経営支援によって、新たな事業展開の可能性を広げるとともに、競争力が高く地域に活力を波及させる個店を数多く育てていくことで、地域商業の活性化を図ります。

指標	基準値	目標値
空き店舗等開業支援事業利用件数【2020 年度から累計】	158 件	200 件
ふじえだまちゼミ参加店舗数	61 店舗	73 店舗

主な取組

◇まちゼミへの支援
◇空き店舗等の開業支援
◇チャレンジショップによる開業の支援
◇エフドアや商工会議所及び商工会と連携した経営支援

施策２　コミュニティと回遊のある商業エリアの形成

人を呼び込み、賑わいやふれあいあふれる商業エリアを形成するため、店舗や市民団体等と連携し、地域資源を活かしたコミュニティ拠点づくりや誘客・回遊の促進に向けた取組を進めます。

指標	基準値	目標値
商店街・市民団体等が商業エリアの賑わいを創出する取組件数【2020 年度から累計】	71 件	149 件

主な取組

◇商業エリアの賑わい創出の支援
◇商業エリアへの誘客・回遊の促進
◇商業エリアのコミュニティ拠点創出の推進
◇旧市街地の総合再生
◇広域産業エリアの形成

施策３　新たな商取引の推進

消費行動の多様化やデジタル技術の進展により、従来型の商取引の枠を超えた新たな販売・サービスの形に対応するため、インターネットを通じた販売拡大や、デジタルを活用した新たなビジネスモデルの構築を支援します。

指標	基準値	目標値
ＥＣ販売やウェブプロモーションに係る相談・支援件数	127 件	145 件

主な取組

◇中小企業の相談体制の充実
◇新ビジネスモデル店舗の支援
◇電子商取引（ＥＣ）参入の支援

施策４　ニーズに応え持続する商業地づくり

消費者ニーズに対応した持続的に発展する商業地を形成するため、魅力向上に資する商業者等の取組や買い物弱者を生まない環境の創出を支援するとともに、担い手の育成強化と経営基盤の強化を促進します。

指標	基準値	目標値
買い物支援サービス応援事業活用件数【2020 年度から累計】	20 件	38 件

主な取組

◇買い物支援サービスの促進
◇商店街おもてなし環境の促進
◇商業人材・後継者育成の推進
◇市街化調整区域への生活利便施設の立地誘導

政策 4-5　農林業の振興

政策の基本方針

農林産物の生産者の経営安定と地域農業の持続性向上につなげるため、農地や森林の多面的機能の維持や適正管理を確実に行うとともに、農山村の豊かな地域資源を活かしたビジネスを強化・創出します。

また、効率的で収益性の高い農業経営を実現するため、農業生産を支える基盤の整備や生物多様性の保全、地球温暖化防止等の環境負荷低減を推進します。

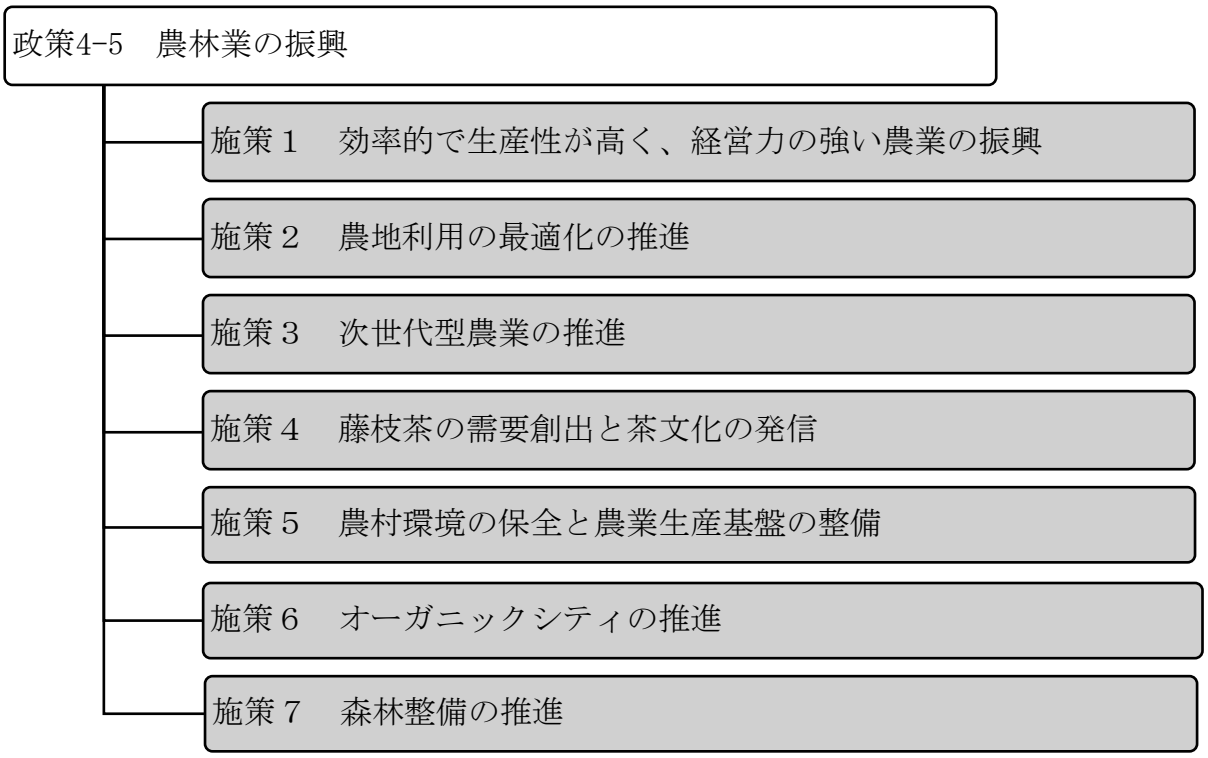

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
農地利用集積面積【1980 年度から累計】	1,183.3ha	1,543.3ha
認定新規就農者育成数【1995 年度から累計】	36 人	42 人

施策の内容

施策１　効率的で生産性が高く、経営力の強い農業の振興

農業の持続可能性を高めるため、地域農業の将来を担う農業者の確保・育成、担い手の経営基盤の強化、有害鳥獣対策、農産物の高付加価値化や消費拡大に向けた取組等を進めます。

指標	基準値	目標値
担い手の経営耕地面積	906.9ha	913.5ha
野生鳥獣による農作物被害対策研修会の参加者数【2022 年度から累計】	82 人	230 人

主な取組

◇農地集積・集約化の促進
◇農業法人の誘致推進
◇農作物被害対策研修会参加の推進
◇有害鳥獣による農作物被害対策の推進
◇地産地消の推進
◇認定農業者組織の支援
◇新規就農希望者の就農支援
◇担い手の経営基盤強化の支援
◇次世代農業者の経営基盤強化の支援
◇農業次世代人材育成の支援
◇就農希望者に対する相談支援

施策２　農地利用の最適化の推進

地域計画と整合を図り、農業者の意向を把握したうえで、安定的な農業経営を担う農業者への農地の集積・集約化等を進め、農業生産の増大と耕作放棄地の発生防止に取り組み、荒廃農地を未然に防ぎます。

指標	基準値	目標値
荒廃農地解消面積【2011 年度から累計】	26.59ha	38.59ha
ゼロから農業認定者数【2021 年度から累計】	102 人	192 人

主な取組

◇地域計画の実行
◇中山間地域の営農継続の支援
◇ふじえだゼロから農業エントリー制度の推進
◇耕作放棄地の発生防止対策の推進
◇農地集積・集約化の促進（再掲）
◇市民農園の整備促進
◇農地の環境保全の推進
◇荒廃農地の再生支援

施策３　次世代型農業の推進

農業生産活動の効率化・省力化・安定化等による、時代に即した農業の普及・展開を図るため、未来の農業経営のモデルとなる経営体の誘致と拠点の形成、ＡＩ、ＩｏＴ、ロボット等を活用したスマート農業の導入を進めます。

指標	基準値	目標値
次世代型農業設備導入件数【2019 年度から累計】	10 件	34 件
農業法人の新規参入数【2019 年度から累計】	5 件	11 件

主な取組

◇農業法人の誘致推進（再掲）　◇スマート農業拠点の形成促進
◇次世代型農業の導入支援　◇新産業・交流拠点等形成促進（再掲）

施策４　藤枝茶の需要創出と茶文化の発信

茶業を次代へと伝承するため、香り高い藤枝茶と日本三大玉露の一つである「朝比奈手摘み本玉露」のブランド力を高め、需要の創出を図るとともに、手摘み技術の継承等、次代の茶業を担う後継者の育成を進めます。

指標	基準値	目標値
茶改植等面積【2016 年度から累計】	17.7ha	23.7ha
藤枝ジュニアお茶博士認定数【2011 年度から累計】	475 人	655 人
朝比奈手摘み本玉露の販売平均単価	11,592 円/kg	16,444 円/kg

主な取組

◇茶文化伝承と朝比奈手摘み本玉露の継承促進
◇道の駅「玉露の里」、旧藤枝製茶貿易商館「とんがりぼう」を活用した朝比奈手摘み本玉露や藤枝茶のＰＲ促進
◇海外法人などと連携した販路拡大、販売促進
◇「藤枝茶」「朝比奈手摘み本玉露」のブランド力の強化
◇有機農業産地づくりの推進

施策５　農村環境の保全と農業生産基盤の整備

美しい農村の景観と農作業効率の向上を図るため、地域住民、行政等が連携した地域環境の保全と、農道や農業水利施設等の農業生産基盤の整備を進めます。

指標	基準値	目標値
用排水路整備による受益農地面積 【2013 年度から累計】	89.3ha	109.3ha

主な取組

◇農業用排水路の整備　　◇ほ場の整備　　◇農地の多面的機能維持の支援

施策６　オーガニックシティの推進

豊かな自然を守り、人と自然が共生するまちを創出するため、環境に配慮した持続可能な有機農業を地域ぐるみで推進するとともに、ブランド化に向けた取組も進めます。

指標	基準値	目標値
環境保全型農業の取組面積【2011 年度から累計】	687.6ha	1,103.0ha

主な取組

◇有機農業の生産面積拡大や新たな担い手確保の推進
◇学校給食への有機農産物の提供
◇有機農産物の海外輸出への支援
◇有機米生産技術体系の確立に向けた支援
◇スマート農業機器導入への支援
◇有機農産物の魅力発信と消費拡大の推進

施策７　森林整備の推進

地球温暖化や山地災害を防止する森林の公益的機能の確保と林業振興を図るため、適切な森林環境整備による良質な木材の生産と需要拡大の促進等、しずおか優良木材の活用に向けた取組と森林の有する二酸化炭素吸収力を活用した稼ぐ林業等を進めます。

指標	基準値	目標値
放置竹林解消面積【2010 年度から累計】	36.8ha	40.5ha
ＦＳＣ[19]認証（ＦＭ）取得森林面積 【2017 年度から累計】	264ha	414ha

主な取組

◇森林環境整備の推進（再掲）　◇放置竹林対策の推進
◇治山施設の整備（再掲）　◇藤枝型森林カーボンクレジットの推進

19 「森林が適切に管理されているか」を、第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査、認証するもので、違法伐採や保護する価値の高い森林の伐採を防ぐ効果的な仕組み。

基本目標５
魅力と活力、持続力ある地域がつながる藤枝づくり

政策 5-1　観光・交流の推進
政策 5-2　スポーツの推進
政策 5-3　文化の振興
政策 5-4　多彩な拠点づくり
政策 5-5　中心市街地の活性化
政策 5-6　中山間地域の活性化

政策 5-1　観光・交流の推進

政策の基本方針

本市固有の歴史文化や中山間地域等の地域資源の価値と地域ブランド力を高め、来訪者と地域住民のつながりが生まれるまちを実現するため、エリアマネジメントの推進と多様な主体との連携を通じて、来訪者の多様なニーズに対応する受入環境を整え、観光まちづくりを推進します。

政策5-1　観光・交流の推進

- 施策１　地域資源を活かした稼ぐ観光の推進
- 施策２　イベント・文化施設等と連動した観光交流
- 施策３　国内外誘客活動の推進
- 施策４　受入環境の整備
- 施策５　観光・交流拠点づくりの推進

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
観光交流客数	2,036,874 人	2,070,000 人

施策の内容

施策１　地域資源を活かした稼ぐ観光の推進

地域の宝である豊かな自然、歴史・文化、食文化、そして本市独自のサッカー文化等を最大限に活用し、地域ブランド力の向上と魅力発信を図るため、本市ならではの文化や観光コンテンツを磨き上げるとともに、新たな観光資源を掘り起こすことで、回遊性の高い観光コンテンツを開発します。また、交流人口の拡大と観光消費の増加、地域活性化を目指し、体験型・交流型のニューツーリズムを推進します。

指標	基準値	目標値
体験・コンテンツに関する満足度（ＮＰＳ[20]）	24.8	28.0
宿泊客の旅行消費額	19,876 円	22,500 円

主な取組

◇地域資源を活かした回遊促進
◇ふじえだ陶芸村構想の推進
◇観光ＤＸの推進
◇旧市街地の分散型まちづくりの推進
◇体験型・参加型の観光コンテンツの開発
◇ニューツーリズムの推進

施策２　イベント・文化施設等と連動した観光交流

交流人口の拡大を図るため、東海道の「街道文化」を地域の宝として捉え、日本遺産をはじめとする独自の魅力に磨きをかけることでブランド化を推進し、新たな人の流れを創出します。また、市民の郷土愛を醸成するとともに、来訪者へのおもてなし環境を整えるため、藤まつりや桜まつり等、本市を代表するイベントの内容の充実及び魅力の向上を図り、来訪者の回遊を促進します。

指標	基準値	目標値
観光レクリエーション客数	183.0 万人	188.7 万人
大旅籠柏屋等の歴史文化施設来場者数	167,339 人	176,640 人

主な取組

◇観光イベントの開催
◇日本遺産関連事業の推進
◇大旅籠柏屋及び千貫堤瀬戸染飯伝承館の活用促進
◇旧市街地の分散型まちづくりの推進（再掲）

[20] Net Promoter Score の略。顧客の愛着・信頼（ロイヤルティ）

施策３　国内外誘客活動の推進

観光客の消費を促し、地域経済の活性化を図るため、富士山静岡空港の活用や周辺自治体及び多様な主体との連携強化、効果的な情報発信により、積極的な誘客促進を図ります。併せて、インバウンド需要の高まりを捉え、団体客に加え個人旅行客（FIT）をターゲットとした高付加価値な体験観光商品の充実等により、受入体制を強化し、持続可能なインバウンド誘客による経済波及を図ります。

指標	基準値	目標値
宿泊客数	205,325 人	208,500 人
外国人観光交流客数	21,156 人	27,000 人

主な取組

◇富士山静岡空港就航先等における国内外誘客の促進
◇富士山静岡空港アクセスバスの運行　　◇認知度プロモーションの強化
◇高付加価値観光コンテンツの造成・提供

施策４　受入環境の整備

安全・安心で快適な観光を求める需要に応えるため、ＤＸの推進、多言語対応の強化及び多文化への配慮の徹底等により、受入環境を整備します。

指標	基準値	目標値
観光デジタルプラットフォームへの参画事業者数	35 事業者	50 事業者

主な取組

◇多様な来訪者の受入環境の整備　　◇観光施設等維持管理の推進
◇観光ＤＸの推進（再掲）　　◇観光ボランティアガイドの育成促進
◇歴史文化資源を紹介するウェブサイトや施設内展示物の多言語化の推進

施策５　観光・交流拠点づくりの推進

地域資源を活用した地域ブランドの構築と新たな人の流れの創出により、さらなる地域活性化を図るため、朝比奈地区における観光・交流拠点の整備を支援するとともに、仮宿地区において広域防災機能と地域振興を兼ね備えた道の駅の整備を推進します。

指標	基準値	目標値
道の駅の利用者数	111,759 人	397,000 人
観光レクリエーション客数（再掲）	183.0 万人	188.7 万人

主な取組

◇朝比奈地区の観光交流拠点整備の支援等
◇道の駅整備（仮宿地区）の推進
◇道の駅の連携・相互補完による誘客の推進

政策 5-2　スポーツの推進

政策の基本方針

市民が身近にスポーツに親しみ、楽しむことによって、心身の健康の維持・増進や競技力の向上を図るなど、市民誰もがスポーツを通して生き生きと健やかに暮らすまちづくりを進めます。

また、全市域をフィールドに、サッカーをはじめとしたスポーツ活動を、本市ならではの観光・文化や地域資源等と連携させることにより、スポーツの枠を超えて交流人口の拡大を図る取組「藤枝シティ・トレセン構想」を推進し、スポーツを核とした観光まちづくりを推進します。

- 政策5-2　スポーツの推進
  - 施策１　ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
  - 施策２　スポーツに親しむことができる場の提供・確保
  - 施策３　トップアスリートの育成
  - 施策４　サッカーを核としたまちづくりの推進

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
成人の週１日以上のスポーツ実施率	58.1%	70.0%

施策の内容

施策１　ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

市民誰もが、それぞれの体力や年齢、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、楽しむ機会を創出し、心身の健康の維持増進及び体力の向上を図るため、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ等と連携し、健康で活力に満ちた長寿社会の実現を目指します。

指標	基準値	目標値
スポーツイベント・大会等の参加者数	4,940 人	6,000 人

主な取組

◇ニュースポーツ教室・大会の開催
◇介護予防運動の推進
◇各世代に応じたスポーツによる健康づくり
◇Sports in Life（スポーツ促進プログラム）の実施
◇れんげじスマイルホール・キッズパークの運営（再掲）

施策２　スポーツに親しむことができる場の提供・確保

市民が主体的に安心してスポーツに親しめる環境を整えるため、地域スポーツクラブの育成や施設環境の整備、魅力あるプログラムの提供を進め、多様なスポーツ文化の醸成を図ります。また、国内外から多様なスポーツ・交流活動を呼びこむまちづくりやｅスポーツの体験や大会開催等を通じて世代を超えた交流や新たな参加機会の創出を図ります。

指標	基準値	目標値
スポーツ施設（指定管理８施設）の年間利用者数	961,025 人	980,000 人

主な取組

◇既存スポーツ施設等の利便性の向上　◇小中学校体育施設の夜間開放の推進
◇スポーツ合宿、大会・イベント等の誘致と環境整備の促進
◇藤枝シティ・トレセン構想の推進　　◇e スポーツを活用した取組の推進

施策３　トップアスリートの育成

夢を抱いてチャレンジするこどもをサポートし、個々の持つ力を伸ばします。併せて、身近な選手が全国や世界の舞台で活躍することにより、市民に誇りと感動を与え、スポーツへの関心を高め、地域社会に活力を生み出すため、一流アスリートと触れ合う機会を創出するとともに、市スポーツ協会やスポーツ少年団本部等と連携し、スポーツ教室の開催や全国大会出場者等への支援を進めます。

指標	基準値	目標値
全国大会、国際大会への出場件数	121 件	130 件
静岡県トレーニングセンター及びナショナルトレーニングセンターへの輩出人数【2024 年度から累計】	7 人	49 人

主な取組

◇ジュニアアスリートマルチサポートの実施　　◇全国大会等出場者の支援
◇次世代の選手育成促進

施策４　サッカーを核としたまちづくりの推進

100 年の歴史を誇る「サッカーのまち」として、サッカーを地域の誇りとして育み、こどもから高齢者まで誰もが身近に親しめる環境づくりを進めるとともに、地域団体等との連携や「藤枝ＭＹＦＣ」等のプロスポーツを核としたまちづくりにより、関係人口の拡大や地域経済の活性化を図ります。

指標	基準値	目標値
サッカーを「する」「支える（指導者・審判員）」人の数	3,643 人	3,751 人
サッカーツーリズム来訪者数の旅行消費額	23,412 円	26,500 円

主な取組

◇サッカーのまち藤枝の魅力発信　　◇ホームタウンまちづくりの推進
◇サッカーミュージアムの整備推進　　◇女子サッカーの育成促進

政策 5-3　文化の振興

政策の基本方針

本市固有の芸術や歴史文化の継承と新たな価値や文化の創造を促し、地域の誇り・魅力を創出します。併せて、これを地域資源として地域ブランドの確立につなげ、新たな交流や賑わいを創出するため、文化活動の活性化を図るとともに、それを担い支える人材育成と環境づくりを推進します。

- 政策5-3　文化の振興
  - 施策１　文化を担い支える人材の育成
  - 施策２　文化活動の機会の充実
  - 施策３　文化活動を育む環境づくり
  - 施策４　歴史・文化の継承と活用

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
文化芸術に親しむ市民の割合	34.5%	40.0%

施策の内容

施策１　文化を担い支える人材の育成

小中学校等と連携したアウトリーチ事業[21]の推進により、こどもたちが上質な芸術に出会う機会を拡充するとともに、市民による企画運営の文化事業の推進とプロアーティスト等の若手芸術家等の活動支援を図り、文化を担い支える人づくりを進めます。

指標	基準値	目標値
文化芸術体験教室等の新規体験・参加者数 【2018 年度から累計】	1,188 人	2,000 人
活動支援を受けた若手芸術家等の人数 【2016 年度から累計】	184 人	275 人

主な取組

◇音楽によるまちづくりの推進　　◇豊かな感性を育む機会の拡充
◇若手芸術家の活動支援　　◇文化の宝箱事業の推進
◇地域で活躍する芸術家たちのネットワーク化の促進
◇陶芸を活かしたまちづくりの推進

施策２　文化活動の機会の充実

こどもから大人まで多くの人たちが文化に対する関心や理解を深め、継承、発展させるため、市民文化祭をはじめとした創作発表及び鑑賞の機会を充実させます。併せて、ＳＮＳ等を活用した効果的な情報の周知・発信により、参加機会の拡大を図ります。

指標	基準値	目標値
市文化協会への新規加入者数【2019 年度から累計】	325 人	570 人
市民文化祭への出品者・出演者数【2021 年度から累計】	7,541 人	18,300 人

主な取組

◇市民文化祭の充実　◇文化振興施策の総合的な推進　◇文化団体の組織力の強化
◇現代美術の展覧会・体験プログラムの開催
◇アーティスト・イン・レジデンス（滞在制作活動）の推進
◇音楽によるまちづくりの推進（再掲）

施策３　文化活動を育む環境づくり

市民による文化活動の展開を促し、文化施設の有効活用を図るため、活動する団体の活性化や支援とともに、市民が多様な文化を享受でき、文化に親しめる環境を整備します。

指標	基準値	目標値
市民会館ホール・ステージの利用率	54.5%	62.0%
博物館・文学館講座室等施設利用者数	14,737 人	16,540 人

主な取組

◇市民会館や博物館等の利用促進　　◇ふじえだ陶芸村構想の推進（再掲）

---

21 専門家や関係機関が一般の人に向けて、分かり易く親しみ易い形で教育普及・啓発活動等の働きかけを行う事業。

施策４　歴史・文化の継承と活用

本市が有する貴重な歴史的文化資源の認知度を高め、まちづくりに活用するため、文化財の保存や史跡整備、伝統文化の発掘・伝承、博物館・文学館での展示公開等を通じて、その成果を全国に向けて情報発信します。さらに、観光や産業と連携し、この資源を地域活性化に活用するとともに、郷土の歴史・文化を地域の宝として継承し、地域の誇りの醸成につなげていきます。

指標	基準値	目標値
史跡等歴史資源を活用した事業の参加者数	21,738 人	23,720 人
大旅籠柏屋等の歴史文化施設来場者数（再掲）	167,339 人	176,640 人

主な取組

◇歴史・文化の魅力発信と活用、継承の推進
◇文化財保護の管理・保存活用の強化
◇博物館常設展の強化
◇田中城跡・下屋敷周辺の魅力向上
◇東海道ブランド化の推進
◇日本遺産関連事業の推進（再掲）

政策 5-4　多彩な拠点づくり

政策の基本方針

人口減少に適応する都市構造への転換を図りながら、市内各エリア固有の資源や立地特性を活かし、中心市街地と旧市街地を核に、生活や産業、スポーツ文化、芸術の拠点を発展させるとともに、新たな拠点形成を進め、分散型社会における拠点都市づくりを目指します。

政策5-4　多彩な拠点づくり
- 施策１　戦略的な土地利用の推進
- 施策２　立地特性を活かした産業拠点づくり
- 施策３　新たな核となる交流拠点の形成

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
新たな地域まちづくり計画の策定件数	―	3 件

施策の内容

施策１　戦略的な土地利用の推進

急速に進展する人口減少、少子高齢化社会においても、ヒト・モノの大きな流れを呼び込むため、農地保全とのバランスを取りながら地区の特性を活かし、地区住民の意向を反映した土地利用を戦略的に進め、持続可能な都市づくりや広域都心づくりを推進します。

指標	基準値	目標値
まちづくりへの企業参画数	0 社	10 社
市街化調整区域内の弾力的な土地利用の地区指定件数	2 件	5 件

主な取組

◇新たな拠点形成・まちづくりの推進
◇地域未来投資促進法活用の推進
◇市街地等に隣接する地域の弾力的な土地利用の推進（再掲）

施策２　立地特性を活かした産業拠点づくり

新たな企業立地を図るため、東名高速道路大井川焼津藤枝スマートＩＣ周辺地区や新東名高速道路藤枝岡部ＩＣ周辺地区等において広域アクセス性を活かした新産業・交流拠点づくりを進めます。

指標	基準値	目標値
産業用地確保面積【2019 年度から累計】（再掲）	9.5ha	20.0ha

主な取組

◇工業系用地内の低未利用地や民間遊休地の有効活用促進
◇新産業・交流拠点等形成促進（再掲）
◇新産業地ゾーンにおけるまちづくりの促進（再掲）
◇市街化調整区域の戦略的土地利用の推進
◇食と農アンテナエリア形成（再掲）

施策３　新たな核となる交流拠点の形成

旧市街地エリアの総合的な再生や食と農アンテナエリアの形成等のまちづくりを推進するため、地域資源を最大限に活かし、多様な人々が暮らし回遊する環境づくりを進めます。

指標	基準値	目標値
蓮華寺池公園への入込客数	133 万人	157 万人
旧市街地の歩行者通行量（再掲）	1,309 人	1,460 人
食と農アンテナエリアへの入込客数	9,700 人	58,200 人

主な取組

◇旧市街地総合再生の推進（再掲）　　◇蓮華寺池公園の魅力向上
◇道の駅の観光施設整備による地域産業や交流の活性化の推進
◇食と農アンテナエリア形成（再掲）

政策 5-5　中心市街地の活性化

政策の基本方針

徒歩生活圏の形成により、街なか居住を推進しつつ、多くの人が集い、過ごし、賑わう「しずおか中部の生活・交流都心」を形成するため、街なかへの都市機能集積を進めるとともに、活動・交流・回遊・滞留をもたらす環境を整備します。

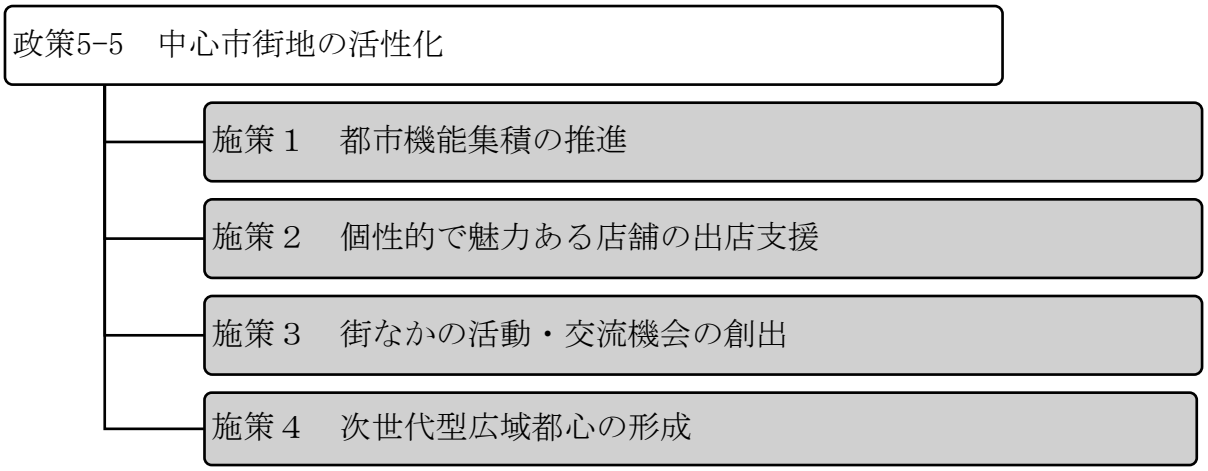

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
中心市街地の昼間の歩行者通行量	6,487 人	8,022 人

施策の内容

施策１　都市機能集積の推進

多面的な活動や交流、様々なビジネスを生み出す都市環境や生活利便性の高い街なか環境を創出するため、市街地再開発事業の連鎖的な展開や高度な土地利用の誘導により、持続可能で広域求心力を有する多様な都市機能の集積を図ります。

指標	基準値	目標値
中心市街地区域内の居住人口（再掲）	11,008 人	11,117 人
中心市街地区域内の従業者数	1,440 人	1,503 人

主な取組

◇藤枝駅前地区市街地再開発の促進（再掲）
◇本社機能、サテライト機能等の立地推進（再掲）
◇ソーシャルビジネス創造拠点の整備促進（再掲）
◇中心市街地エリアマネジメントの推進
◇大学のサテライト拠点等の立地促進

施策２　個性的で魅力ある店舗の出店支援

中心市街地の魅力や賑わいの創出を図るため、空き家や空き店舗等を魅力的なコンテンツにするなど駅前エリアでのリノベーションを進めるとともに、起業・創業や新ビジネスの創出を支援します。

指標	基準値	目標値
中心市街地区域内の空き店舗数	45 件	33 件

主な取組

◇空き店舗等のリノベーションの促進　　◇ＢｉＶｉ藤枝のリニューアルの促進
◇中心商業エリアのマネジメント再生

施策３　街なかの活動・交流機会の創出

賑わい創出や活動・交流の促進、周辺への経済波及を図るため、産学官が連携して駅周辺広場や道路等の公共空間を有効活用したイベント等を開催するとともに、歩き、活動したくなるウォーカブルな都市空間の環境整備を行います。

指標	基準値	目標値
中心市街地区域内のイベント来場者数	60,329 人	62,000 人

主な取組

◇駅周辺広場・道路空間の賑わい創出事業（再掲）
◇美しい街並み景観の創出（再掲）
◇藤枝駅周辺まちなかウォーカブルの推進（再掲）

施策４　次世代型広域都心の形成

ヒト・モノの流れと暮らしや産業にイノベーションを生み出すため、中心市街地とこれに近接する周辺地区に商業や業務・居住等の機能を誘導し、付加価値が高く、ＤＸをまち全体に取り入れた持続可能な次世代型広域都心の形成を図ります。

指標	基準値	目標値
都市的土地利用の推進区域面積	－	30ha

主な取組

◇中心市街地と一体の次世代都市形成の推進

政策 5-6　中山間地域の活性化

政策の基本方針

中山間地域の自然豊かな環境や、固有の文化資源等を守りながら、さらに価値を高め、のびのびと子育てができる環境での暮らしや、新しいワークスタイルを求める都市住民を呼び込みます。また、住民の暮らしを守り続けていくため、持続可能な地域コミュニティと生活基盤づくりを支援するとともに、地域資源を活かして交流人口や関係人口の拡大を促し、中山間地域の活性化を図ります。

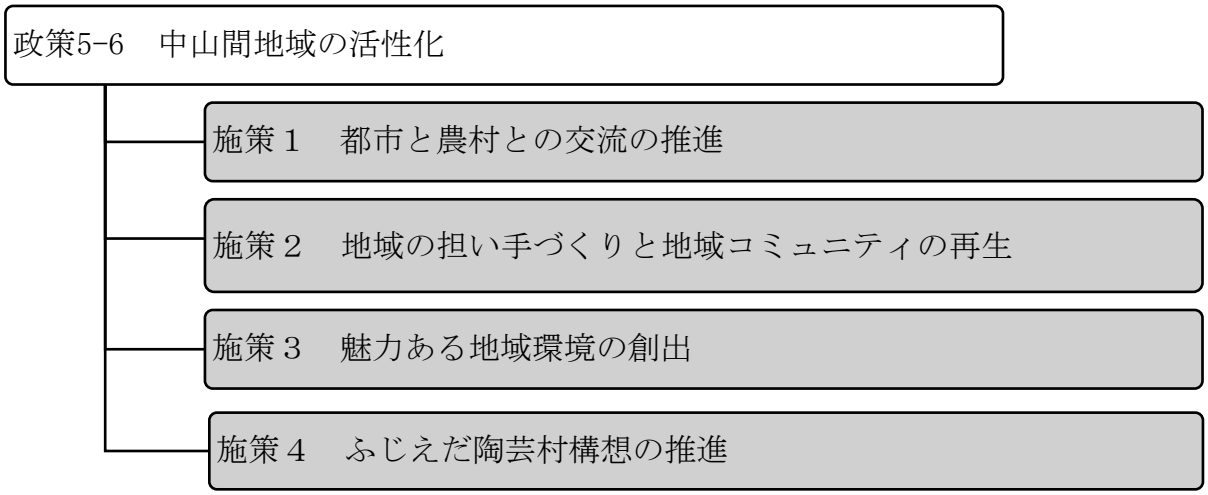

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
中山間地域における交流人口	223,287 人	389,200 人

施策の内容

施策１　都市と農村との交流の推進

中心市街地や中山間地域等、それぞれの地域が交流することで賑わいが創出されるため、個々の中山間地域活性化施設の効果的な活用や他施設との連携強化、地域の魅力情報の発信とともに、首都圏等に住む方が本市に生活拠点を設けるなど、長期滞在ができる仕組みづくりを進めます。

指標	基準値	目標値
田舎暮らし体験施設等の利用者数【2016 年度から累計】	10,015 人	15,500 人

主な取組

◇中山間エリアマネジメントの推進
◇グリーン・ツーリズム[22]の推進
◇ふじえだ陶芸村構想の推進（再掲）
◇二地域居住の推進
◇交流拡大に向けた家屋等の利活用に対する支援

施策２　地域の担い手づくりと地域コミュニティの再生

人口減少や少子高齢化によって集落機能の低下がみられる中山間地域の地域コミュニティの再生を図るため、地域外に転出した世代をはじめとする、地域のまちづくり活動の担い手を呼び込む取組を地域や先輩移住者との協働により推進します。

指標	基準値	目標値
中山間地域における移住支援策を活用した市外からの移住者数【2011 年度から累計】	105 人	153 人

主な取組

◇空き家・空き地バンク制度の推進
◇中山間地域への移住・定住の促進
◇朝比奈まちづくり構想の推進

[22] 都市の人々が、ふるさとの安らぎを求めて農山漁村などの田舎を訪れ、その自然や文化に触れながら、農林業の体験や地元の人々との交流を通じて心身をリフレッシュしようとする滞在型の余暇活動のこと。

施策３　魅力ある地域環境の創出

中山間地域においても誰もが安心して暮らし続けることができるよう、日常生活に欠かせない生活交通や公共交通等の生活基盤を整備して暮らしやすい地域づくりを推進するとともに、基幹産業である農林業の持続に向けた支援や、農地と森林の保全による緑豊かな農村景観づくり、地域資源を活かした独自性のある地域の魅力の創出を推進します。

指標	基準値	目標値
中山間地域における路線バス等の利用者数	69,746 人	70,000 人

主な取組

◇歴史・文化資源の情報発信（再掲）　◇担い手の経営基盤強化の支援（再掲）
◇公民連携による輸送資源の創出・確保
◇中山間地域観光拠点機能強化　　◇高齢者の暮らしの総合的支援の推進

施策４　ふじえだ陶芸村構想の推進

市民・企業・教育機関・アーティスト等の多様な主体の参画により、中山間地域の豊かな地域資源を活かしながら、陶芸をはじめとする工芸やアートの創作活動を促進し、ものづくりの魅力発信や地域ブランドの確立により、地域外から人の流れを呼び込み、地域経済の活性化や新たな仕事の創出につなげることで、持続可能なまちづくりを推進します。

指標	基準値	目標値
ふじえだ陶芸村拠点施設の利用者数	－	282,000 人

主な取組

◇陶芸村拠点施設の活用及び観光拠点・活性化施設間の連携の推進
◇多様な主体の連携による地域づくり推進体制の構築
◇アーティストとの協働による学校教育・社会教育プログラムの推進
◇アーティストの活動環境づくりと創作活動への支援

基本目標６
豊かな自然環境と資源を守り、次代につながる藤枝づくり

政策 6-1　地球温暖化対策の推進
政策 6-2　資源循環の推進
政策 6-3　自然と共生する生活環境づくり

政策 6-1　地球温暖化対策の推進

政策の基本方針

地球温暖化の抑制と持続可能な地球環境づくりに向けて、市民・事業者・行政が一体となって意識を高め、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進による温室効果ガスの排出抑制や二酸化炭素吸収源の拡大に取り組みます。

また、進行する気候変動に対応するため、熱中症対策を含む適応策の強化等にも取り組み、脱炭素と地域の持続可能性を両立するまちづくりを進めます。

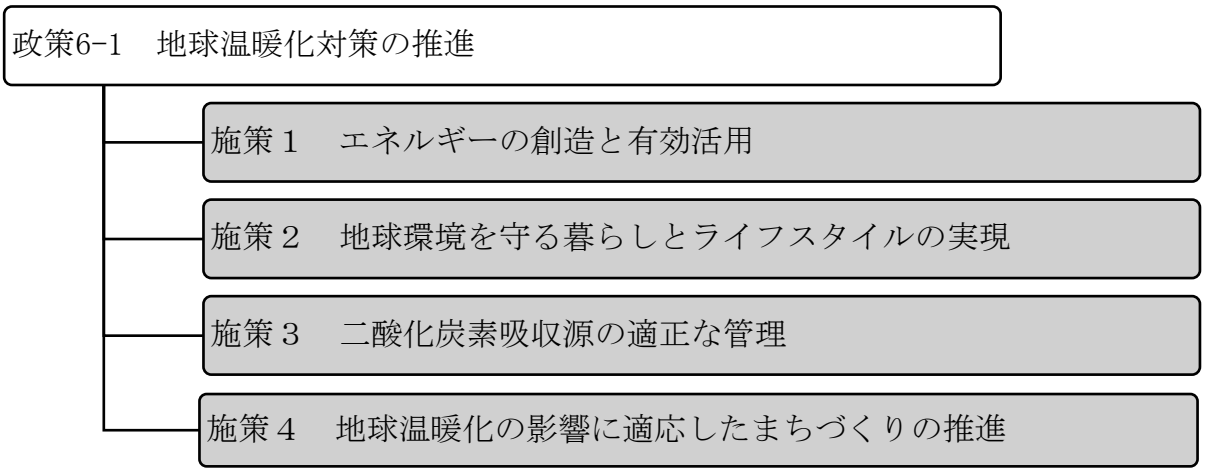

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
市域全体における温室効果ガス排出量の削減率 【2013 年度比】	-18.0%	-36.6%

施策の内容

施策１　エネルギーの創造と有効活用

温室効果ガスを削減するため、太陽光や地域バイオマス等の再生可能エネルギーの積極的な利用を進めるとともに、クリーンセンター志太では、ごみ焼却に伴って発生する熱エネルギーを有効活用します。

指標	基準値	目標値
下水道消化ガス活用量	753,249N ㎥	730,000N ㎥
省エネルギー機器導入世帯数【2024 年度から累計】	237 世帯	1,400 世帯

主な取組

◇ゼロカーボンシティの構築　◇クリーンセンターの整備推進
◇事業者省エネサポートの推進　◇生ごみの資源化の促進
◇公共施設等脱炭素化の推進

施策２　地球環境を守る暮らしとライフスタイルの実現

市民の暮らしや地域の活動における環境負荷を減らすため、「デコ活[23]」や環境マネジメントの普及等を通じて、ライフスタイルや働き方、移動のあり方を見直し、地域資源を活かした持続可能な暮らしの実現に取り組みます。

指標	基準値	目標値
燃やすごみに混入するプラスチック類の割合	17.4%	12.5%以下
地球にやさしい暮らしを実践している人数【2024 年度から累計】	1,471 人	7,400 人

主な取組

◇デコ活の推進　◇環境マイレージの推進
◇環境啓発の推進　◇自転車活用の推進（再掲）
◇我が家のエコ活動の支援

[23] 2050 年カーボンニュートラル及び 2030（令和 12）年度の削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」ともいう。二酸化炭素(CO2)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境によいエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

施策３　二酸化炭素吸収源の適正な管理

森林や緑地の持つ二酸化炭素吸収機能を活かして大気中の二酸化炭素の削減を図るため、森林の適切な維持管理や緑化の推進に加え、地域内でその価値を活用・循環させる「藤枝型森林カーボンクレジット」の取組を推進します。

指標	基準値	目標値
ＦＳＣ[24]認証（ＦＭ）取得森林面積【2017 年度から累計】（再掲）	264ha	414ha

主な取組

◇都市公園等の適正管理　　◇ゼロカーボンシティの構築（再掲）
◇森林の維持管理の推進　　◇街路樹維持管理の推進
◇藤枝型森林カーボンクレジットの推進（再掲）

施策４　地球温暖化の影響に適応したまちづくりの推進

猛暑や豪雨等、地球温暖化に伴う気候変動の影響から市民の生命や生活環境、地域経済を守るため、熱中症予防や自然環境の保全、災害リスクの軽減等の適応策を推進します。

指標	基準値	目標値
熱中症による死亡者数	0 人	0 人

主な取組

◇熱中症対策の強化
◇流域治水プロジェクトの推進（再掲）
◇気象・ハザード予測の迅速な情報発信

24 「森林が適切に管理されているか」を、第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査、認証するもので、違法伐採や保護する価値の高い森林の伐採を防ぐ効果的な仕組み。

政策 6-2　資源循環の推進

政策の基本方針

ごみの削減を図り、環境への負荷を軽減した独自の地域循環共生圏を確立するため、“もったいない”をキーワードに、６Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リターン・リカバー）を進め、限られた資源の有効活用や廃棄物の適正な収集・処理等、資源循環を推進します。

- 政策6-2　資源循環の推進
  - 施策１　もったいない運動の推進
  - 施策２　資源の有効利用
  - 施策３　廃棄物の削減対策の推進
  - 施策４　水資源の保全と活用

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
１人１日当たりのごみ排出量	636.9g	594.0g

施策の内容

施策１　もったいない運動の推進

“もったいない”の精神を大切に、日常生活の中で環境に配慮した行動を広げるため、「もったいない運動」を継続し、市民・事業者・団体・行政が連携して、それぞれの立場から環境保全活動に取り組みます。

指標	基準値	目標値
“もったいない”アクション[25]参加人数 【2024 年度から累計】	10,964 人	77,000 人

主な取組

◇環境啓発の推進（再掲）　　◇食品ロス対策の推進
◇もったいない運動の推進

25　“もったいない”アクションとは、「藤枝市“もったいない”推進月間」である 12 月に、市民や事業者が公共交通機関の利用促進、節電チャレンジ、美化活動など「“もったいない”都市宣言」に沿った環境行動を行うこと。

施策２　資源の有効利用

限りある資源を将来に引き継ぐため、ごみのさらなる減量を推進するとともに、廃プラスチックや家庭系生ごみの資源化等の課題に対応し、循環型社会の構築に向けた取組を推進します。

指標	基準値	目標値
下水道消化ガス活用量（再掲）	753,249N ㎥	730,000N ㎥
ごみ総排出量に占めるリサイクル率	20.9%	22.1%

主な取組

◇生ごみの資源化促進（再掲）　　◇廃プラスチック対策の推進
◇クリーンセンターの整備推進（再掲）　◇下水道消化ガス発電の推進

施策３　廃棄物の削減対策の推進

廃棄物の減量を進めるため、生ごみの資源化、コンポストや生ごみ処理容器の利用促進等により、家庭から排出される燃やすごみの減量を図ります。

指標	基準値	目標値
生ごみ分別収集量	1,057t	1,035t
生ごみ等処理用具購入費補助件数 【1993 年度から累計】	7,044 件	7,620 件

主な取組

◇食品ロス対策の推進（再掲）　　◇家庭系生ごみ回収資源化の推進
◇廃プラスチック対策の推進（再掲）

施策４　水資源の保全と活用

良好な水資源を将来に引き継ぐため、水源林の保全をはじめ、上水道及び山間地水道における施設や管路の更新をはじめ、漏水に迅速に対応できる水道管路の適正な維持管理や効率的な点検を行うことで、事業者と家庭における節水意識の醸成を図ります。

指標	基準値	目標値
１日あたりの無収・無効水量	4,977 ㎥/日	4,770 ㎥/日
地下水採取量	24,491 千㎥	22,000 千㎥

主な取組

◇森林環境の整備（再掲）　　◇水道施設・管路の計画的な更新（再掲）
◇水道管路の維持管理　　◇漏水の早期発見・早期修繕
◇デジタルを活用した施設点検の推進

政策 6-3　自然と共生する生活環境づくり

政策の基本方針

豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活環境を確保するため、緑化の推進や河川の保全等に取り組むとともに、環境の大切さに「気付き」「学び」、そして「行動」する市民意識の醸成を図ります。また、大切な自然環境を守りながら、これらと共生する新たなライフスタイル・ワークスタイルの確立を進めます。

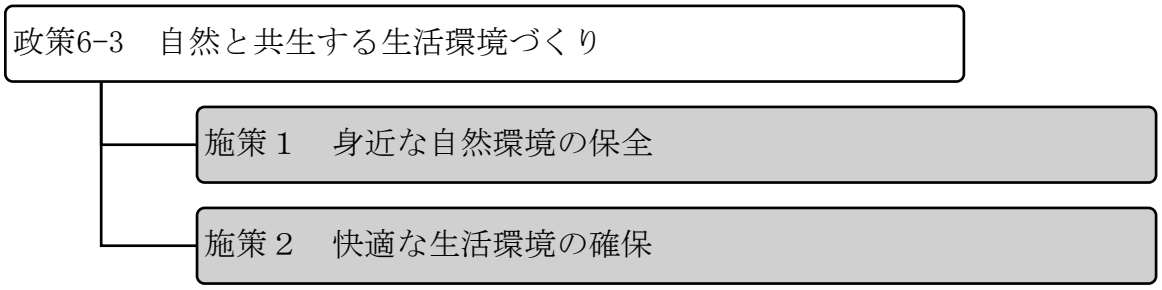

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
水質汚濁に係る環境基準達成率	85.7%	100%
大気汚染に係る環境基準達成率	100%	100%

施策の内容

施策１　身近な自然環境の保全

豊かな自然の恵みを享受し、継承するため、森林・竹林の適正管理や有害鳥獣への対策、公園・緑地の整備、水辺の保全等、多様な自然環境に応じた施策を進めるとともに、これを担う環境人材を育成します。

指標	基準値	目標値
環境学習講座の参加者数【2024 年度から累計】	3,021 人	21,000 人

主な取組

◇環境人材の育成
◇環境学習講座の開催
◇生物多様性の保全・啓発
◇ビオトープ認定制度の推進
◇都市公園等の適正管理（再掲）

施策２　快適な生活環境の確保

健康で快適な暮らしを守るため、下水道施設や管路等の効率的な点検によって長寿命化を図るとともに、地域の実情に応じた適正な汚水処理の普及促進並びに騒音、振動、大気汚染状況の監視及び測定を行います。

指標	基準値	目標値
汚水処理人口普及率	81.2%	87.0%
合併処理浄化槽への年間転換基数	77 基	80 基

主な取組

◇公共下水道ストックマネジメント　　◇合併処理浄化槽への転換促進

◇騒音・大気等の調査分析の実施

◇デジタルを活用した施設点検の推進（再掲）

基本目標７
夢と希望にあふれ、未来につながる藤枝づくり

政策 7-1　市民目線による行政の推進
政策 7-2　「選ばれるまち」づくりの推進
政策 7-3　広域連携の推進
政策 7-4　経営資源を活かす行財政経営

政策 7-1　市民目線による行政の推進

政策の基本方針

市民本位のサービスを提供するため、市民と行政の双方向の情報共有や積極的な広聴活動により市民ニーズを的確に把握します。また、行政手続きがオンラインで完結する環境を整備することで、市民の利便性向上と効率的かつ透明性の高い行政運営を実現します。

- 政策7-1　市民目線による行政の推進
  - 施策１　市民と行政の双方向の情報共有
  - 施策２　デジタル自治体の構築

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
市ホームページ訪問者数	292.3 万人	293.0 万人

施策の内容

施策１　市民と行政の双方向の情報共有

市民の市政への参加を促し、市民と行政、相互の信頼関係を構築していくため、広報ふじえだやホームページ、ＳＮＳ等の時代に即した情報媒体を活用して市政情報を発信するとともに、市民の意見や声を聴くため、「市長への手紙」や「移動市長室」を行います。

指標	基準値	目標値
市ＬＩＮＥ公式アカウントの配信対象者数	34,645 人	85,000 人

主な取組

◇ホームページへのアクセス性の向上　◇市政情報の発信強化
◇市民の意見や声を聴く広聴の推進　◇市民への迅速かつ適切な情報発信の推進
◇新たな市民参画の仕組みづくりの検討

施策２　デジタル自治体の構築

市民一人一人が時間や場所にとらわれず、自らのライフスタイルに合わせて行政サービスを選び、利用できる環境を整備するとともに、行政事務の効率化を図るため、行政手続きのオンライン化や市民サービスのデジタル化を推進します。また、手続きがオンラインで完結できるよう、行政内部の業務を効率化し、ＡＩなどの先端技術を活用した効率的かつ透明性の高い行政運営を進めることで、質の高いサービスを持続的に提供できるデジタル自治体を構築します。

指標	基準値	目標値
オンライン化した手続きの割合	66.0％	100％

主な取組

◇オンライン申請等の推進　　◇書かない窓口の推進
◇行政サービスのデジタル化の推進　　◇マイナンバーカードの利用促進
◇自治体標準オープンデータの提供
◇都市ＯＳ等による官民データ連携情報の共有の検討（再掲）
◇公共情報デジタルサービスの推進
◇公文書管理のデジタル化の推進

政策 7-2　「選ばれるまち」づくりの推進

政策の基本方針

住みたい場所、住み続けたい場所として“選ばれるまち”を創るため、４Ｋ施策を中心に豊かな暮らしを実現する総合的なまちづくりを推進し、都市ブランド力と市民の愛郷心を高めるとともに、戦略的なシティ・プロモーション等により移住・定住を推進します。

政策7-2　「選ばれるまち」づくりの推進
- 施策１　都市ブランドの向上とシティ・プロモーションの推進
- 施策２　移住・定住の推進

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
転入者数	4,438 人	4,280 人

施策の内容

施策１　都市ブランドの向上とシティ・プロモーションの推進

築き上げてきた歴史や文化等に加え、都市としての価値や品格、魅力を総合的に高めて都市ブランドを強化し、ＳＮＳによる発信やふるさと納税等を通じて、地場産品や観光及び暮らしの魅力等を全国に向けて戦略的に発信することにより、都市の認知度を高め、関係人口の拡大を図ります。

指標	基準値	目標値
ふるさと納税返礼品提供数	1,100 品	1,500 品

主な取組

◇都市ブランド戦略の推進　　◇シティ・プロモーションの推進
◇インナープロモーションの強化
◇ふるさと納税の推進　　◇戦略的広報の推進
◇デジタルを活用した魅力発信の充実
◇地域資源等の魅力発信を通じた関係人口創出の推進
◇新たな市民参画の仕組みづくりの検討（再掲）

施策２　移住・定住の推進

地域の資源や本市の魅力ある施策等の強みを活かすとともに、移住者の視点から掘り起こされた潜在的なまちの魅力や移住の受け皿となる住環境、移住のサポート体制を充実させるとともに、ターゲットに向けた戦略的な情報発信を進め、定住人口の拡大と関係人口の創出を図ります。

指標	基準値	目標値
移住支援策を活用した市外からの移住者数 【2018 年度から累計】	2,872 人	3,170 人

主な取組

◇子育て世代等の移住定住の促進（再掲）
◇空き家活用・リノベーションの促進
◇ふるさと住民登録制度の活用
◇移住定住相談等の実施
◇優良田園住宅整備の推進（再掲）
◇二地域居住の推進（再掲）

政策 7-3　広域連携の推進

政策の基本方針

人口減少社会が進展する中、周辺自治体との共生・連携を深め、それぞれの役割分担と個性、魅力を総合化することで、持続可能な地域経済圏を確立し、地域全体で大きな人の流れを呼び込みます。また、人材育成や多文化理解をはじめ、地域産業の販路拡大やネットワーク強化、広域観光交流促進のため、国内外の都市との相互交流を積極的に推進します。

政策7-3　広域連携の推進
- 施策１　広域連携の強化
- 施策２　広域都市交流の推進

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
周辺自治体との新たな連携事業の創出数【2018 年度から累計】	65 事業	77 事業

施策の内容

施策１　広域連携の強化

人口減少社会においても、市民が安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、周辺市町と連携し、魅力ある圏域づくりを行うとともに、都市機能と生活サービスを一体的に強化することで、圏域全体の持続的な発展につなげていきます。

指標	基準値	目標値
広域連携事業の目標達成数【2024 年度から累計】	5 件	35 件

主な取組

◇志太３市での連携強化
◇しずおか中部連携中枢都市圏での連携強化

施策２　広域都市交流の推進

市民の主体的な交流の促進と産業・文化・スポーツ等の振興を図るため、国内外のそれぞれの特徴に合わせた都市間交流等を推進し、新たな価値の創出につなげていきます。

指標	基準値	目標値
市民団体による都市間交流等の件数	69 件	81 件

主な取組

◇姉妹都市・友好都市等との交流促進
◇山梨・甲信越エリアとの経済交流の推進
◇海外都市とのスポーツ・文化交流の推進
◇藤枝ブランドの海外展開と一体の都市交流事業の推進

政策 7-4　経営資源を活かす行財政経営

政策の基本方針

質と価値の高い行政サービスを持続的に提供するため、市民や時代のニーズに柔軟に対応できる志の高い職員を育てるとともに、市有財産の適切なアセットマネジメント等をはじめ、人財や財源、資産、行政情報等の経営資源を戦略的に活用し、目的と成果を重視した、「幸せになるまち」を実現する行財政経営を推進します。

政策7-4　経営資源を活かす行財政経営

- 施策１　健全な財政運営
- 施策２　資産経営の推進
- 施策３　“スマート・コンパクト市役所”の実現
- 施策４　風通しがよく、働きがいを育む組織風土の形成

政策の成果指標

指標	基準値	目標値
職員の働きがい実感率	77.1%	90.0%

施策の内容

施策１　健全な財政運営

経営的視点に立った適正・効率的な行財政経営を進めるため、重点事業への計画的な予算配分や内部統制機能の強化により、適正な予算編成と執行管理を行うとともに、課税客体を的確に把握し、収納率の向上を図ります。

指標	基準値	目標値
実質公債費比率	4.7%	6.6%以下
市税収納率	98.25%	98.50%

主な取組

◇効率的な財政運営の推進　　◇滞納整理の強化

施策２　資産経営の推進

市有財産を適切に運用するため、公共事業による財産の質の向上と適切な資産管理を行うとともに、公有財産としての活用が完了した土地においては売払いや貸付を行うなど有効活用を進めます。また、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく中で、集約化や複合化を含めて公共施設のあり方を見直し、総量の適正化に努めます。

指標	基準値	目標値
売却・有償貸付による有効活用を図った市有地数	51 件	60 件
完成検査における平均工事成績	79.8 点	80.0 点

主な取組

◇普通財産の売却、有償貸付の推進
◇公共施設の再編・最適化の推進

施策３　“スマート・コンパクト市役所”の実現

行政事務をより専門的で質の高いものにし、効率化を図ることで、迅速かつ的確な市民サービスを提供するため、従来の業務手法を見直し、ＡＩやＲＰＡをはじめとする最先端のデジタル技術を積極的に活用します。また、職員が時間や場所にとらわれず効率的に働ける柔軟なオフィス環境の整備を進め、市民対応の迅速化を図ることで、市民満足度の向上につなげていきます。

指標	基準値	目標値
基幹業務システム利用延長時間の短縮	2,702 時間	1,890 時間

主な取組

◇市役所業務の見直しによる効率化の推進　　◇情報システムの構築
◇公文書管理のデジタル化の推進（再掲）

施策４　風通しがよく、働きがいを育む組織風土の形成

仕事にやりがいを持ち、自ら切り拓いていける力強い職員を育成するため、職の公募制度や自己啓発支援事業等、キャリアデザインを描きやすい環境づくりや研修内容を充実させるとともに、職員が講師として積極的に関わる機会を拡充します。

指標	基準値	目標値
職の公募による登用率	65.1%	80.0%

主な取組

◇個々の職員のキャリアデザインに応じた支援
◇職位に応じた職員研修の実施
◇e ラーニング等を活用したリスキリング環境の充実

2 重点プロジェクト（地域ビジョン）

人口減少・少子高齢化社会であっても持続的に成長するまちを目指し、地域ビジョンとして、本市の強みを成長に変える新地域戦略を確立し、新たな基幹的産業・ビジネスの創出を生み出す重点的な取組を重点プロジェクトとして位置づけます。

1　新産業創造の背景と目的

本市の人口は、2015 年の 14 万 3 千人をピークに減少傾向にあり、高齢化の進展、若年世代・子育て世代の流出が顕著となっています。また、本市の事業所の９割以上が中小企業及び小規模事業所であり、担い手の高齢化や減少が進んでおり、社会変化に対応する新商品の開発、販路拡大、新たな展開における人材の確保など、経営基盤の強化が喫緊の課題です。

このため、本計画における地域ビジョンとして、「“食と農×健康・医療”で変革を生み出す産学官共創都市」を掲げ、本市の強みを成長に変え、新たな基幹的産業・ビジネスの創出により、地域経済力と所得水準の向上、市民の健康長寿の延伸を図る「健康年齢をより若く、健康寿命をより長く」をテーマにした新産業創造ビジョン「藤枝ＨＡＬＥバレー構想」を推進します。

２　藤枝ＨＡＬＥバレー構想の概要

⑴　解決すべき主な課題

本市においても、物価や人件費の高騰等により、「地域の稼ぐ力」が低下するとともに、中小企業や農業においては、経営者の高齢化を背景とした後継者不足等により地域産業の持続力の低下、若い世代の流出、少子高齢化により、その数の自然減の進行が課題となっています。

そのような課題を解決するためには、若い世代を誘導し、活躍できる仕事の選択肢と経済的安定性の確保や、ビジネス環境の変化に対応する経営革新など、現在の地域産業の構造の変革が求められています。

⑵　目指す姿

“健康・予防のまち”を築く健康生活産業の創造

～健康年齢をより若く、健康寿命をより長く～

①　地域経済をけん引する成長産業の創出により、ヒト・モノ・カネが集まるまち

②　市民が健康で豊かに暮らし活躍するまち

本市特有の強みである「食と農」と「健康・医療」は、それぞれの市場とも成長が見込まれていることに加え、オーガニック食品や健康食品、オーガニック美容など、両分野を結び付けることにより価値を提供する新たな市場が形成されています。

そのため、市民が健康で豊かに暮らし活躍する健康生活を実現するため、本市の強みである「食と農」と「健康・医療」を掛け合わせ、健康・予防を目的に、食から日常生活、まちづくりまで、様々な健康志向の商品・サービスを提供する産業を生み出し、新たな市場を開拓することで、地域産業の高付加価値化、中小企業の経営革新、高度人材の集積、所得水準の向上へと拡充するとともに、市民の健康年齢をより若くすることや健康寿命をより長くすることにつないでいくことを目指します。

⑶　構想推進の基本的な考え方

①　市内企業をけん引する“核となる産業”を創造する

新たな成長の軸を確立し、市内経済をけん引する“核となる産業”を創造します。

②　将来にわたり、“地域に根付く産業”を創造する

市の資源、強みをベースにし、市内農業者や中小企業の参画も得て、将来にわたり、“地域に根付く産業”を創造します。

③　市内産業を関連付け、“競争力と持続力”を高める

市内中小企業、農業の積極的な挑戦を促すために、様々な支援制度を創設し、中小企業、農業の事業革新、新たな事業展開を生み出します。

④　新産業を軸に拠点を形成し、“ヒト・モノ・カネ”を呼び込む

戦略的土地利用を進め、新産業創造とまちづくりを連携させ、本市に“ヒト・モノ・カネ”を呼び込みます。

⑤　市民の「健康」と「所得」を高め、“幸福度”を向上させる

新産業創造にあたって、サービスの実証などに市民の積極的な参画を促し、市民の「健康」と「所得」を高め、“幸福度”を向上させます。

⑷　基本目標

食と農×健康・医療による新たな価値を生み出す成長産業の創造とそれに伴う市内産業の革新を促進するとともに、産学官連携と市民参画による健康生活産業がけん引する「健康・予防日本一のまち」の実現を目標とします。

⑸　基本目標を達成するための戦略

戦略１　関連産業の集積を図る

市内外から、食と農×健康・医療による新たな価値を生み出す健康生活産業に関わる研究部門、開発部門、試作工場、量産工場、物流施設などの集積を図ります。

戦略２　産学官民で新たな価値と変革を生み出す

中核機能として、「藤枝健康生活産業創造ラボ（仮称）」を形成し、産学官民のネットワークを構築し、アイデアや技術を出し合い、新しい価値と変革を生み出していきます。

戦略３　産業クラスター形成で市の産業の成長を促す

市内企業が市内外の企業と連携し、健康生活産業分野に関する新商品やサービスの開発を可能とするネットワークを確立します。

戦略４　健康・予防日本一のまちを推進する新分野を世界市場に拓く

健康生活産業に関する新商品、サービスの輸出やインバウンド市場へのマーケティング等を支援するとともに、日本市場を開拓したい外資系企業の誘致を図ります。また、専門人材の養成を図ります。

戦略５　市民の健康年齢を若く健康寿命を延伸する

健康に関する学びや運動を習慣化する市民を増やすとともに、新商品、サービスの開発に参画する機会を促すことで市民の行動変容に結び付け、健康生活産業の創造を市民の健康年齢の若返りと健康寿命の延伸につなげていきます。

３計画の実効性を高める行財政経営の推進

将来に向け成長し、持続する総合的なまちづくりを着実に進めていくため、経営的視点を取り入れた執行体制の構築や、取組の検証・改善のシステム確立、取組の財政的な裏づけとなる今後の財政計画や経営方針など、行政の経営基盤を確実に整え、実行していきます。

１　藤枝型新公共経営の推進

２　藤枝型マネジメントサイクルによる総合計画の進捗管理

３　財政経営方針と中期財政計画

1　藤枝型新公共経営の推進

社会構造や社会経済を取り巻く環境が大きく変わり、市民ニーズも多様化する中、より付加価値の高いサービスを迅速に提供するとともに、縮小社会にも対応していくため、デジタル化なども含め、“選択と集中”による効果的かつ効率的な手法、適正なコストでの経営が求められます。そこで、費用対効果を柱とした「成果志向」、顧客（市民）視点により施策を確立する「市民志向」を行政運営の全てに導入し、人財と市民サービスの質を高める本市独自のマネジメントシステムが「藤枝型新公共経営」です。

本総合計画もこの経営理念に基づき行政経営を進めます。

(1)　藤枝型新公共経営の推進手法

行政の質的向上に向けた組織を経営する上で、何より大事なのは「人」であるという認識のもと、「人づくり改革」と「働き方改革」により、生産性が高く、成果志向と市民志向を持った“人財”を育成し、職員力を高めます。また、本総合計画の政策・施策の推進は、本市独自の予算・組織・人事の三位一体の構築により、機動力と実効力を持って実現していくとともに、成果指標を全施策に設定することで適切な進捗管理を行い、時代のニーズに迅速かつ柔軟に対応できるようなマネジメントサイクルを推進します。

藤枝型新公共経営のイメージ

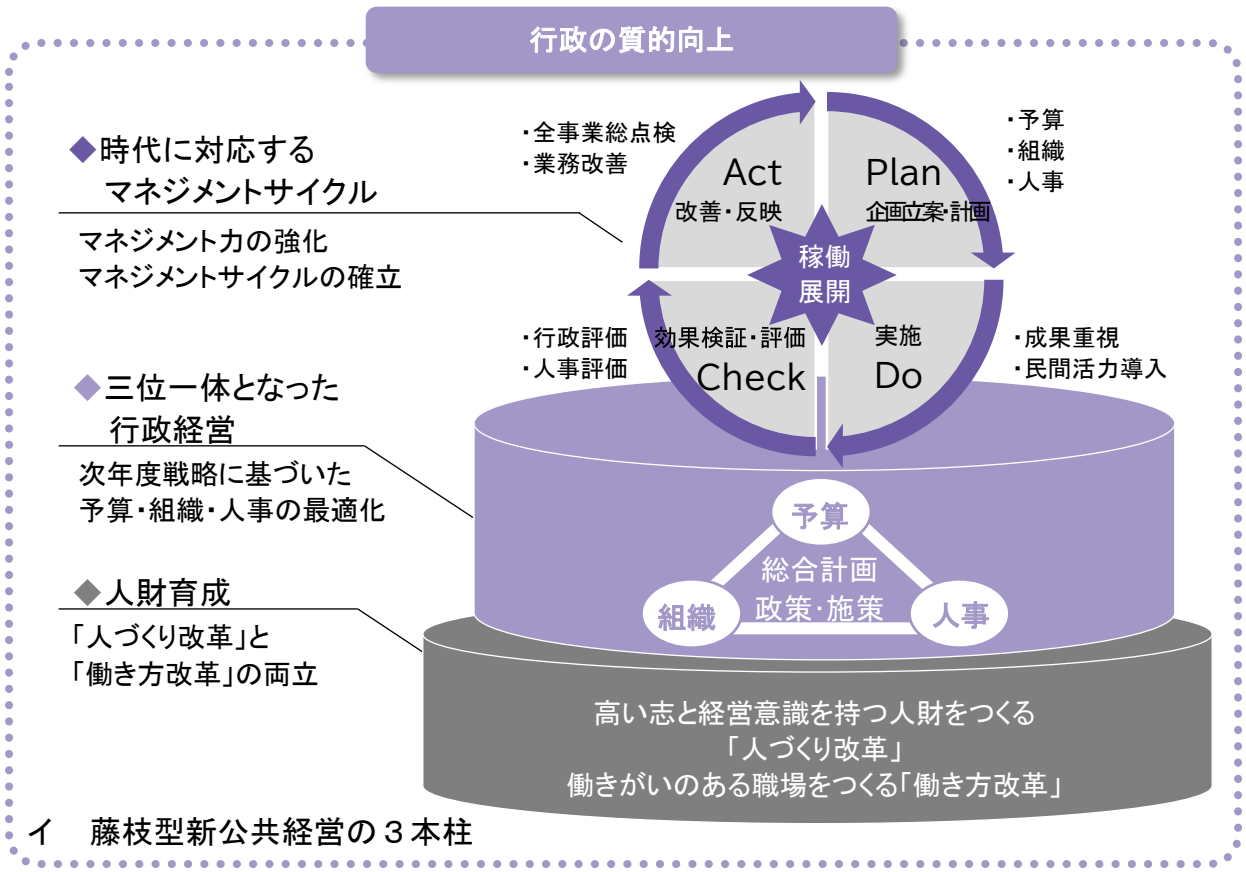

イ　藤枝型新公共経営の３本柱

①　時代に対応する「マネジメントサイクル」

社会構造や社会環境が大きく変化し、ニーズが複雑・多様化する中で、市役所全体が最大限のパフォーマンスを発揮するためには、戦略的な経営（マネジメント）が必要となります。このため、市長のビジョンを全職員が共有するとともに、重要施策を協議し、戦略的な意思決定を行う「マネジメント力の強化」と、計画（Ｐｌａｎ）、実施（Ｄｏ）、検証・評価（Ｃｈｅｃｋ）、改善・反映（Ａｃｔ）を要素とした継続的な循環活動（マネジメントサイクル）により施策を展開します。

②　実効力、機動力を高めるための「三位一体の構築」

本総合計画に掲げる施策、取組を着実に実行し、成果を出していくため、政策の全体像を見える化し、政策、施策、事業それぞれの目的と手段の体系を明確にするとともに、次年度戦略方針に基づき予算・組織・人事を三位一体として構築することで、経営資源を“選択と集中”により最適配分し、実効力と機動力をもって政策実現を推進します。

③　“人づくり改革”と“働き方改革”による「人財育成」

より質と価値の高い行政サービスの提供に向けて、様々な施策や取組を実際に企画・立案し、実行していくのは職員です。職員一人一人が志を高く働きがいを抱き、常に高い改善意欲と経営意識を持って新たな施策や事業に積極的にチャレンジしていく環境を整えるため、「まちの元気はまず市役所の元気から」との見地から、“人づくり改革”と“働き方改革”を両輪として、市の将来を担う人財の育成を進めます。

２　藤枝型マネジメントサイクルによる総合計画の進捗管理

本市独自の行政マネジメントサイクルにおける行政事業レビューは、まず、毎年度各部局による第一次評価として、「全事業総点検」により所管事業の必要性や効果等をチェックし、スクラップ・アンド・ビルドを決定するとともに、「行政評価システム」により本総合計画に位置づけられた成果指標の進捗を自己評価します。その後、第二次評価として、市民の代表により構成される「行政サービス評価委員会」により本総合計画に位置づけられた取組の成果等を評価し、二段階で検証・評価します。

この行政事業レビュー等を踏まえ、市長の方針を各部局長が共有し、的確な政策立案と確実な施策展開を図るため、次年度戦略方針に基づき予算・組織・人事を三位一体に構築するなど、評価、検証を踏まえた、藤枝型マネジメントサイクルを稼働することにより、本総合計画を着実に推進します。

行政評価システムによる総合計画の実施サイクル（イメージ）

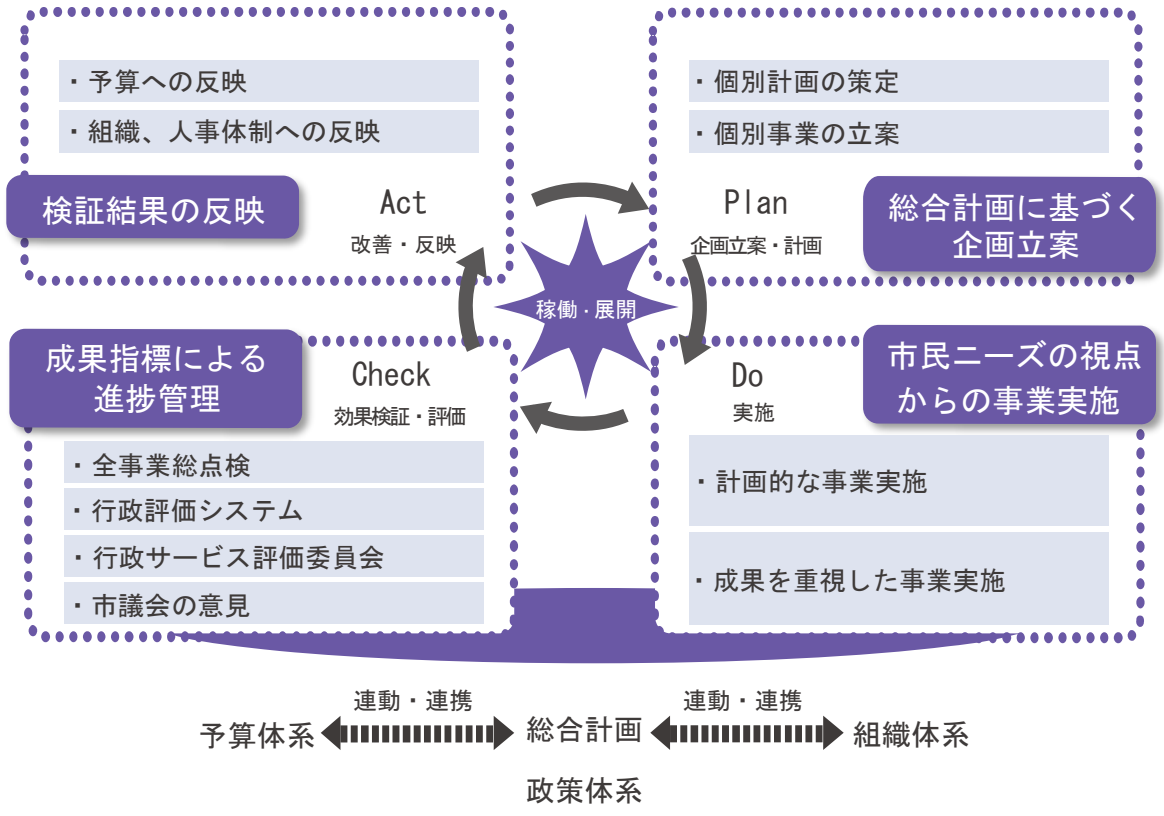

3　財政経営方針と中期財政計画

⑴　財政経営方針

財源の確保が一層厳しくなると予測される中、社会保障関係経費をはじめとする財政需要は、少子高齢化とともに今後も増加する見通しであり、また、昨今の世界的な経済状況等を見れば、的確な予測が困難な状況にあります。

このような状況下において、中長期的な視点に立ち、起こりうる不測の変化にも着実に対応できるよう、持続可能で柔軟性のある足腰が強い財政構造を堅持していく必要があります。

このため、歳入・歳出両面からの改革に今後も引き続き取り組み、財政硬直の一因となる義務的経費の抑制に努めます。また、現在保有する公共施設等の長寿命化などにより資産の有効活用を図るとともに、債務の抑制に努めるなど、効率的な資産管理を行います。

①　歳入・歳出の一体的見直し

財政の自立と安定を図るため、積極的な歳入確保を進めるとともに、全事業総点検による事業の見直しや、部別包括予算制度による各部局の創意工夫で事業の効率化や歳出抑制を図るなど、歳入・歳出の一体的な見直しに努めます。

【収納率の向上、債権回収】

効率的な滞納整理を進め、特に高額、悪質な滞納者に対しては法令に基づく滞納処分を積極的に行い、税負担の公平性確保と税等の収納率の向上を図ります。

【受益者負担の適正化】

受益者の負担について、実施している各事業の目的や対象者などを十分に考慮しながら、適宜見直しを図ります。

【扶助費の増加傾向の抑制】

高齢化の進行等に伴い扶助費の増加が見込まれる中、事業の必要性や効果の検証を実施することで適正な事業管理を行います。

【投資的経費の重点配分】

公共事業などの投資的経費については、事業の優先度を見極めるとともに、コスト縮減を図りながら市民生活に密着し、必要な公共工事に重点配分します。

②　資産の活用・債務の抑制

歳入・歳出の改革と併せて、資産の活用と債務の抑制を図るなど、市が有する様々な資産からさらなる財源が確保できるような取組を進めます。

【新たな財源の確保】

公有財産としての目的を完了した物件については売却等を進めるとともに、将来的な活用が見込まれる土地については、積極的な有効活用を進めます。

【計画的な市債発行と残高の適正管理】

市債残高の増嵩は、償還費を長期的に増大させ財政の硬直化を招くことになるため、必要な事業が確実に実施できるよう、借入金の計画的な活用と残高の適正管理を図ります。

【基金の有効運用と適正管理】

市の蓄えにあたる財政調整基金を含めた各種基金については、安全性・確実性を踏まえた上で、積極的な運用を心がけるとともに、目まぐるしく変化する社会情勢等の影響により厳しい財政状況が見込まれることから、より正確な資金計画の把握に努め、突発的な財政需要にも対応できるよう適正な残高維持を図ります。

【アセットマネジメントの考え方に基づく公共施設の管理】

公共施設は市民生活や地域経済を支える重要な基盤です。しかしながら、全国的な人口減少や少子高齢化に直面し、歳入の大幅な増加が見込めない中、施設の老朽化が進行しており、その修繕等に多額の費用が必要となることから、施設のあり方や財政フレームを勘案し、計画的に対策を行う必要があります。

このため、長期的な視点で策定した「アセットマネジメント基本方針」に基づいた実施計画となる「個別施設計画」を施設分類ごと全庁的に策定し、財政フレームを踏まえた「賢い資産管理」を目指し、施設の長寿命化の推進に重点を置いた施策に取り組みます。

③　財政情報の提供

財政を取り巻く環境が一段と厳しさを増す今日、財政運営に対する市民の関心は着実に高まっており、市民本位の市政実現に向けて、市の財政状況を市全体で共有・認識することがますます重要となることから、わかりやすい財政情報の提供を進めます。

⑵　財政収支の見通し

現行制度を前提として、第６次総合計画期間内における歳入と歳出の見積もりの総量を推計します。

本市では現在、健全な財政指標の範囲内での行財政運営を行っており、今後も引き続き健全な財政指標を維持しながら、社会情勢の変化による新たな財政需要など様々な要因にも的確に対応し、安定的な市民サービスを提供することができるよう効率的な行財政運営を持続していく必要があります。

今後５年間の財政計画では、一般会計の規模は、年 650 億円から 710 億円台で推移するものと見込みます。

①　歳入

１　市税

2026 年度当初予算を基に、今後の経済成長率及び人口推計を踏まえた上で、税制改正及び固定資産税の評価替え等を考慮して見込みます。

２　地方譲与税

2026 年度の普通交付税基準財政収入額から見込みます。

３　利子割交付金等

2026 年度の普通交付税基準財政収入額から見込みます。

４　地方交付税

普通交付税は、2026 年度当初予算を基に、一般行政経費等を考慮して見込みます。
特別交付税は、2026 年度当初予算を基に見込みます。

５　分担金及び負担金

2026 年度当初予算を基に見込みます。

６　使用料及び手数料

2026 年度当初予算を基に使用料改訂を考慮して見込みます。

７　国庫支出金

普通建設事業費にかかる国庫支出金については、歳出で見込んだ投資的経費を基に見込みます。
その他の国庫支出金については、扶助費の伸びを見込みます。

８　県支出金

普通建設事業費にかかる県支出金については、歳出で見込んだ投資的経費を基に見込みます。
その他の県支出金については、扶助費の伸びを見込みます。

９　繰入金

歳出事業費を基に特定目的基金等の繰入を見込みます。

各年度の収支調整のため、財政調整基金の繰入を見込みます。

１０　市債

建設事業債は、歳出の投資的経費を基に起債の発行額を見込みます。

臨時財政対策債は、今後も未発行として見込みます。

１１　諸収入・その他

諸収入、財産収入、寄附金について、2026 年度当初予算を基に見込みます。

②歳出

１　人件費

2026年度当初予算を基に、定員管理計画や退職手当、国勢調査等の特殊要因を考慮して見込みます。

２　物件費

2026年度当初予算を基に、今後の物価上昇率等の特殊要因を考慮して見込みます。

３　維持補修費

2026年度当初予算を基に、今後の伸び率を考慮して見込みます。

４　扶助費

2026年度当初予算を基に、過去の伸び率を考慮して見込みます。

５　補助費等

過去の決算状況等と志太広域事務組合の建設事業計画を基に見込みます。

６　公債費

2026年度以降の借入利率を3.0％とし、各年度の償還額を見込みます。

７　積立金

利子及び元金積立金について、内陸フロンティア特別会計からの返還金分と過去の決算状況等から一定額を見込みます。

８　投資及び出資、貸付金等

2026年度当初予算を基に見込みます。

出資については、下水道事業分を見込みます。

９　繰出金

特別会計の事業収支を推計して見込みます。

１０　投資的経費

計画されているプロジェクトを考慮して見込みます。

③　その他

今後、国の制度改正や社会情勢の変動によっては、計画に変更が生じる可能性があります。

歳入

単位:百万円

区分	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2026～2030（後期）年度合計
1　市税	22,800	23,057	23,336	23,648	24,093	116,934
2　地方譲与税	431	431	431	430	430	2,153
3　利子割交付金等	4,684	4,800	4,923	5,059	4,855	24,321
4　地方交付税	4,400	4,397	4,536	4,647	4,754	22,734
5　分担金及び負担金	128	128	128	128	128	640
6　使用料及び手数料	354	381	381	381	381	1,878
7　国庫支出金	11,314	11,453	12,016	12,500	12,913	60,196
8　県支出金	5,598	6,005	6,200	6,334	6,649	30,786
9　繰入金	5,061	5,690	6,875	3,732	4,783	26,141
10　市債	4,659	6,646	7,042	3,469	3,612	25,428
11　諸収入･その他	5,951	6,062	5,912	5,912	5,912	29,749
歳入合計	65,380	69,050	71,780	66,240	68,510	340,960

歳出

単位:百万円

区分	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2026～2030（後期）年度合計
1　人件費	9,257	9,121	9,469	9,316	9,835	46,998
2　物件費	7,991	8,434	8,760	8,489	8,658	42,332
3　維持補修費	449	472	496	521	548	2,486
4　扶助費	16,473	17,297	18,162	19,070	20,024	91,026
5　補助費等	12,092	9,616	9,592	9,688	10,213	51,201
6　公債費	3,844	3,942	4,067	4,282	4,359	20,494
7　積立金	464	650	3,214	650	650	5,628
8　投資及び出資、貸付金等	2,490	2,521	2,467	2,421	2,347	12,246
9　繰出金	4,253	4,851	4,006	4,043	4,151	21,304
10　投資的経費	8,067	12,146	11,547	7,760	7,725	47,245
歳出合計	65,380	69,050	71,780	66,240	68,510	340,960